2020 年（令和２年）度研究報告書

人材育成に関する調査研究：
―専門職の養成と任用後の育成に関する研究―

研究代表者　保坂　亨（千葉大学教育学部附属教員養成開発センター）
共同研究者　林　陽一（千葉大学大学院社会科学研究院）
佐々木結花（独立行政法人国立病院機構東京病院呼吸器センター呼吸器内科臨床研究部）
増沢　高（子どもの虹情報研修センター）

社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

2020 年（令和２年）度研究報告書

人材育成に関する調査研究：
―専門職の養成と任用後の育成に関する研究―

社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹 情報研修センター
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

目　次

Ⅰ．はじめに …… 1

Ⅱ．論文編：医学・法曹・教育領域における人材育成・資格についての比較 …… 3
1. 医学領域における人材育成：医師はいかにして「医師になる」に至るか …… 3
2. 法曹領域における人材育成：嵐の中の法科大学院 …… 11
3. 教育領域における人材育成：教員の養成・採用・研修の一体化 …… 36

Ⅲ．討論編：児童福祉領域の専門性・資格について …… 48

Ⅳ．資料編 …… 68
1. 資料 …… 68

(1) 資料 1：児童虐待防止対策の状況について …… 68
厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000536278.pdf
(2) 資料 2：子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ　とりまとめ …… 132
厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16500.html
(3) 資料 3：教職課程コアカリキュラム（一部抜粋） …… 148
文部科学省 HP
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/
1398442.htm

2. 記事 …… 150
(1) 記事 1：司法試験の「抜け道」鮮明に …… 150
(2) 記事 2：医学・歯学部生も医療行為 OK に …… 150
(3) 記事 3：教員免職歴、閲覧 40 年に …… 150
(4) 記事 4：会計士 45 人、研修不正か …… 151

3. 参考資料 ･･･ 152
（1）参考資料１：医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について ･････････････････ 152
医道審議会医道分科会
https://www.idoushin-support.jp/process/shingikai/shingikai3.html
（2）参考資料２：各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大について ･････････････････ 159
厚生労働省 HP
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20190422/190422honkaigi04.pdf

Ⅰ．はじめに

児童虐待の相談対応件数は年々増加し、2019 年度には全国の児童相談所と市区町村を合わせて 30 万件を超えた。また、2018 年度には子ども虐待死亡事例（心中も含む）が 73 人確認されている。この中の東京都目黒区で発生した事案がマスコミ等で大きく取り上げられる中、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において「児童虐待防止対策に向けた緊急総合対策」が発表された。さらに、千葉県野田市で発生した事案を契機に、同対策の更なる徹底・強化として厚生労働省と文部科学省が緊急安全確認調査（2019 年 2/14 ～ 3/8）を実施するに至った。この調査によって、児童相談所が在宅指導している約 38000 人の児童のうち 198 人が一時保護及び児童養護施設入所となった。また、学校においても調査期間（2/1 ～ 14）に欠席が続く児童生徒約 17 万人に教職員等が直接会って安全を確認することが求められたが、「虐待の恐れがある」と判断された 9889 人（所在不明 35 人を含む）について児童相談所などとの情報共有が行われた。

こうした状況に鑑みれば、子ども家庭福祉に関わる専門職の体制強化とその資質向上が喫緊の課題であることは言うまでもない。このうち体制強化については、上記対策を踏まえて策定された「児童虐待防止対策総合強化プラン」の中で、2019 年度から児童福祉司の増員と市町村子ども家庭総合支援拠点の設置などが進められている。また、資質向上という面では、新たな資格の創設と人材育成の在り方が検討され、2017 年度から法律で義務づけられた研修が開始されていたが、同プランにおいてその実施状況の検証が盛り込まれた。

このように児童虐待問題への関心が高まる中で、児童福祉法の改正（令和元年改正法）が行われ、「子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーの資格の在り方その他資質向上策」が改めて検討事項となった。そして、2019 年には「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質向上策に関するワーキンググループ」が設置されて、子ども家庭福祉分野の資格の在り方、研修・人材養成の在り方、人事制度・キャリアパスの在り方についての議論が始まったところである。

こうした動向を踏まえた本研究は、資格と育成の仕組みについては、児童福祉領域以外に視野を広げると様々な形態があり、それぞれの長所と短所から学ぶものがあるのではないかと考えたところから出発している。従って、本研究は、資格を有する専門職であるものの、資格の条件や育成のあり方が異なる領域（教育・医療・法曹・福祉）を取り上げ、資格の形態、そのための養成、任用後の育成等の現状と課題を把握し、子ども家庭福祉領域に必要な専門性や研修方法のあり方など人材育成を検討するための基礎資料作成を目的とした。なお、本研究では医学・法曹・教育の３領域の資格と専門性をめぐる比較表を作成しながら進めていったが、参考までにそれを文末に付表として掲載しておく。

以下、Ⅱ．論文編は、医学・法曹・教育の３領域における人材育成についての論文からなる。続くⅢ．討論編は、それを踏まえて児童福祉領域の専門性・資格について意見交換を行った逐語記録であり、Ⅳ．資料編はその関連資料を掲載したものである。なお、この資料編に上記「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質向上策に関するワーキンググルー

プ」の中間とりまとめ（資料2）も含まれている。

この意見交換会には法曹界から高橋温氏（新横浜法律事務所）の出席、ならびに医療分野から小林美智子氏（西日本こども研修センターあかし）のコメントをお願いすることができた。ここに記して感謝の意を表したい。

付表；比較表

	医	法	教育
資格	国家資格（業務独占）	国家資格（業務独占）	国家資格（業務独占）
免許	医師免許	法曹資格（裁判官・検察官・弁護士資格）	教員免許状（小・中・高・特・専修・一種・二種）
	医学部卒業（受験資格）	法科大学院（受験資格）	授与資格
国家試験	医師国家試験（予備試験）	新・司法試験（予備試験）	単位免許（小学校教員資格検定試験）
根拠法	医師法	司法試験法	教育職員免許法
選抜方法	大学入試・国家試験	院入試・国家試験	（大学入試）・選考
カリキュラム	コア・カリキュラム	コア・カリキュラム	コア・カリキュラム
実習	（インターン）	司法修習所	教育実習 初任者研修

Ⅱ．論文編：医学・法曹・教育領域における人材育成・資格についての比較

１．医学領域における人材育成：医師はいかにして「医師になる」に至るか

国立病院機構東京病院（呼吸器センター呼吸器内科臨床研究部）　佐々木結花

（１）はじめに

医師は、人の身体に薬剤投与による「負荷」や処置や手術という「傷」をもたらすことが、人に有用であるため合法的にその存在が許されている職種であり、稀有な職種である。そのため、知識や技術のみならずコミュニケーション能力等の様々な資質のトレーニングが障壁として準備されており、その取得過程においても繰り返し評価される。また、医師の適性は、医学部受験、医学生時代の担当教官にだけではなく、臨床実習時のコワーカーの評価も重視され、医師免許取得後の臨床研修時、360 度評価が行われる。「なりたい」という希望のみで医師になるのではなく、その道は長く厳しい。この報告では、様々な障壁が医師になるためにどう関わるかを具体的に追うことで、「医師になっていく」過程を示すことを目的としている。

本報告では、その過程を三期に分けて記載した。第一期は医学部学生前、第二期は医学部学生、第三期は国家試験合格後、である。現在臨床研修制度が整備され、卒後２年の臨床研修が義務付けられているため、第三期は医師免許を有する「医師」であるものの、医師としてはまだ自立しておらず、治療方針だけでなく処方すら自己決定できない時期であるため、三期とした。医師個人の背景として、１）医師家庭の出身であるか、２）大学入学以前に長期定期的に通院ないしは入院をしたことがあるか、３）家庭内の誰かが長期定期的に通院ないしは入院をしたことがあるか、などで医師への印象が変わることがあり、適性に大きく影響するが、大きく個々の経験に左右されるため、制度について取り上げた。また医学教育については医師へのコホート研究はなされていないため、論文以外の情報を利用した。

（２）第一期：医学部学生前

１）医師国家試験受験者の要件

医師になるためには医師国家試験を受ける必要がある。医師国家試験を受けるためには、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 10 条第１項以下に定められた試験の規約にのっとり、受験資格として以下の要件が必要である[1)]。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者。国家試験合格発表１週間前までに卒業する見込みの者を含む。

(2) 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後１年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの、国家試験合格発表１週間前までに実地修練を終える見込みの者を含む。

(3) 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が（1）又は（2）

に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの。

(4) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 108 号）第 17 条第 1 項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの。

上記の規定から、本邦で一般的な教育を受けるものでは、医学部受験資格は、(1) にあるように学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者ないしは卒業見込みの者となる。

2）医学部入試

本邦には 2020 年 8 月末現在、現在国公立大学 50 学部、私立大学 31 学部、大学校 1 校がある。国立大学は共通第一次学力試験及び二次試験を行い、私立大学医学部は個々で試験方法が異なるが、82 医学部の偏差値は大手進学塾である河合塾によれば 72.5 ～ 60.0 であり、決して容易ではない[2)]。

医学部に合格するためには、学力の高さとそれを支える家庭環境、経済力が必要となる。学習能力としては概ね進学校と呼ばれる中高一貫教育を行っている学校や、医学部進学校として著名である高校、医学部を有する大学附属高校の出身であり、もともと学力は非常に高く、医学部以外の選択肢が拓けており、医師という選択肢がある学生が大半である。

医学部受験は、国公立大学では大学共通第一次学力試験の成績を含め、高校での評点を併せて評価し、かつ、二次試験と小論文審査を行う場合が多い。医学部志望者は 2 段階選抜として、大学共通第一次学力試験の成績を用いて二次試験の受験可能か事前に選抜されるため、高得点が必要となる。多くの私立大学では大学共通第一次学力試験を併用する場合もあるが、独自の学力試験形式をとる。公立大学、地方国立大学の一部では、医師数の地域格差解消目的で地域枠として若干名募集する場合に異なる二次試験方法をとる。私立大学では若干名のみを対象とするが、指定校推薦や試験を明記していない評価方法を行う場合がある。いずれにしても学力が医学部合格の基盤となる。

学士入学ないしは編入を行っている医学部は、2020 年現在 34 大学あり[3)]、各大学で 10 名以下の枠が設定されている。選抜方法は、書類審査、学科試験、面接であり、多様多彩な能力を有する人材を求める目的である。志望者は医師に対する志望が強く資質は高いと思われるが、一方、一般合格者に比し高齢であり、6 年の医学教育及び臨床研修期間により、経済的問題が生じることや、実習及び研修に際し体力的な負担もあり、良い面ばかりとは言えない。

3）医師志望動機

m3.com は、2013 年に回答総数 500 人（勤務医 388 人、開業医 98 人、基礎研究者 10 人、その他 4 人）のアンケートを実施し[4)]、医師を志した動機を尋ねている。動機として勤務医、開業医とも最も多かったのは仕事のやりがい、面白さ（500 人中 276 人）であった。勤務医は医学や生物学への関心が二番目に多い動機であり、開業医は親や親族などが医師であったことを挙げている。他に比較するデータが公表されていないこと、インターネット上のアンケートのため本心で答えているかは不明ではある

が、他に多数が答えた動機は、職業の安定性、社会的地位の高さ、給与の良さ、成績が良かったため、という内容で、高い学力を持ち、医師になるという志ではなく、収入の面から医学部を選択した者もおり、医師以外の職業でもよかった可能性がある学生が医学部を選択していた。

4）他学部受験との違い

医学部受験は、看護学部、薬学部などの医療系学部と同様に学部合格が卒後その職業（この場合は医師）となることと直結している。学部名が将来の職業を指しており、その資格試験である国家試験の受験資格を卒業時に得ることが最大の目標である、という人生を決定づけることが大学受験となる。特に医学部では、卒業後医師国家試験を受けない卒業生はいないといってよい。現役高校生であれば18歳で社会経験がほとんどないまま医師となることを自己判断せざるを得ず適性について確実であるか疑問視する声もある。

（3）第二期　医学部学生

1）戦後からの変遷

医学部のカリキュラムは1990年代から大きく転換している。第二次世界大戦後の医学教育基準は、GHQ公衆衛生福祉医療局が決定し、卒前医学教育の改善、医師国家試験の再開、インターン制度の導入が行われた。その後1968年に、インターン制度廃止、臨床研修の導入、卒業直後の国家試験の導入に合わせ「医学部設置基準要綱」が示され、それまでの詳細は授業科目と授業時間設定を変更し、カリキュラムの大綱化が行われた[5)]。さらに、筑波大学が試みた6年間一貫医学教育の実施などを経て、1991年、各大学が多様な教育課程を編成することが可能となった。2001年、医学教育モデル・コア・カリキュラムが示され改定が重ねられ、現在の医学教育モデル・コア・カリキュラムは、「多様なニーズに対応できる医師の養成」をキャッチフレーズとして2016年（平成28年）に改訂された[6)]。

2）医学部進学課程の廃止の影響

医学部進学課程は、1955年以降に医学部進学のために設置されたが、1991年に学校教育法第55条第2項が改正されて医学部の入学資格が高校卒業程度、修業年限は6年となったことで6年間の医学一貫教育が認められた[5)]。それまで医学部進学課程で行われた医学部以外の学部との共通講座の受講機会が減少し、医学部進学課程と医学部の間に障壁がなくなった。医学部入学し6年間の医学一貫教育開始により他学部生との交流は以前に比し減少し、医学という領域に生活基盤を形成するという意識及び意欲が医学生に強まり、「医師になる」という見地から学習し、「医師になる」もの同士の内輪での交流をする意識が強くなり、一種のムラ社会の形成がここで始まると推測される。

3）経済的事情

医学部は実習が多いことから学費が高く、経済的に不安がある医学生は奨学金制度や教育費ローンを組み、アルバイトで補う場合も少なくない。2020年より給付奨学生制度が変わり、世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず支援を受けることが可能となり、その対象となれば、大学・

専門学校等の授業料・入学金も免除又は減額されることとなった。経済的な理由で医師への道を断念する学生が減る方向とはいえるが、現在の医学教育は様々なデジタルツールを用いること、あとに述べる様々な試験対策に費用は増している。奨学金として、地方自治体からその地域で将来働くことを前提として給付されるケースや、財団法人や病院で将来その施設で働けば返済が減免される制度が設けられている。その他教育一般貸付など、公のローンもあり、長期にわたり返済している医師も見受けられる。

医学生が医師となるうえで「労働の対価である金銭」の意識が増すのは、この学生時代ではないかと推測しうる。医学生は単価が高い家庭教師などのアルバイトに向かうこととなり、周囲から「将来医師となる、学力が高い、特別な扱いを受けて当然の学生」という自己認識が生じる可能性がある。

4）医学教育モデル・コア・プログラム

医学教育モデル・コア・カリキュラム（図 1-1）において、医学部卒業時までに身につけるべき知識・技能・態度の目標がまとめられている[6)]。カリキュラムの約 3 分の 2 をこのモデル・コア・カリキュラムの履修にあて、残りは大学独自のカリキュラムを用いる[7)]。医学部は魅力ある独自のカリキュラムを組むことで優秀な学生を集めねばならず、漫然とした医学教育を行う講座は学部内でも容認されない風潮となった。

医学生は、このカリキュラムにおいて、患者とのコミュニケーション取り方、多職種とのチーム医療のための理想像が示されており、より良い医師であるための教育は以前より長く行われる結果となった。

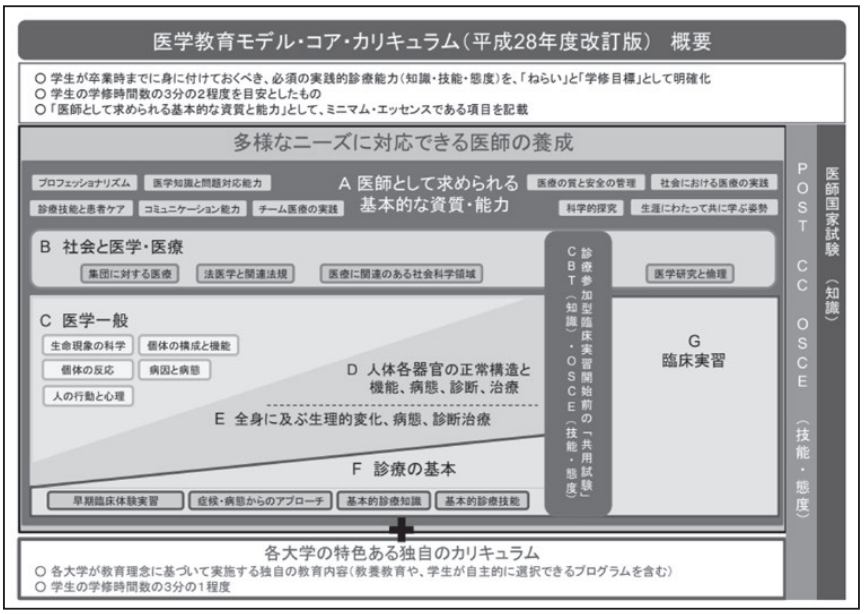

出典：文部科学省

図 1-1. 医学教育モデル・コア・カリキュラム

5）臨床実習

臨床研修の2020年の制度見直しにあたり、2018年に厚生労働省より、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会から報告書[8]が示され、卒前卒後の一貫した医師教育について「シームレス」な医師養成の更なる推進について検討された。卒前教育は、2005年から社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構によって実施されている診療参加型臨床実習開始前に備えるべき知識に対するComputer Based Testing（CBT）、技能・態度を評価するObjective Structured Clinical Examination（OSCE）の実施及びstudent doctorの認定証発行、一般社団法人 全国医学部長病院長会議による診療参加型臨床実習のための医学生の「医行為」の水準策定、臨床実習後の技能・態度の評価を行うPost-Clinical Clerkship OSCE（臨床実習後 OSCE）の実施、今後2023年までに国際水準の医学教育の認証を目指した一般社団法人 日本医学教育評価機構による評価の全大学の受審の実施と、この約20年余りの間に大きく変化しつつある。

筆者が卒前教育を受けていた1980年代後半は、大学病院内の医師が行った医療を紙カルテ内で追い、それを基にして実習を引き受けてくださった患者と決められた時間に控えめに会話し、実際の医療は見学のみ行い、その結果をレポート化し評価を受ける、という受動的な方式であり、患者の病態について疑問や意見を持たず、与えられた情報を理解するのが精いっぱいであった。しかし近年の診療参加型臨床実習は、国際的評価基準に耐えうる医学教育を目標とし、医学部学生が実際に診療に参加するstudent doctorとしての資格を目指した自主積極学習型である。student doctorとしての最低限必要とされる基本的医学的知識と、臨床技能、社会性を有し、該当患者にできるだけ不愉快な気持ちを感じさせないだけでなく、指導する医師及び現場のコワーカーにできるだけ負荷をかけないよう、あらかじめ共通試験で確認される必要がある。OSCEを臨床実習が開始されるまでに合格しstudent doctorの称号を得ることは、実習を引き受ける患者にとって、能力を有する医学生、という称号が与えられた医学の知識を十分に持った医学生に関わりその成長に自身が関わっているという満足感にもつながると推測される。

医学教育モデル・コア・カリキュラムはOSCEを目的として座学だけに長けるのではなく、真の臨床能力を身につけるように構成されており、コミュニケーションや態度の体得を目指しつつ、大学独特のカリキュラムを加味することで、能動的な国際性や討論能力を医学生のうちから身につけられるよう、医学部の医学教育講座を中心に企画されている。この変化は、日本の医学教育が転換し、医師になるという意識を大きく育て膨らませた半面、学業に余裕が失われ、大学受験以後も試験が断続的に続き、医学生の精神的経済的負担は増大したと推測される。

6）マッチング

研修医マッチング（組み合わせ決定）は、初期臨床研修希望者と、研修病院の研修プログラムとを研修希望者及び研修病院の希望を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従って、コンピュータにより組み合わせを決定するシステムである。学部6年生で行われるが、多くの学生は学部4年生から多くの研修病院を見学し、最終的に出願、病院によっては志望にかなえない場合があり、2020年には第1希望でマッチした者の全マッチ者に占める割合は全体の71.1％であった[9]。

医学部成績で希望研修病院が決定されていくわけであるが、この制度前の学生に比し、本制度の下では、医学部学生は在学中の成績維持を常に意識することになり、本制度以前の医学部生に比し、より勉学時間が長時間に及ぶ。医学部が医師のための教育施設としてより洗練された反面、成績重視となり卒後研修の中で医師の適性に悩む例が生じる可能性が生じたと思われる。

7）医師国家試験

医師国家試験の特徴は合格率が90％前後と高いことで、2020年3月16日（月）に発表された第114回医師国家試験の合格者数、合格率は、受験者数10,140名、合格者数9,341名（合格率：92.1％）であった[10)]。

合格基準[11)]は、必修問題は一般問題を1問1点、臨床実地問題を1問3点とし、必修問題を除いた一般問題及び臨床実地問題については、各々1問1点とした上で、(1) から (3) のすべての合格基準を満たした者を合格とする。(1) 必修問題を除いた一般問題および臨床実地問題は217点以上／299点、(2) 必修問題は158点以上／197点、(3) 禁忌肢問題選択数は3問以下となっており、決して容易ではない。「医師国家試験出題基準は、卒前教育・卒後臨床研修・専門医の育成等を含めた一連の医師養成課程の中で、医師が医療現場での第一歩を踏み出す際に少なくとも具有すべき基本的知識・技能・態度を各項目に分類し、具体的に示したものである。」[12)]とされ、平時の知識の延長を思わせるが、医学部6年間の教育の集大成であり、失敗した場合医学部卒業によって得られる「医学士」には市場価値はなく、浪人して国家試験受験を繰り返すしかない。医学生から医師になる障壁は、やはりこの国家試験合格が最難関であり、医師としての自覚を得る刺激としては最大と推測できる。

（4）第三期　国家試験後

1）臨床研修制度の影響

1968年のインターン制度廃止後、臨床研修制度が創設され、医師免許取得後2年以上の臨床研修を行うように努力規定が定められたが、2004年以降、診療に従事する医師は2年以上の臨床研修を受けることが必修化された[13)]。

厚生労働省によれば、この背景として、1）地域医療との接点が少なく、専門の診療科に偏った研修が行われ、「病気を診るが、人は診ない」と評されていたこと、2）多くの研修医について、処遇が不十分でアルバイトをせざるを得ず、研修に専念できない状況であったこと、3）出身大学やその関連病院での研修が中心で、研修内容や研修成果の評価が十分に行われてこなかったこと、があったとされ、医師の臨床研修の必修化に当たっては、医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、アルバイトせずに研修に専念できる環境を整備すること、が担保されることを目的とした[13)]。この転換によって、漫然とした大学医学部主導の狭い研修選択から、より良い臨床研修を行う施設を、医学生自身が選択することが可能となったため、大学を含めた医療機関が優秀な学生を確保するために臨床研修カリキュラムの改正だけでなく、臨床研修をする医師の環境や待遇改善に自助努力を行わざるを得なくなった。各大学は医学生に魅力的な教育を行うことを課題とし、医学教育の在り方を検討する専従の講座を置き、学習環境を改善するように転換した。大

学の各講座は優秀な学生に早期から自分野の学会の出席や演題発表、論文化を指導することとなり、青田買いの様相を呈している。医学生でありながら医学に触れる機会が増えることで、より医師になる実感が増していることが推測される一方、さらに医師であるという自意識がさらに若い年代で確立することになる。

2）2020 年の臨床研修変更について

臨床研修中は自己判断で治療方針を決定することはできず、上級医の承認の下で診療を行い、現在のところ、内科系を 24 週、救急 12 週、外科、小児科、産科、精神科、地域医療を各 4 週研修し、選択科を 48 週回ることが必修化されている。目的は「臨床研修の到達目標、方略及び評価の見直し」であるが、非常に密度が高く、特に 4 週間ずつ研修する科については、どこまでその診療を知ることができるかは不明であり、指導医も頻回に替わるため、研修医を支え医師として一歩を踏み出す時期として妥当であるかの評価は賛否ある。また、臨床研修 2 年を経て、専門医制度に従い新専門医制度に進む医師が多いと思われるが、この専門医制度は開始されたばかりで流動的である。現在の案としては、臨床研修の研修成果の一部も新専門医制度の評価対象となってしまい、臨床研修の重圧はさらに増している。

（5）まとめ

医師免許を取得しても生涯学習が必須である医師は、医師になるという事実と医師であるという精神的な立ち位置に差が生じる場合がある。著者は家族背景に医師がおらず、周囲家族に通院や入院するものが多かったために医師を志し、医師以外の職業を考えたことがなく、医師進学課程入学から医師国家試験に合格し、当時としては最もオーソドックスであった出身大学での研修を行い、関連病院で後期研修を行い、以後関連病院で勤務をし、関連病院において医学博士を取得している。医師になる意識は志した中学生以前、医学部受験、国家試験の時期のみで、国家試験以降は「医師である」意識の中で生活してきたため、「医師になる」意識は現在の医学生より低かったかもしれない。

現在、医師となるには多くの障壁が生じ、志のみでは医師になることはできない。この事態が今後の医学をゆさぶるのか、国際競争に勝てるほど質が上がっていくのか、推測することは困難である。

参考文献

1）厚生労働省 . 医師国家試験受験資格認定について. 厚生労働省ホームページ. https://www.mhlw.go.jp/topics/2012/05/tp0525-01.html.

2）河合塾医進塾 . 医学部入試情報 2021 国公立大学医学部偏差値一覧 . https://ishin.kawai-juku.ac.jp/exam/deviation/.

3）清光学院 / 清光編入学院 . 医学部編入学情報. https://www.seiko-lab.com/whats/topics/igakubutopics47.html

4）m3.com. 気になる論点他の医師に「これが聞きたい」. https://www.m3.com/news/iryoishin/178087.

5）逢見憲一（2019）. 臨床医学教育における医師と医学の原像と「執拗低音」－「ドイツ医学」と「アメリカ医学」の変容に関する一試論 . 坂井建雄（編）. 医学教育の歴史－古今と東西 . 法政大学出版局 , pp.435-482.
6）文部科学省 . 医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）、歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）の公表について . https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033-2/toushin/1383962.htm
7）文部科学省 . モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会（平成 27 年度～）（第 3 回）配付資料 . https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033-2/siryou/__icsFiles/afieldfile/.
8）医道審議会. 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書 . https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10803000-Iseikyoku-Ijika/0000200863.pdf.
9）医政局医事課医師臨床研修推進室 . 令和 2 年度の医師臨床研修マッチング結果をお知らせします . https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000180824_00003.html.
10）厚生労働省医政局医事課 . 第 114 回医師国家試験の合格発表について . https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000607112.pdf.
11）厚生労働省医政局医事課 . 第 114 回医師国家試験の合格基準 . https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000607112.pdf.
12）厚生労働省医政局医事課 . 医師国家試験出題基準 平成 30 年版 . https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10803000-Iseikyoku-Ijika/0000128990.pdf.
13）厚生労働省ホームページ . 医師臨床研修制度の変遷 . https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/hensen/.

２．法曹領域における人材育成：嵐の中の法科大学院

千葉大学大学院社会科学研究院（法科大学院）　林　陽一

（１）法曹資格

１）わが国における法曹資格

「法曹」とは、法律の専門家のうち、裁判官、検察官及び弁護士の三者を包括する名称であり、法務省（司法試験委員会）の実施する司法試験に及第し、その後に最高裁判所（司法研修所）が実施する司法修習を経て得られる資格である「法曹資格」を必要とするものを言う。法律の専門家としては、法曹の外に司法書士、弁理士その他の資格をもって携わるものがある[(1)]が、司法書士の業務は弁護士の業務にほとんど包摂されており、また弁理士の業務は弁護士が行うこともできるとされている[(2)]。その意味で法曹資格は、法律に関わる業務を行う上で最も広範な守備範囲を有するものと言うことができる。

わが国の法曹は、明治憲法下においては、高等試験[(3)]司法科に及第した後に司法官試験を受験する者と弁護士試験を受験する者に分かれ、前者に及第した者が裁判官と検察官、後者に及第した者が弁護士になるものとされていた。これが司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）によって司法試験に一本化されたのは、裁判官を弁護士資格のある者の中から任用する法曹一元制を採用するアメリカ法の影響をいくらか受けたものとも思われるが、裁判官、検察官の多くは、司法修習の段階で優秀な成績を収めた者の中からそのまま採用されていくのが実状のようである。

２）司法試験

司法試験は、司法試験法（昭和 24 年法律 140 号）に基づき法務省（司法試験委員会）が実施する国家試験である。この試験の受験資格、内容は、司法制度改革に伴う法科大学院の創設に合わせて大きく変化した。そこで以下では、司法制度改革の前後で区分して、司法試験の内容を概観する。

ア．旧司法試験

司法制度改革前の司法試験（以下では「旧司法試験」と言う。）は、受験資格の限定がなく、「教養と一般的学力」を判定する第一次試験と、法律科目の「学識及びその応用能力」を判定する第二次試験とで構成されていた。しかし第一次試験は、大学学部の卒業者などには免除されたため、2000 年前後では毎年 500 ～ 600 人が受験するにとどまり、実質的には第二次試験が司法試験の内容をなしていた。

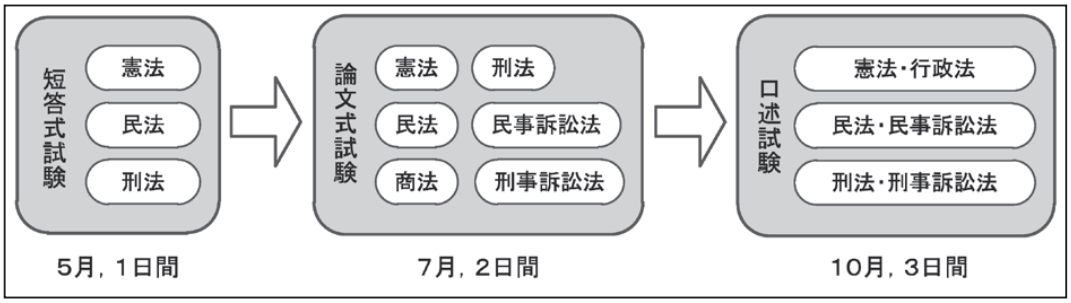

出典：著者作成

図 2-1. 旧司法試験（第二次試験）の内容

第二次試験は、図 2-1. のように短答式試験、論文式試験及び口述試験の三段階で行われ、それぞれ前段階の試験の及第者のみが次段階の試験を受験することができたことから、それぞれの採点と及落判定に要する時間を勘案して、実施時期も 5 月から 10 月までの長丁場のものであった。

出題される法律分野は、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の「基本六法」と言われるものに限られていた。これは、大学の授業又は自習により学修できる分野に限定して選抜を行い、実務的・応用的な分野については司法修習において又は実務法曹として活動する中で OJT として学修することを想定したものであった。

イ．新司法試験

これに対して、司法制度改革により設置された法科大学院の修了を受験資格として[(4)] 作られたのが、2006 年（平成 18 年）から開始された新しい司法試験（以下では「新司法試験」と言う。）である（図 2-2. 参照）。

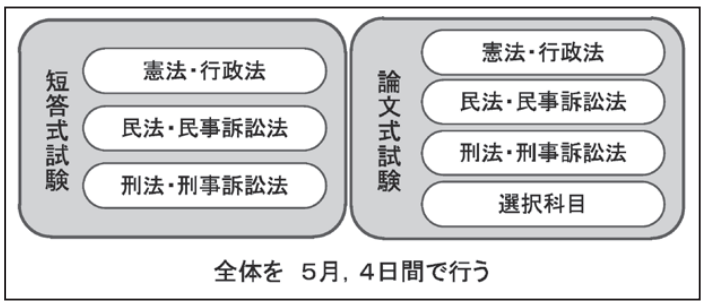

出典：著者作成

図 2-2. 新司法試験の内容

新司法試験の旧司法試験との違いは、内容面では①出題法律分野に行政法が加わったこと、②短答式試験の段階から訴訟法分野が出題されること、③論文式試験では基本七法に加えて応用分野からの選択科目が出題されること、④口述試験が廃止されたことであり、実施時期としては⑤すべての試験が 5 月に連続して行われること、さらに受験機会として⑥法科大学院を修了した後 5 年以内に 3 回まで受験できるという制限が設けられたことが異なっている。

このうち行政法からの出題（①）は、司法制度改革意見書の中に「司法の行政に対するチェック機能の強化」が謳われていたことと無関係ではなかろう。訴訟法（②）及び応用分野（③）からの出題は、法科大学院において実務基礎教育が行われることを前提として、単なる法理論能力だけでなく法実務能力を判定することを目指すものといえる。さらに口述試験の廃止（④）は、すでに法科大学院（とくに双方向的・多方向的授業の場と、実務家教員の担当する科目の授業）において口頭による問題即応能力が一定程度訓練されていることを想定したものと考えられる。

⑥に挙げた受験機会の変更は、後述の司法制度改革審議会の意見書が提示した「『プロセス』としての法曹養成」の理念に基づくものである。法科大学院における学修というプロセスによって、実務法曹に相応しい能力を得ることができた者は、修了後5年以内に3回の受験機会によって合格することができるであろう。万一、合格することができなかったときは、改めて法科大学院における学修を積んで、再度の挑戦をするべきである、という考え方である。

なお、2015年（平成27年）から、法曹志願者の減少に対応して、短答式試験の試験科目を憲法、民法、刑法の3分野に限定すること、法科大学院の修了後5年間に5回まで受験できること、への変更が行われた（図2-3.参照）。

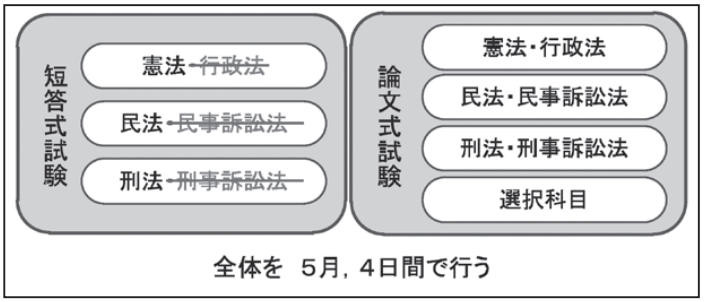

出典：著者作成

図2-3. 新司法試験の内容（2015年以降）

3）司法修習

ア．内容

司法試験に及第した者は、司法修習を受け、最終試験（司法修習生考試）に合格することによって法曹資格を得ることとされている。司法修習の内容も、司法制度改革の前後で動きがあるが、ここでは同改革後の制度を中心に説明する。

司法修習は、全体で約1年間行われる。この修習期間は、かつては2年間であったが、すでに司法制度改革前の1999年から1年6箇月、2006年から1年へと短縮された。これは、司法試験の合格者の増加により司法修習生も急激に増加したこと、そして間もなく実施される司法制度改革後の修習制度を見据えてのものであった。

修習は大きく分けて、司法の現場における「実務修習」と司法研修所における「集合修習」との2つから成る。司法制度改革前は、前述のように司法試験の受験資格に制限がなかったため、現場の修習に耐えられるよう法律実務に必要な最小限度の知識を身につけるための導入修習が、司法修習の最

初の段階で行われていた。司法研修所の教室で行われるこの「前期修習」の期間は、1998年までは4箇月、2005年までは3箇月であった。しかし、司法試験に合格し司法修習を受ける者が基本的に法科大学院の修了者であるようになり、前期修習の内容にほぼ対応する授業が法科大学院で行われることとなった[5]ため、同修習は廃止されたのである[6]。

そこで現在の司法修習は、いきなり「実務修習」から始まる。「民事裁判」、「刑事裁判」、「検察」及び「弁護」の4分野について、それぞれ2箇月[7]の間、地方裁判所民事部、同刑事部、地方検察庁及び法律事務所[8]において実務家の指導により、実際の事件を素材とした研修を行うのである[9]。

法科大学院において応用分野の学修が義務づけられ、司法試験に選択科目が設けられたことに対応する面もあろうか、上記4分野の基本的な修習を超えた内容の修習も実務修習として行われる（「選択型実務修習」）。その内容は、修習生が自己の興味により選択できるとされており、これを提供する弁護士会ごとに工夫がなされている。たとえば、一般市民のための法律実務、刑事弁護・少年事件研修、ADR（裁判外紛争解決手続）の理論と実務、基礎からわかる子どもの事件のノウハウ、セクハラ・LGBT・DV事件等の実務や、知的財産権訴訟の専門部が提供する修習、法律事務所等が提供する渉外事務所修習や大規模事務所修習などがあると紹介されている[10]。

司法修習の最後（修習生の半数については、上記の選択型実務修習より前に行われる。）として、2箇月の「集合修習」が行われる。修習生はクラスに分けられ、民事裁判官、刑事裁判官、検察官、弁護士（民事を専門とするものと、刑事を専門とするもの）の5人がクラス担任となり、それぞれが民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目の授業を行う。実際の事件記録から作成された修習用事件記録（修習記録）を使い、文書を起案し、添削・指導を受け、また修習生同士で討論する形の授業である。

これらの研修を終えた後、司法修習生考試（「二回試験」とも俗称される。）が行われ、それに合格すると法曹資格が与えられることになる。

イ．問題点

司法修習は法曹資格取得のために義務づけられており、公務員とはされないものの、原則として兼業が禁止され[11]、修習に専念する義務を負っている[12]。そのため、かつては謂わば給与に当たる金員が支給される給費制（月額20万4,200円の給料その他）が採用されていた。しかし、2011年の修習生から修習資金は貸与制に移行した[13]ことから、法曹になるための負担の大きさが大きく問題とされた（この点は、（３）１）イ．c）で述べる。）。

そこで、2018年の修習生から修習給付金制度が適用され、月額13万5,000円などが支給されることになったものの、法曹への道が誰にでも目指すことのできるものであるか、現在でも問題を残しているように思われる。

もう一つの問題は、修習生の成績に関わるものである。司法修習の最後の関門である司法修習生考試の成績が芳しくなく、合格できない者がかなりの数に上っている（図2-4.参照）。新司法試験合格者である新修習生については、たとえば2007年度採用の修習生のうち113人（6.2%）が不合格となるなど、法科大学院における教育に対して疑問が寄せられることになったのである。この点について

も、（3）1）イ . a）で後述する。

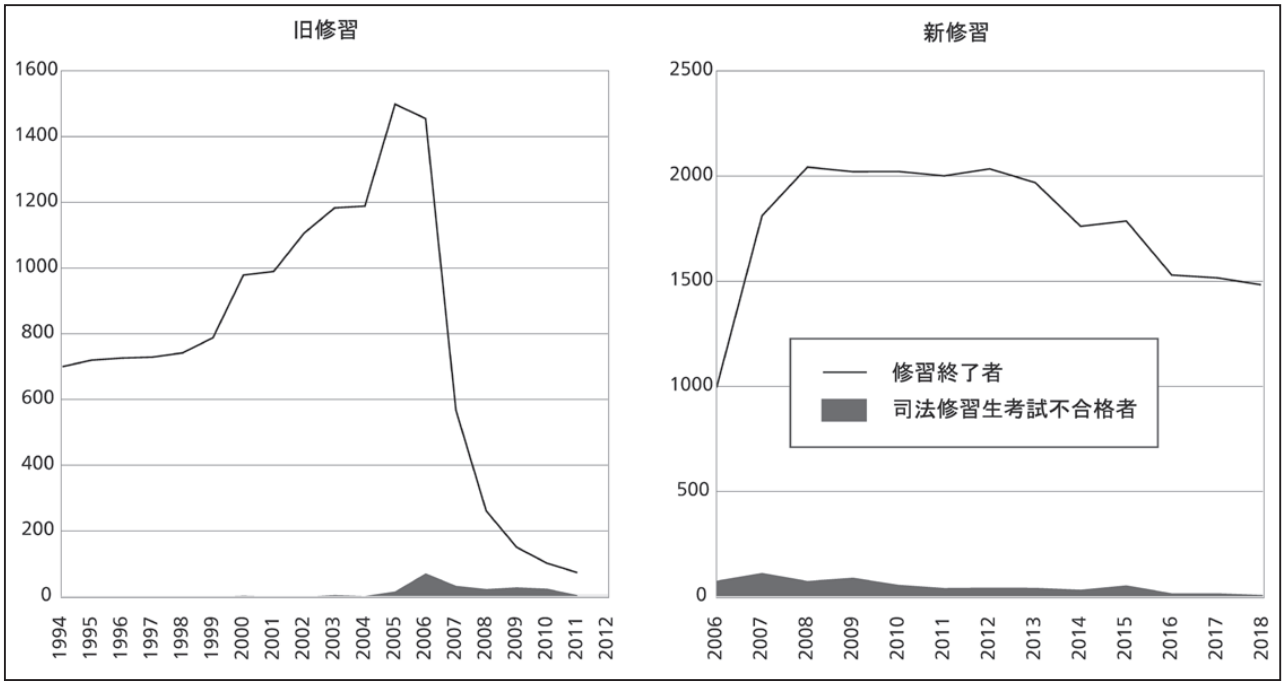

出典：著者作成（データ：法務省 http://www.moj.go.jp/content/001311424.pdf）

図 2-4. 司法修習生数と考試不合格者数の推移

（2）法曹養成制度

1）戦後の制度

1949 年（昭和 24 年）に制定された司法試験法によりスタートした旧司法試験においては、大学法学部などで法律学を学んだ者にとって、司法試験を受験してみることが一つのチャレンジ経験として意識されることがあった。学部在学中に受験することも可能であり、法学部 3 年生で合格することなどは、その優秀さを示す勲章のようにも思われていた。もちろん、高度経済成長期には民間企業への就職を志望する法学部学生も多く、学生すべてが司法試験を目指すものではなかったが、法学部を擁する大学としても、学生の司法試験受験をサポートするため、OB の弁護士などによる試験対策講座を――もとより正課とは別にであるが――行わせている私立大学も見られた。これらの大学にとっては、司法試験の合格者数が大学の序列を決める上でも決定的な要素と捉えられていたのである。

しかしながら、司法試験の合格率が――次述する司法制度改革直前で――2%から 3%と極めて低く（図 2-5. 参照）、最難関の国家試験と言われ、法曹志望者の減少が危惧されると同時に、上記の大学 OB による試験対策講座を含め、必ずしも実務に適合していない受験予備校教育の蔓延など、法曹養成制度の偏りが問題とされるようになっていた。

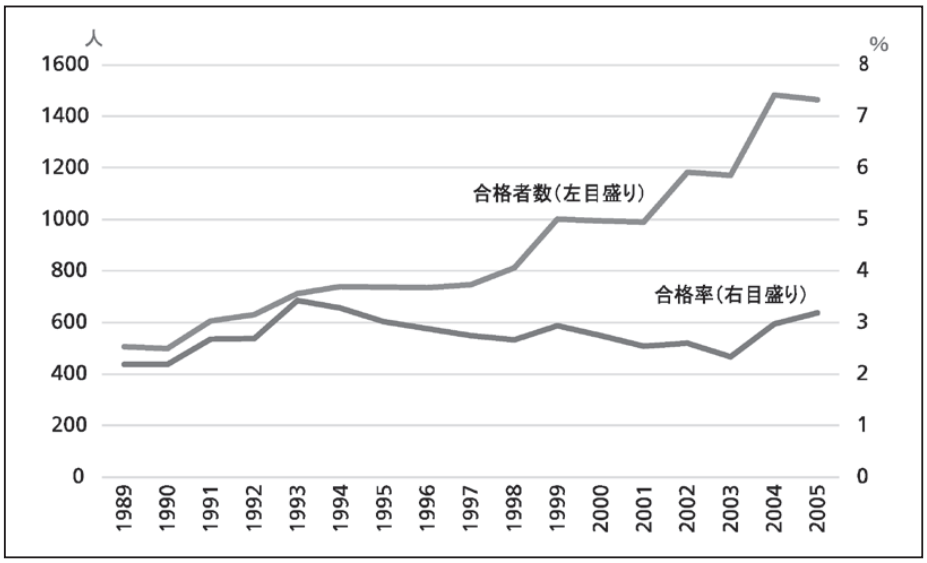

出典：著者作成（データ：法務省 http://www.moj.go.jp/content/000057099.pdf）

図 2-5. 司法制度改革前の司法試験合格者数・合格率

2）司法制度改革

高度経済成長を遂げて国内総生産（GDP）ベースで世界第 2 位の経済大国となった[14] 日本は、その後いわゆるバブル経済の崩壊を経験し、民間の経済活動を（「護送船団方式」などと言われた）国の規制から解放し（「規制緩和」）、自由かつ創造的に行わせる一方で、その中で生じた紛争は法的ルールに基づいて事後的に解決する（「事前規制から事後チェックへ」）社会への変革を目指して、司法の役割を高めるための改革を行う「司法制度改革」の必要が叫ばれるようになった。その制度設計のため 1999 年（平成 11 年）に設けられた司法制度改革審議会は、2001 年（平成 13 年）6 月に報告書として「司法制度改革審議会意見書― 21 世紀の日本を支える司法制度―」（以下で「意見書」という。）をまとめ、司法制度改革の 3 つの柱として、①司法制度の改革、②それを支える法曹の改革、③国民の司法参加を挙げた[15]。専門職大学院としての法科大学院の設置は、その 2 つ目の柱にある「法曹養成制度の改革」の中心となる提言である。

意見書は、法曹養成制度改革の目的を、(a)法曹人口の大幅な増加と(b)プロセスとしての法曹養成に置いていた。すなわち、(a)については、司法試験の合格者数を、2010 年（平成 22 年）ころに年間 3000 人にまで増やすこと、これにより 2018 年（平成 30 年）ころまでに実働法曹人口が 5 万人規模に達することを目標としている。他方、(b)については、これまで法曹志望者の教育は大学（主に法学部）に委ね、そこでは必ずしも法曹実務になるための教育内容が保障されていなかったこと、前述（（1）2）ア．）のとおり極めて合格率の低い司法試験に合格するため予備校に頼る学生が多く、内容に一定の信頼を置くことができる大学の授業ではなく、受験技術に偏した予備校の教育が蔓延したため、司法修習の場で「再教育」が必要とされていたこと[16] から、「司法試験という『点』による選抜ではなく、『プロセス』としての法曹養成」を行う必要があるとされていた。法科大学院においては、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施すること、そのために実務家教員を一定数配置することが求められ、さらに多様な背景をもつ人材に法曹としての活躍を期待することから、法学部以

外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させることとしている（後述（２）４）イ.(d)参照)。継続教育の整備も、併せて提言されている。

３）法科大学院の設置

司法制度改革審議会が法科大学院の設置を提言した際には、法科大学院の数として概ね十数校を想定していたと言われている。司法試験合格者の目標として挙げられた3000人に――意見書で明言はされていないものの――法科大学院修了者の司法試験合格率として当時言われていた7割ないし8割という数字[17]を当てはめると、法科大学院の学生定員は合計で4000人程度が想定されていたと想像される。

これに対して、法科大学院制度がスタートした2004年（平成16年）に設置されたのは、68大学、学生定員は合計で5590人であった[18]。法学系の学部・学科を擁する大学の多くが法科大学院の設置を申請する中、いわば規制緩和により、当初の想定を超える数の法科大学院が設置された。そして間もなくここから、法科大学院修了者の能力に対する疑問が生ずることになるのである。それは、たとえば（１）３）イ.で前述した、司法修習生考試の不合格率の高さなどにより、司法関係者に強い印象を与えていった（(３）１）イ.a）で後述する。)。

４）法科大学院における教育

ア．教育課程

専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令16号）等により、法科大学院における教育は概ね次のように定められた。

(a) 標準修業年限を3年とし、修了要件は3年以上の在学と93単位以上の修得とする。

これは、法科大学院入学前に法律学を学んだことのない者（以下で「法学未修者」と言う。）に対する教育課程を標準ないし原則とするものであり、多様な背景をもつ人材を実務法曹として育てる教育を謳った司法制度改革審議会の意見書に対応するものである。

(b) 法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下で「法学既修者」と言う。）については、修業年限を1年以下（30単位以下）短縮する（2年以上在学し、63単位以上修得すれば修了とするものとする。)。

法律学の基礎的な学識を有することが入学試験において確認された者については、教育課程の2年目から履修させ、2年間での修了を可能とする。法学既修者としての認定は、法律学を専攻する学部・学科を卒業しているといった学歴によってなされるのではないから、それらの学部を卒業していないが法律学を自習した者が法学既修者として入学することもあり得る。逆に、学部において法律学を学習した者が、修業年限の短縮を求めず、標準修業年限での修了を目指して入学することも認められ、そのように入学する者の数が法律学の学習経験がない者の数を上回ることがむしろ一般的であった[19]。

実質としての法学学習経験の有無はともかく、法学未修者として入学した者は、2年次に進級した段階で、法学既修者として入学した学生と同じ教室で教育を受けることが一般的であった（法科大学

院によっては、2年次配当科目の授業を法学未修者と法学既修者とで分けて、法学未修者にとって効果的な教育を行うことを目指すところもある。この場合でも、3年次の授業は、両者を共通して行うこととなろう。)。そこで、法学未修者は、法学部等における（4年間に亘って行われる）法律学教育とほぼ同レベルの学修を法科大学院の1年次に行う必要があるため、科目構成としては基本七法分野（憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）それぞれの概要を広くカバーする授業科目を配置することとなる一方、1年間でのその修得をサポートする様々の工夫が必要とされることになる。この点はその後、「法学未修者教育の充実」という形で、文部科学省から様々な形で法科大学院に要請されることになった（（3）2）イ．参照)。

(c)「理論と実務の架橋」を意識した教育を行うため、授業科目はⓐ法律基本科目、ⓑ実務基礎科目、ⓒ基礎法学・隣接科目及びⓓ展開・先端科目の4群によって構成する。

各群の内容は、概ね次のとおりである。

ⓐ　法律基本科目群　　公法系（憲法、行政法などの分野に関する科目)、民事系（民法、商法、民事訴訟法などの分野に関する科目）及び刑事系（刑法、刑事訴訟法などの分野に関する科目）

ⓑ　実務基礎科目群　　法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ　など

ⓒ　基礎法学・隣接科目群　基礎法学、外国法、政治学、法と経済学　など

ⓓ　展開・先端科目群　労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法　など

多くの法科大学院において、ⓐについては、1年次において講義形式――これについても当初は、双方向型（教員と学生のやり取りにより授業が進行するもの）・多方向型（教員とのやり取りに加え学生同士のやり取りにより授業が進行するもの）であることは求められた[20]――の授業を行い、2年次においては判例や事例問題を題材とした討論形式の授業を行っている（科目名としては、「○○法演習」や「応用○○法」などが多いようである。）ように見受けられる。

ⓑは、「理論と実務の架橋」の中で、実務の側に位置する科目群である。ⓐについて理解できていることが前提となるから、2年次以上に配置される。旧司法試験の時代に行われていた司法修習の前期修習に代わるものとして位置づけられており、裁判官、検察官、弁護士という法曹実務家の中から、科目に応じて最も関わりの深い立場の教員が授業を担当する。

それらの授業では、かつて司法修習の前期修習に用いられたのと同様の、現実の事件を素材として作られた事例教材を用いて、法的問題を指摘し、必要な書面を作成するなどの教育が行われている。

ⓒは、法学既修者であれば学部時代に履修することが可能な分野であるが、法学未修者にとっては、これまで触れる機会がなかったものもあり得る。法律が現実の人間社会に生起する問題に対応するため用いられるものであることから、基礎法学（法哲学、法社会学など）と社会科学のいくつかの分野に触れておくことを求めるものである。

ⓓは、司法制度改革審議会意見書が司法制度について求めた「知的財産権関係事件・労働関係事件などへの対応強化」に対応するものとして、法科大学院教育に取り入れられたものである。これらの分野は、新司法試験の論文式試験に選択科目として導入された法分野でもあり、多くの法科大学院生

は、司法試験の選択科目として選択する予定の法分野について重点的に履修するのが通常である。

イ．入学者選抜

法科大学院の教育課程の概要は以上のとおりであるが、さらに、入学者選抜について専門職大学院設置基準が定めているところにも触れておこう。

(d) 入学定員の一定以上の割合を法学未修者に割り当てる。

これは、多様な人材を法曹として育成するという、司法制度改革の方針にしたがったものである。具体的な割合について文部科学省は当初、「入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者（……）の割合が3割以上となるように努めなければならない」と定めていた[21]が、2018年にこれを撤廃した[22]。

(e) すべての出願者について、適性試験の受験を必須とし、合否判定において考慮する。

「適性試験」は、法的知識とは別に、法曹を目指す者として必須の資質・能力（判断力、思考力、分析力及び表現力）を備えているかを判断するための試験として、アメリカのロースクール制度におけるLSAT（Law School Admission Test）を参考として構想されたものである。

2003年から、独立行政法人大学入試センター（当時）が実施するものと、公益財団法人日弁連法務研究財団及び社団法人商事法務研究会が共催して実施するものとが併行して行われ、法科大学院志願者はそのいずれかを受験して、その得点を添えて出願することとされていた。その後、適性試験の成績と法科大学院における成績の相関性の低さ、受験料の負担、法科大学院志望者の減少などにより、実施主体の1本化[23]と受験の任意化（法科大学院の受験にとって必須のものではなくすること）を経て、2018年（平成30年）以降、実施されていない。

5）継続教育

法科大学院設立当初、各大学院の主たる関心が優秀な学生を入学させ、新司法試験において修了生に高い合格率を出させることにあったことから、法曹資格者に対する継続教育への関心は必ずしも高いものではなかった。法学理論教育を担当してきた研究者教員にとっては、自ら担当したことのない法律実務についてその高度化を図る教育を行うことは、やや敷居が高かったとも言えるだろう。司法試験受験対策について弁護士である卒業生の協力を仰いでいた大学も、特定の分野について高度な実務教育を行うことまでは考えておらず、せいぜい研究者教員と実務家とが共同で行う研究会の場で討論を行い、そしてその場に若手の卒業生・修了生を参加させることが、大学として組織的に行い得る限度だったのではないかと思われる。

しかし、法科大学院における（とくに、知的財産法分野、国際法分野に関する）継続教育は、バブル経済の崩壊を経て激しい国際競争にさらされた経済界にとっては望ましいものではあり、司法制度改革審議会の意見書においても、簡単ではあるがその必要性が触れられている[24]。

継続教育の実施に向けて、法科大学院に重い腰を上げさせたのは、その生き残り戦略として位置づけた「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」である。このプログラムは、文部科学省が2015年度予算から導入したものであり、法科大学院に対する予算[25]を減額[26]したうえで、優良な

取組を実施している法科大学院に対し、その取組に応じた加算を行うものであり[27]、その中で「社会で生じる最新の法的課題に対応した継続教育プログラムの開発・実施」が優れた取組の１つとして明示されたのである。そこで優れた取組として評価されている継続教育を実施形態により分類すると、（いずれも、執筆者の命名に過ぎないが）①セミナーイベント型と②授業・教育活動参加型が見られるように思われる。

①のセミナーイベント型は、年間の一定の期間にセミナーを開催し、弁護士など企業実務関係者が参加する形態である。たとえば北海道大学では知的財産法領域のサマーセミナーを開催し、全国から弁理士、弁護士が参加するとともに、これを法科大学院の正規の授業としても位置づけているという（図 2-6. 参照）。また、法曹を対象とした税務、国際ビジネス法務などの短期セミナーを開設している大学院もある。

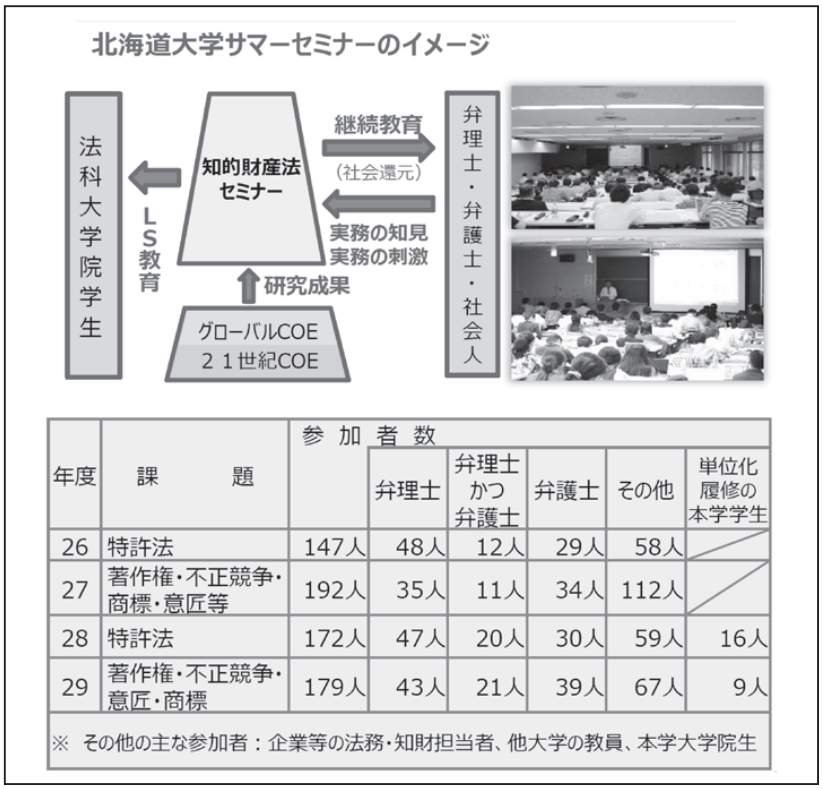

年度	課　　題	参加者数	弁理士	弁理士かつ弁護士	弁護士	その他	単位化履修の本学学生
26	特許法	147人	48人	12人	29人	58人	
27	著作権・不正競争・商標・意匠等	192人	35人	11人	34人	112人	
28	特許法	172人	47人	20人	30人	59人	16人
29	著作権・不正競争・意匠・商標	179人	43人	21人	39人	67人	9人

※　その他の主な参加者：企業等の法務・知財担当者、他大学の教員、本学大学院生

出典：文部科学省
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/12/28/1399541_4.pdf　2ページから抜粋

図 2-6.　北海道大学における継続教育の取組

②の授業・教育活動参加型は、法科大学院の応用科目の授業に実務家（とくに新人弁護士）を参加させ、場合によっては学生の指導にも当たらせるものである。

いずれも、研究者教員からの一方的な授業という形ではなし得ないものであり、すでに特定分野に優れた法曹を送り出し、またはそうした法曹の協力を得ることができている大学で、良好な成果を挙げているといえよう。

（3）法科大学院を巡る問題

1）法科大学院制度に対する批判

ア．背景

a）弁護士界、経済界の感覚

法科大学院に対しては、その設立前から一定の批判が存在した。法曹、とくに弁護士の大幅な増員に対しては、弁護士会の好意的な態度を得ることは難しかった。法科大学院制度の創設については弁護士会の中でも意見の対立が見られ、創設から10数年を経た現在でもさまざまの意見があるようである。

経済界も、必ずしも好意的ではなかった。知的財産法、国際法など、とくに企業の国際競争にとって有益な専門分野については、有能な法律家が育成され、そのサービスの提供を受けることができることは望ましいことであったが、通常の企業法務については必ずしも法曹資格を有する弁護士でなくとも、社内で育成した人材で十分に賄っていくことができる、という感覚であった[(28)]。

b）一般市民のニーズ

司法制度改革のキーワード「事前規制から事後チェックへ」の主な対象領域であった経済活動においてすら、法的ニーズの増加とそのための人材育成の必要に対する考え方が以上のようなものであったうえに、紛争の「法的」解決を避けようとするわが国の一般市民の感覚と、そこから生じる弁護士業務に対する需要の低さも、相変わらずと言えよう。法科大学院出身の弁護士が増加し、その活動範囲が全国に広がったことから、いわゆる法的過疎地域が徐々に解消されつつあるとはいえ（図2-7. 参照）、都市部に集中しがちなその配置は、農村部などにサービスを提供できないまま、やがて飽和状態になるのではないか、懸念される。

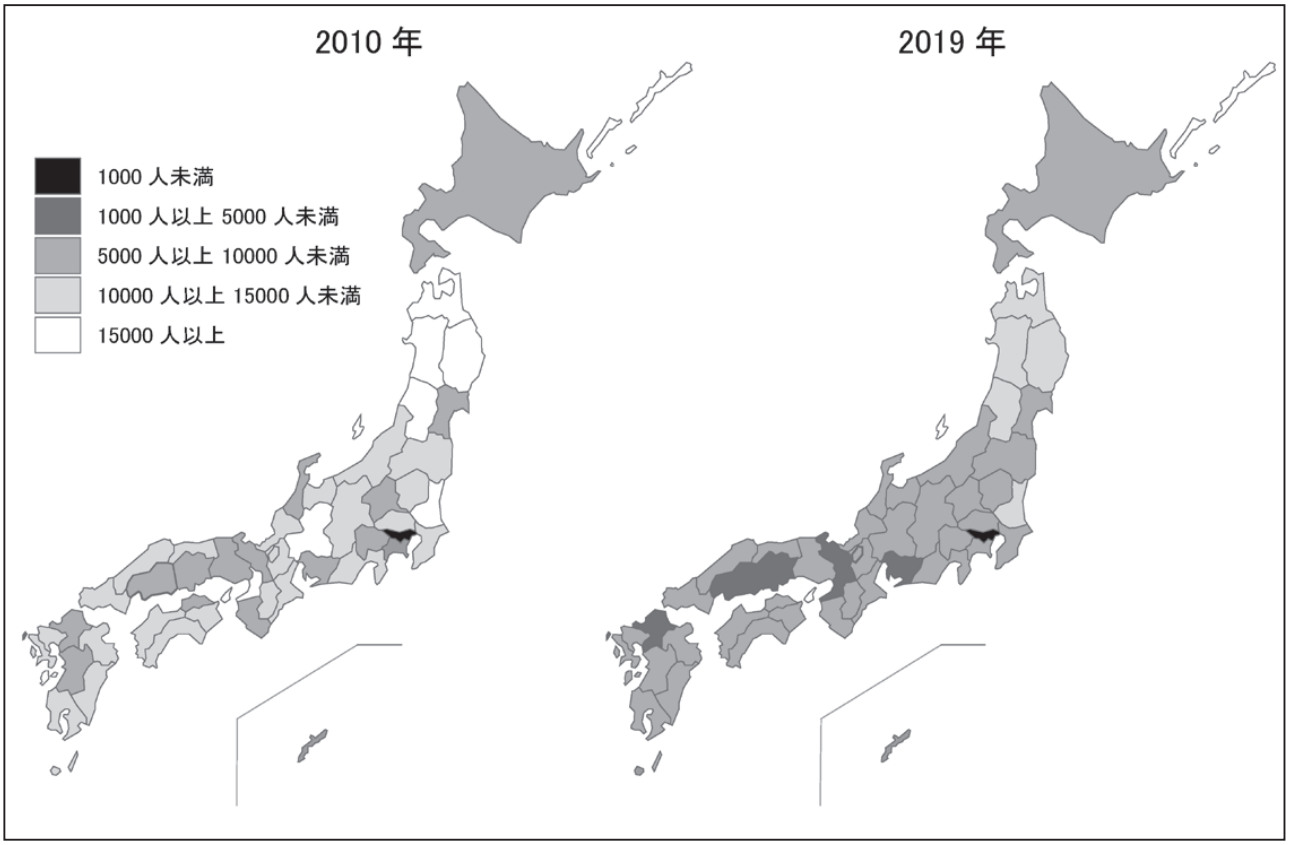

出典：著者作成（データ：日本弁護士連合会『弁護士白書』2010 年版及び 2019 年版）

図 2-7. 弁護士 1 人当たり人口（都道府県区別）

c）学生の志向

学生の立場からも、合格率が 2%から 3%であった旧司法試験の時代から法曹は――法学部に在籍した記念として受験することはあっても――現実的な進路としては限られた学生だけが志望したものであり、法学部は「ジェネラリスト」を養成して「企業戦士」を供給する場と考えられることが多かった。

法律家に必要な「法的思考能力」という適性は、一種の技芸（art）という側面をもち、労せずしてこれを有している人がいる一方、かなり苦労して習得する必要がある人もいる。2004 年、法科大学院の創設当初は、法科大学院ブームとも言える状況が生じ、それまで旧司法試験に苦しんできたベテラン受験生も含めて多くの志願者が集まったが、その後かなりのスピードで志願者が減少した（図 2-8. 参照）のも、法律家への社会の需要の低さとも合わせて、こうした法曹への適性を育てる教育の余裕がないことにもよるのではないかと思われる。「多様な背景をもつ人材」から法曹を生み出すことを目指す法科大学院には、法曹としての適性を発掘するためにリベラルアーツを含めた余裕ある教育が必要であるのに、時間と学費をかけて学修しても司法試験に合格できるか不確実である、というネガティブな側面が強調されがちなのではないかと懸念される。

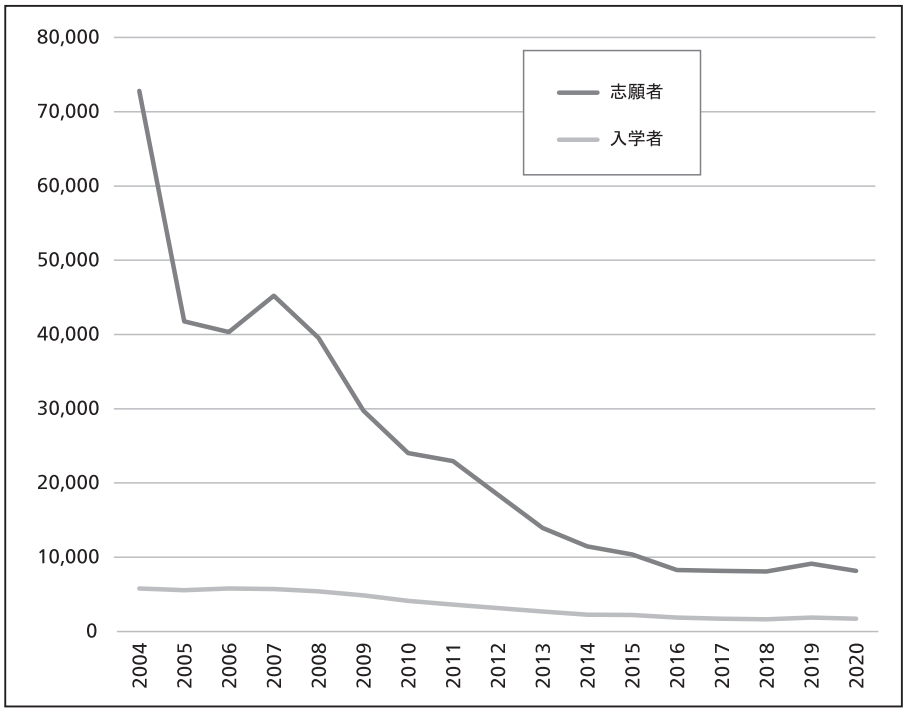

出典：著者作成（データ：文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 97 回）配布資料１－１）

図 2-8. 法科大学院志願者・入学者の推移

d）大学への不信

法科大学院における教育は当初から、ある種の不信感による制約を受けていた。司法試験の合格者数が大学法学部の序列を決める上でも決定的な要素となっていたことから、法科大学院においても司法試験対策に偏した教育が行われるのではないか、という不信感があった。そのため、法科大学院において文書作成指導を行う際には、それが（かねて司法試験予備校などで行われてきた）答案練習でないことを保障することが必須条件とされた。

こうした不信感は、司法試験で出題担当の考試委員を務めた有力私立大学の法科大学院教授が、学生に問題を漏洩した事件の発生により、いわば「実証」され、法科大学院に対する国の強い指導を後押しすることになったのではないかと思われる。

さらに、こうした大学（とくに、実績を上げていない法科大学院）に教員を派遣している裁判所、検察庁にとっては、その負担の軽減が大きな関心となってきた。

イ．指摘された問題点

初めての修了者が司法試験を受験し、司法修習を開始した 2006 年から、法科大学院の抱える問題点が具体的に指摘されるようになった。以下では、必ずしも時系列に従ってではなく、内容別に紹介し、それぞれへの対応を次の２）において紹介する。

a）司法修習生考試の成績不良

法科大学院開設直前、旧司法試験の最終期においても、修習の最後に行われる司法修習生考試の不

合格者の増加が見られた（たとえば2006年度採用の修習生では71人）が、最初の法科大学院修了者（2006年度採用の修習生）が修習を終えた段階で76人、翌2007年度採用の修習生では113人などと、当初から多くの者が不合格となった（図2-4.参照）。

なお、最近の2018年度修了生の不合格者は8人と、減少する傾向にある。

b）論理的表現能力の欠如

司法修習の過程で、法科大学院修了生の文書作成能力、とくに法的論理を表現する能力の欠如が指摘された。これは、ア．d）で前述した、法科大学院における文書作成指導の萎縮にも原因するものと考えられ、最近では文章指導が――受験指導とならないよう注意しつつ――積極的に奨励されるに至っている。

c）志願者の極端な減少

法科大学院への志願者は制度の創設直後から大幅に減少してきた（図2-8.参照）。その原因として挙げられているのが、⑴低い司法試験合格率、⑵予備試験の存在、⑶法曹養成課程の重い負担、⑷法曹としての進路の問題である。

まず、⑴新司法試験の合格率は、法科大学院修了生全体の平均で20％から30％の間を推移してきたと言ってよい（図2-9.参照）。この比率は、旧司法試験に比べればその10倍近いものであるが、決して高いものではない。

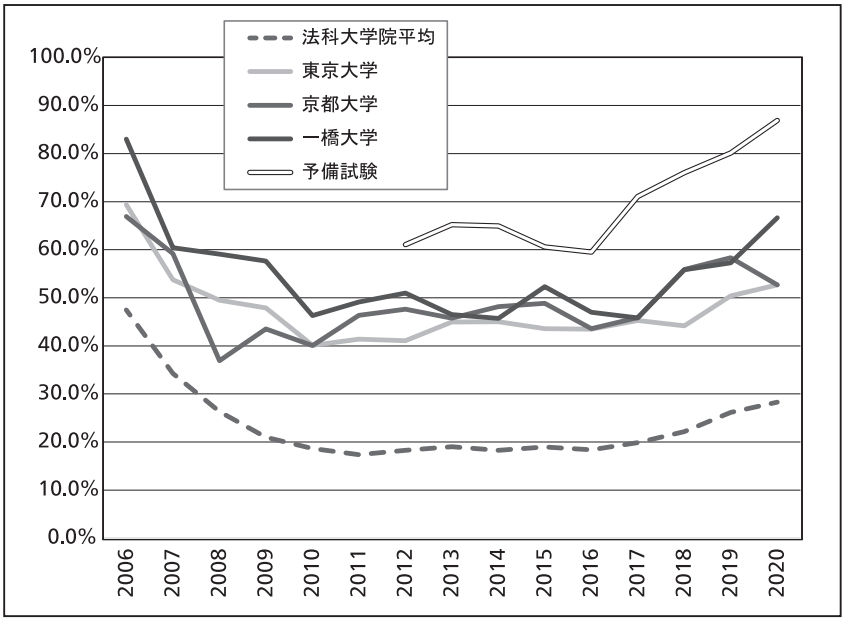

出典：著者作成（データ：法務省「司法試験の結果について」
各年度「法科大学院等別合格者数等」）

図2-9. 新司法試験合格率

その合格率を押し下げていると言われているのが、⑵司法試験予備試験（以下「予備試験」と言う。）の存在である。

予備試験は、司法制度改革審議会意見書において「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んで

いるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」とされ、そのために「幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認める」ものとして創設された試験制度である。2011 年から試験が実施されてきたが、その合格者は大学学部在籍者と法科大学院在籍者が多くを占め（図 2-10. 参照)、実質的に法科大学院を修了せずに司法試験受験資格を得るための「抜け道」となっているとされる。しかも、基本七法の短答式及び論文式試験 [29] と口述試験とで行われる同試験に合格した者は、司法試験においても高い合格率を得ており（図 2-9. 参照）[30]、法学部の最も優秀な学生は法科大学院ではなく、予備試験に合格してそのまま司法試験を受験する傾向が見られるとされている。そのことは、法科大学院生よりも学部生の予備試験合格者が多いことからも、窺うことができる。

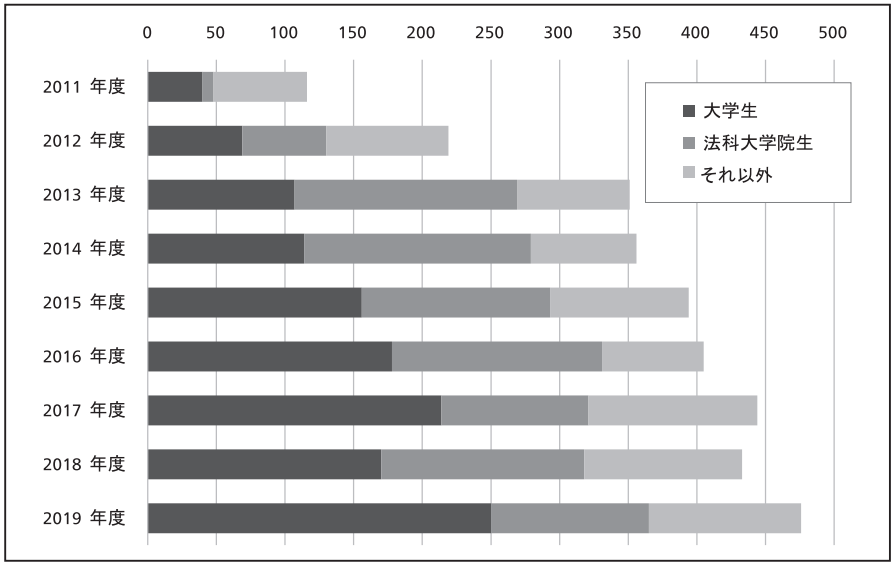

出典：著者作成（データ：文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 95 回）配付資料３－２－３）

図 2-10. 司法試験予備試験合格者の属性別人数

次に、⑶法科大学院を経由する法曹養成の「プロセス」に参加することは、法科大学院の学費と司法修習における費用を必要とするほか、学部 4 年、法科大学院 2 年に司法修習 1 年を加えた 7 年という長い時間を要することが、法曹への道の魅力を失わせている、と言われている。司法修習における資金は貸与制から給付制に変わった [31] とはいえ、その金額は十分ではなく、「弁護士になったときには、借金を抱えることになる」と言われているのである。

その借金を返済するためには、実務法曹となって収入を得ることが必要であるが、一般市民のための弁護士の需要は――とくに都市圏では――かなり満たされてきており、⑷進路の問題があると言われるようになっている。図 2-11. に見られるように、法科大学院設立当初(2006 年度に採用された(新) 60 期が、法科大学院の最初の修了者である。）は弁護士登録する者が多かったが、その後かなりのペースで減少しており、弁護士に代わって「その他」の進路に進む者が増えている。この「その他」は、国や地方公共団体の行政官などを含むと言われているが、しかしその数も最近は減少の傾向にある。

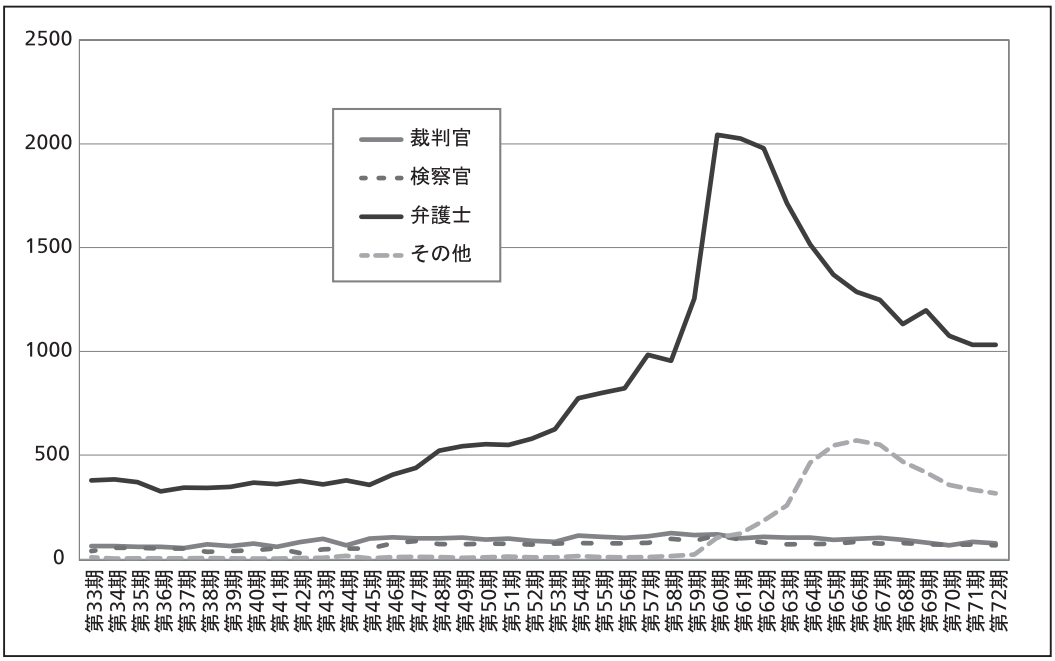

出典：著者作成（データ：最近の部分につき法務省 http://www.moj.go.jp/content/001332228.pdf）

図 2-11. 司法修習終了者の進路

裁判官、検察官への任官者数は、旧司法試験時代に比較すれば増えているものの、今後さらに増え続けるものとはいえまい。また、弁護士であっても、法律事務所に勤務するだけではなく、企業内で法律事務を担当する企業内弁護士という勤務形態も徐々に増えてきており（図 2-12. 参照）、これが司法制度改革が当初想定した法曹人口の増加の姿なのではないかと考えられる。ただし、企業に就職した弁護士が一般社員よりも良い待遇を得られるか、とくに「即戦力」となることができる人材を求めがちな企業にとっては、司法修習を終えただけで採用するのか、かなり高度の能力を要求することになるのではないかなど、法科大学院教育への要求も高くなるのではないかと想像することができる。

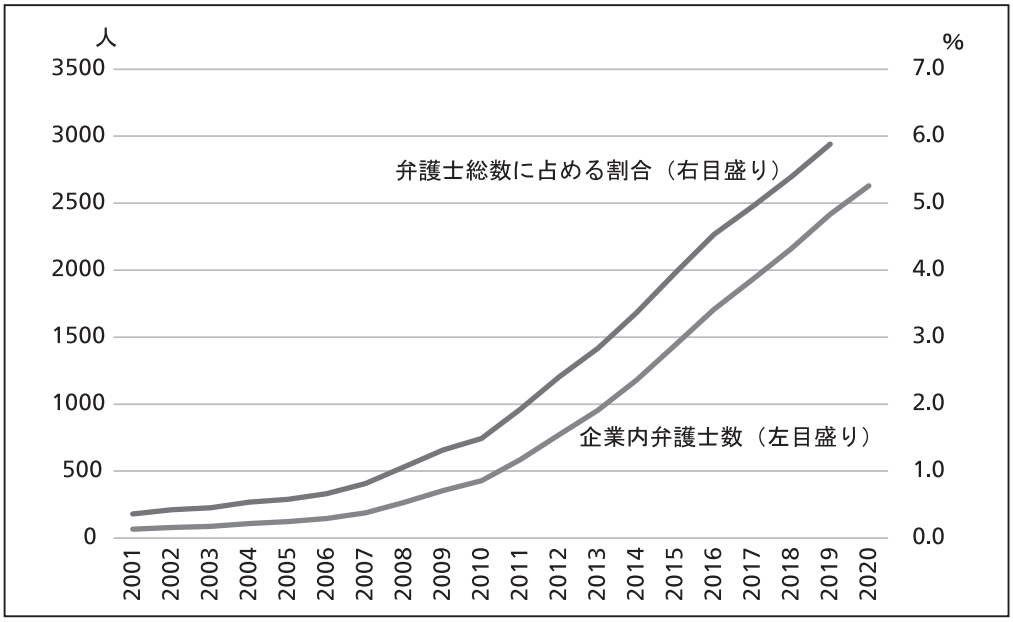

出典：著者作成（データ：日本組織内弁護士協会
https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf）

図 2-12. 企業内弁護士数の推移

法律サービスに対する需要がそれほど拡大しない中で弁護士の数が増えたことにより、その収入が問題となる。図 2-13. は、日本弁護士連合会の調査によるものであるが、弁護士の所得（収入から必要経費を差し引いたもの）の中央値 [32] は、2006 年の 1200 万円から 2018 年には 650 万円に激減している。この傾向も、法曹志望者の減少に繋がっているといえよう。

●収入・所得の中央値

	2006年	2008年	2010年（注２）	2014年	2018年
収　入	2,400万円	2,200万円	2,112万円	1,430万円	1,200万円
回答者	4,025人	4,021人	1,354人	3,199人	2,584人
所　得	1,200万円	1,100万円	959万円	600万円	650万円
回答者	3,978人	3,977人	1,280人	3,128人	2,490人

出典：日本弁護士連合会『弁護士白書 2018』32 ページ

図 2-13. 弁護士の所得の推移

d）未修 1 年次から 2 年次への進級率の低下

法科大学院の入学者に占める法学未修者の割合は、年を追うごとに減少しつつあるものの、当初予定していた 30％は超えている [33]（図 2-14. 参照）。しかし、1 年次から 2 年次への進級要件を満たすことができず、進級できない者がおよそ 4 分の 1 を超えるなど、深刻な事態が生じている（図 2-15. 参照）。

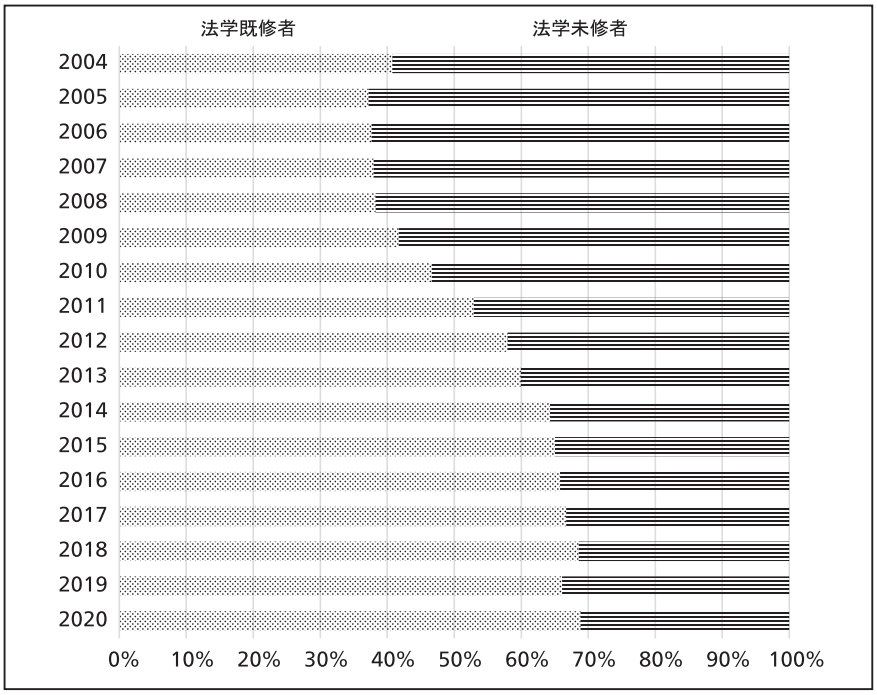

出典：著者作成（データ：文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 97 回）配布資料１－１）

図 2-14. 法科大学院入学者における既修者・未修者の比率

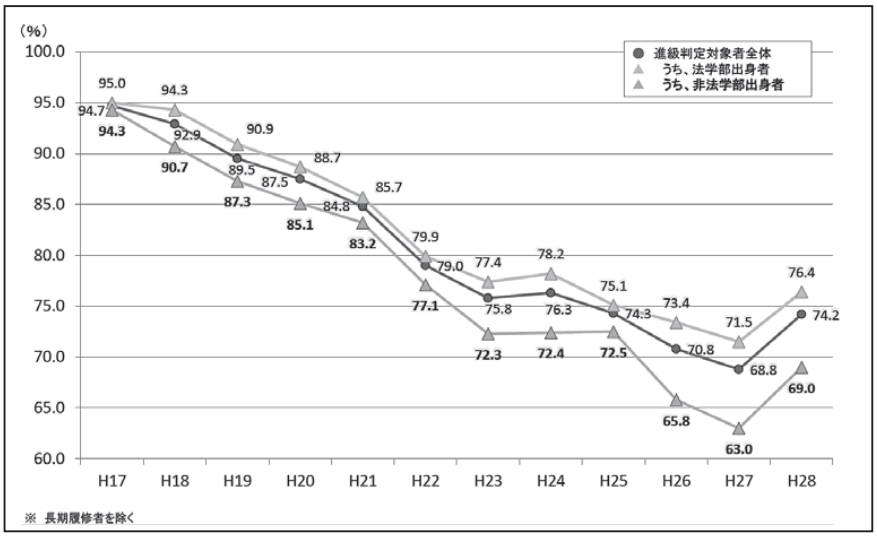

出典：文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 78 回）配付資料「法学部・法科大学院関係データ集」17 ページ

図 2-15. 進級率の推移（未修１年次から２年次への進級率）

２）対応の現状と課題

こうして明らかになった法科大学院制度の問題点は、制度の直接のユーザーである学生、入学志望者、そして司法サービスのユーザーである一般市民、企業などが、多様な教育サービスを提供する多くの法科大学院の中から自らの必要に適合する者を選択することを通して、いわば自然淘汰により解

決されることが望ましかったといえるだろう。法曹養成教育に携わる研究者と実務家が、現場のニーズに合った教育サービスを創造して多様性が生み出されれば、継続教育の場としても有益な、息の長い制度となることができたのではないかと思われる。

しかしながら、わが国の法科大学院制度は今のところ、そのような幸福な道を歩むことはなかった。その要因には、たとえば次のようないくつかのものがあるように思われる。すなわち、⑴法曹養成の最大の難関として司法試験という、高い公平性が要求される一方で及第率の低い試験が存在するため、法科大学院に入学することが法曹資格の取得に直結していないこと、そのために⑵法科大学院は修了生の司法試験合格率を互いに競う関係になり、疑心暗鬼の目が大学院に向けられるようになりがちであること、⑶法科大学院における教育はもちろん、司法試験合格後の司法修習における実務教育も、法曹三者の協力による多くの資源投入が必要なものであること、⑷司法制度を動かすプロ集団の育成が問題となっていることから、法曹三者はもとより、司法判断により大きな影響を受ける経済界[34]、そしてそこから影響を受ける政官界が、非常に大きな関心をもつこと、などが考えられるのではなかろうか。こうして、法科大学院の改革は、大学院自身による改善を待つゆとりがないまま、一種の政治マターとして、政官界のリーダーシップの下で行われるようになった[35]。

このような事情により、法科大学院の改革は、直接的には文部科学省からの指導によって行われている部分が大きい。以下では、前述した問題点ごとに、どのような改革が目指されているかを略記する。なお、それぞれの時間的前後関係は、必ずしもここに記載した順序どおりではない。

ア．志願者の減少

法科大学院志願者が減少したことに対する、いわば即効性のある対策として考えられたのは、⑴法科大学院を受験しやすくすること、及び⑵法科大学院を修了するまでの時間的・経済的負担を軽減すること、の２つであった。

⑴受験を容易にするためには、①法科大学院の設立当初は入学者選抜において必須とされていた「適性試験」が廃止され、②入試の競争倍率が２倍を超えるよう誘導する施策[36]により、入学に伴うさまざまの負担を軽減する措置が行われるよう誘導が図られた。具体的措置は法科大学院によって異なるが、たとえば入学試験について試験科目の削減、実施日程の工夫、受験料の低廉化などがあり得よう。そして、入試倍率が低い水準にとどまる法科大学院については、募集停止などが自ずから行われるようになった。

⑵入学後の負担軽減については、③「法科大学院と法学部との有機的な連携によって体系的・一貫的な教育を行う課程」（「法曹コース」と名付けられている。）を設けることが推奨され、すでにこの制度はスタートしている。法学系の学部を早期卒業することを前提として、学部３年生に法科大学院（特別枠）を受験させ、これに合格した場合には学部教育と法科大学院教育が連続的なものとなるよう、学部と法科大学院とが協定を締結し協力する制度である。この制度によって法科大学院に――２年次に既修者として――入学した学生は、学部と法科大学院を合計して５年間で司法試験受験資格を得ることができる点が、高く謳われている。

「法曹コース」の導入と合わせて、これまで法科大学院修了後でなければ受験資格が得られなかっ

た司法試験について、法科大学院３年生にも受験資格を付与することが予定されている。司法試験の実施時期と司法修習の開始時期とを調整することにより、上記の５年に司法修習の１年を加えた６年間で（高等学校卒業者が）実務法曹となることができることが、法曹志望者の増加をもたらす「目玉」政策と位置づけられているのである。

そのほか、④司法試験の試験科目についても、（１）２）イ．の最後に述べたように、短答式試験で出題される法律分野を削減する方策が、すでに採られている。

イ．未修者の進級率の低さ

「多様な背景をもつ人材」に対して法曹養成教育を行う法科大学院制度の一つのキーワードであった「法学未修者」教育は、未修１年次から２年次に進級できない学生の多さ（前述（３）１）イ．d）参照）から、大きな壁にぶつかっている。法学部出身者であってもそれまでの学修成果に自信がなく、初歩からの再履修を希望する学生が法学未修者として入学する傾向があることからも、未修者教育が容易でないことは予想できるが、制度の理念から何とか解決しなければならない問題と捉えられている。

この問題への対応は、⑴教育手法の改善という形と、⑵教育成果達成の指標の設定という形の２つの方向でなされている。すなわち、⑴としての法学未修者教育の改善・充実の方策として、①１年次の授業科目を基本的なものに絞ること、とくに憲法、民法及び刑法の３分野（「上三法」と言われることがある。）に絞り、当初は１年次から履修することを想定していた行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の４分野（「下四法」と言われることがある。）を２年次以降の学習に送ること、② 詳細な法解釈を扱う授業科目の前に入門的・導入的な科目を配置すること、③フェロー制度などを設けて授業外で学習の補助を行うこと、などが指示・提案されており、多くの法科大学院で実施されている。

次に⑵１年次終了の時点で十分な教育成果が達成されているかを判定するための指標を設定するものとして、④すべての法科大学院において共通の問題による「共通到達度確認試験」を実施することとされ、５回に亘る試行試験の後に2020年（令和２年）から正式に実施されている。また、⑤法科大学院教育により履修すべき内容を明示するため、各法科大学院が「コア・カリキュラム」を設定することとされ、そのひな型が法科大学院協会によって提示されている。各大学院は、これを元に各大学院の独自の修正を加えたうえで学生に提示し、実践することとされている。

以上の各方策は、加算プログラムの評価、法科大学院認証評価などにおける評価項目として位置付けられ、各大学院が実施することが強く求められている。

ウ．法科大学院修了者の成績不良

司法修習生考試の合否結果（前述（３）１）イ．a）参照）を含めて、法科大学院修了生の成績が期待ほど高くない[37]ことは、比較的早い段階から指摘されていたことである。とはいえ、すべての法分野について好成績を挙げることができる学生はそれほど多いわけではなく、そうすると司法試験合格者の中にもある分野については必ずしも十分な解釈・適用能力をもたない者がいることも、ある程度はやむを得ないとも言える。

これらの対策としては、それぞれの授業科目における成績評価の厳格化とともに、法学既修者としての入学の際にも、既修者としての認定を厳格化することが、提案されている。

それに対して、文書作成能力、とくに法の論理を正しくたどって表現する能力が劣っている場合（前述（３）１）イ．b）参照）には、いかなる法分野においても実務法曹として能力を発揮することができないおそれがある。こうした懸念から、最近では文章作成指導において――最初期には触れることすら許されないと理解されていた――司法試験問題等の活用や、司法試験合格者の先輩である若手実務家の協力などを得るなどの手法も奨励されるようになっている[38]。

（４）まとめ

わが国の法曹養成制度としての法科大学院は、紛争解決手段としての「法」が必ずしも一般に普及していない精神風土の中で、司法試験という難度の高い関門をくぐる直前段階の教育制度として構成されているという、いわば二重の制約の中にあると言える。一般市民間の紛争解決手段として法が普及するには、まだしばらくの時間を要すると思われる一方、経済分野、社会分野においては、法的ルールの支配する領域を広め、法曹需要を喚起することが可能であるとともに、（経済その他の面での）安全保障の観点からも重要であると思われる。企業に就職する法曹（弁護士）の数も増えつつあるものの、法科大学院修了者の進路はさらに拡大することに意義がある。たとえば、法曹資格の有無を問わず、法律知識を有する者がNPOの活動を支えたならば、行政の政策に公正、正義の観点を強く刻み込むことができるであろう。

司法試験の壁が、有能な人材の法科大学院への志願を躊躇させているとすれば、さらには、わが国における雇用の流動化が必要であるようにも思われる。「多様な人材」が法科大学院に入学するためには、万一法曹資格を得ることができなかった場合にも、何らかの相応しい職業に就くことができる見込みのあることが必要だからである。

少子高齢化が進み、外国人労働者に多くを頼ることとなる日本社会は、日ならずして「法化[39]」の必要に迫られる。これに備えるために、法曹育成への広い道を拓き、とくにその費用は志望者個人だけではなく、その受益者となり得る国と民間企業が担い、多様な人材が安んじて法科大学院に進学できる環境を築くことが目下の急務であるように思われる。

注：

（１）これからの資格を有する者は、法曹（リーガル・プロフェッション）の周辺（para）に位置するものとして準法曹（パラリーガル）と呼ばれることがある。

（２）弁護士法３条２項は、「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の業務を行うことができる。」と定めている。

（３）高等文官試験（いわゆる「高文試験」）と言われることもある。

（４）法科大学院を経ない司法試験の受験資格として設けられた「予備試験」については、（３）１）イ．c）で後述する。

（５）後述（２）４）ア．(c)ⓑ参照。

（6）とはいえ、司法サービスのユーザーに接することもある現場に、何の予備知識もなく臨むことは好ましくないから、導入的な教育が各実務修習の現場で（導入起案、問題研究などの形で）実施されている。

（7）かつては、それぞれが3箇月ないし4箇月であった。

（8）弁護士の事務所のことを言う。

（9）裁判所のウェブページ「新司法修習について」（https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/sihosyusyu/sin_sihosyusyu/index.html）によると、民事及び刑事の「裁判修習」は法廷を傍聴して裁判官の訴訟指揮を間近で体験したり、係属中の事件の記録や法廷でのやり取りを検討して、裁判官と判決の内容について意見交換をしたり、その事件における事実上又は法律上の問題点についての検討結果を裁判官に文書で報告して、その講評を受けたりするもの、「検察修習」は実際の犯罪事件について、指導係検事等による指導の下、証拠収集、被疑者や参考人に対する取調べなどの捜査について学び、体験し、起訴・不起訴の処分について意見を述べたり、検察官の公判立会を傍聴したりするもの、「弁護修習」は個別指導弁護士の下で、法律相談や法廷などに立ち会ったり、様々な法律文書を起案して講評を受けたり、弁護士会の活動を体験したりするもの、と紹介されている。

（10）「特集　司法修習はこう変わった　前編」（東京第二弁護士会「NIBENFrontier」2017年11月号）34頁。

（11）司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則15号）2条。

（12）裁判所法（昭和22年法律59号）67条2項。

（13）裁判所法（昭和22年法律59号）67条の2（平成16年法律163号による改正によるもの）。

（14）1968年から2009年まで、日本は名目GDPベースで第2位の位置を占めていた。

（15）具体的には、①司法制度については「国民の期待に応える司法制度」として民事裁判の迅速化、知的財産権関係事件・労働関係事件などへの対応強化、利用しやすい裁判制度、裁判外の紛争解決手段（ADR）、刑事裁判の充実・迅速化、国際化その他、②法曹制度については法曹人口の拡大、法曹養成制度の改革、法曹三者のあり方の改革など、③国民の司法参加については裁判員制度の導入などが提案されている。

（16）こうした問題は、意見書に述べられているものではないが、当時の法学教員の間でほぼ共有されていたものと思われる。

（17）この数字は、アメリカにおけるロースクール修了者の司法試験合格率として言われていた数字（池田雅子ほか「アメリカの法曹養成制度」法曹養成対策室報5号（2011年）45頁参照。）に倣ったものではないかと思われる。

（18）この翌年の2005年（平成17年）に設置が認可された法科大学院を含めて、74校、入学定員5825人が、校数、入学定員の最大値である。その後、2008年（平成20年）から入学定員の削減を行う大学院が出始めたため、その数は減少し、2020年5月現在で35校、2233人となっている。

（19）そのようにして法学未修者向けのコースに入学することを「隠れ未修」と俗称することが行わ

れた。

(20) その後、効率的な広義を実施するため、双方向性・多方向性への要求は弱められた。

(21) 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示 53 号）3 条 1 項。

(22) 平成 30 年文部科学省告示 66 号。

(23) 2011 年（平成 23 年）から、法科大学院協会、日弁連法務研究財団及び商事法務研究会が構成する「適性試験管理委員会」が実施する「法科大学院全国統一適性試験」に 1 本化された。

(24) ただし、そうした教育について経済界はもともと、社内など自前で実施し得るものと考えていたきらいがある。法科大学院の力を借り、そのために資金を提供することまでの決断は、今なお十分になされているとは思われない。

(25) 国立大学では国立大学法人運営費交付金、私立大学では私立大学等経常費補助金のうち、それぞれ教員経費部分を対象としている（文部科学省「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（平成 25 年 11 月 11 日））。

(26) 減額割合は、司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講などの指標に基づいて法科大学院を 3 類型に分類し、類型に応じて従前の 90％から 50％までの金額に減ずるものとされている（前注掲載の文部科学省の文書による。）。

(27)「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の変遷は、https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1366741.htm において見ることができる。

(28)「必要な人材は社内で育成できる」という意見は、執筆者がある法科大学院関係の会合に出席した際に、企業（大手商社）からの参加者が発言した中で述べられたもので、楽観的な企業の姿勢に驚きと不安を感じたものである。

(29) そのほかに、一般教養科目が短答式試験と論文式試験に、また法律実務基礎科目（民事・刑事）が論文式試験に含まれている。

(30) 図 2-9. にあるように、法科大学院の中でつねに高い司法試験合格率を出している東京大学、京都大学、一橋大学の修了生の合格率よりも、予備試験合格者の合格率の方が遙かに高率であり、このことが法曹適性のある学生を予備試験受験に向かわせる大きな誘因となっている。

(31)（1） 3）イ . 参照。

(32) アンケート回答者を所得の多い順に並べたときに、中央に位置する者の所得額。高収入を得ている少数の弁護士の影響を受ける平均値よりも、中央値の方が全体の実勢を反映しているように思われる。

(33) ただし、30％を超えているのは標準修業年限である 3 年の在学を予定して入学した者の比率であって、その中には学部段階で法学教育を受けてきた者も多数含まれている。

(34) いわゆる大企業が、バブル崩壊以後の経済紛争史を経た中でも、「法による経営」という姿勢を十分に獲得していないように思われるのは、残念である。

(35) 法科大学院制度が始まって間もない 2005 年（平成 17 年）に文部科学省の中央教育審議会大学分科会に法科大学院特別委員会が設けられた後、2017 年（平成 29 年）からは法科大学院等特別委員会に模様替えがなされつつ、いくつもの提言を発表している。同時に、内閣には 2012 年（平

成 24 年）に法曹養成制度関係閣僚会議（内閣官房長官を議長とし、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣を議員とする。）、翌 2013 年（平成 25 年）に法曹養成制度改革推進会議（議員、議長は前記閣僚会議に同じ。）が設けられている。これらの会議――とくに後者――は、その下に設けられた法曹養成制度検討会議の検討を経た改革推進施策について決定を行い、前記・中教審の特別委員会を通して実施していったといえるだろう。そのことは、法曹養成制度改革推進会議の法曹養成制度検討会議の委員のうち法学研究者と弁護士のうち何人かが、中教審の特別委員会において重要な役割を果たしていたことからも窺われる。

(36)（２）５）で前述した「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」では、入試の競争倍率に応じて予算の減額率が変更されることにより、競争倍率が 2 倍以上になる取組をとるよう法科大学院を誘導する政策が採られた。

(37) 極めて優秀な人材が少なからずいることも、もちろんである。

(38) 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」(2014 年（平成 26 年))。こうした指導を行う趣旨は、「法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底」と表現されている。

(39) この言葉も、司法制度改革の際にキャッチフレーズとしてしばしば用いられたものである。

参照文献

法務省，旧司法試験第二次試験出願者数・合格者数等の推移．http://www.moj.go.jp/content/000057099.pdf

法務省，司法修習生採用者数・考試（二回試験）不合格者数．http://www.moj.go.jp/content/001311424.pdf

法務省，「司法試験の結果について」各年度「法科大学院等別合格者数等」

池田雅子ほか，2011，「アメリカの法曹養成制度」『法曹養成対策室報』5 号 ,42-56.

文部科学省，法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム．https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1366741.htm

文部科学省，継続教育．https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/12/28/1399541_4.pdf

文部科学省，中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 78 回）配付資料「法学部・法科大学院関係データ集」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/__icsFiles/afieldfile/2017/02/21/1382224_03.pdf.

文部科学省，中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 95 回）配付資料 https://www.mext.go.jp/content/20200203-mxt-senmon02-000004654_18.pdf

文部科学省，中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 97 回）配布資料 https://www.mext.go.jp/content/20200203-mxt_senmon02-000008443_1-1.pdf

日本弁護士連合会，2010，『弁護士白書 2010』

日本弁護士連合会，2018，『弁護士白書 2018』

日本弁護士連合会，2019，『弁護士白書 2019』
日本組織内弁護士協会，https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf
裁判所，「新司法修習について」https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/sihosyusyu/sin_sihosyusyu/index.html
東京第二弁護士会，2017，「特集　司法修習はこう変わった　前編」『NIBENFrontier』2017 年 11 月号，30-39.

３．教育領域における人材育成：教員の養成・採用・研修の一体化

千葉大学教育学部附属教員養成開発センター　　保坂　亨

（１）戦後の教員養成・採用・研修（1970 年代まで）

１）教員養成の転換

近代国家の成立とともに制度化された公教育としての小学校（初等教育）は、大量の教員を必要としたため、その養成を目的とした官立師範学校が設立された。この師範学校の授業料無償制・学費支給制のもとで学んだ学生は、卒業後は試験を受けることなく各府県の小学校に採用・配属され、服務義務期間が過ぎるまで勤務することとされていた。一方、旧制中学校（中等教育）の教員は、高等師範学校卒業と「25 歳以上の大学卒業者」がその資格要件とされた。しかし、こうした大学卒業者と師範学校の卒業生だけでは必要数が満たされず、無資格教員（代用教員）や検定試験で資格取得した教員も数多く存在した（牧，1971）。

この閉鎖的な計画養成を担った師範学校を中心とする教員養成は、戦前の全体主義（国家主義）の温床となったという批判から、アメリカ占領軍の主導による教育改革によって大きく転換されることとなった。そして、幅広い視野と高度な専門的知識・技能をもつ多様な人材を養成するために、「大学における教員養成」と「開放性」という理念が打ち立てられ、教員養成は大学で直接に教育を行うシステムとなった。つまり、「教師を査定して選ぶのではなく、教師を育成する主義」、「教員資格制度上の学校教育尊重主義」（向山，1987）を採用したことになる。

1949 年に教育職員免許法が、戦後の新たな学制（六三制）という制度改革のもと、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的に、その資格を公証する基準を定める法律として制定された。この法律（以下免許法）は、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない」（教育職員免許法第３条）とする「免許状主義」が基本となっている。なお、免許状を得るための履修領域と単位数の大枠は免許法に規定されているが、授業科目等の具体的な履修事項は教育職員免許法施行規則において規定されている。そして、免許状授与の基礎資格として大学の教育課程を修了し、合わせて教員養成のための教育課程（＝教職課程）の単位修得を義務づけた。この教職課程は、一般教養科目、教科専門科目に加えて教職に関する専門科目（教職専門科目）の３領域から構成され、大学における教員養成とはこれら教育職員免許状取得の所要資格として認められた科目の単位修得を意味することとなる。同じく 1949 年に発足した教員養成系大学・学部は、この免許状取得に必要な科目を卒業単位として「学位プログラムとしての体系」と「教職課程としての体系」の両方を重視する「課程履修・卒業資格方式」（木内，2017）を採用して現在に至っている。

もう一つの原則である「開放性」は、いずれの大学でも教員免許状取得に必要な単位に係る科目を開設して履修させることにより、制度上等しく教員養成に携わることができることを意味する。この文字通りの「開放性」から、1953 年の免許法改正により規定単位が「文部大臣が免許状授与の所要資格を得させるために適当と認める大学の課程」で修得したものでなければならないとされ、翌 1954 年同法施行規則改正により課程認定制度が導入された[(1)]。この改正に伴い、大学における教職課程は、大学が文部科学省に申請して審査委員会での審査を経て認定されるという手続き（教職課程認定）が

必要となった。しかし、医師法に基づき医師国家試験の受験資格として医学部卒業が必要とされるのとは対照的に「開放性」の原則は現在に至るまで維持されている。

2）教員採用制度の成立

戦後初期の教員採用制度は、上記１）の免許法と同じく 1949 年に施行された「教育公務員特例法」により競争試験ではなく、「選考」試験であるとされた。つまり、選考を願い出た者について教育委員会が「採用志願者名簿」を作成し、所管教育長が選考にあたっては「その学校の校長の意見を聞いて行わなければならない」とされた。しかし、1956 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」[(2)] が制定され、「採用志願者名簿」がなくなり、公立学校教員採用候補者選考試験に合格したものが「教員採用候補者名簿」に登載され、その名簿の中から採用者が選考されるという現在の採用制度の仕組み [(3)] が整えられていった（佐藤，2017）。

3）教員研修の位置づけ

戦後初期には、急速に進められた教育改革の中で、現職教員の再教育が求められたことは言うまでもなく、新たな免許法に対応した資格に切り替えるための免許法認定講習（1950-58 年）などが実施された。しかし、現職研修はこの認定講習の終了とともに「沙汰やみ」（佐藤，2017）になっていったという。その背景としてあげられるのが、深刻な教員不足である。戦後の出生数の急増により 1951 年から小学校の児童数が、1957 年からは中学校の生徒数が毎年 50 万人以上という凄まじい増加を続けていた。一方で、1948 年度の全国における約 11 万人の教員不足（TEES 研究会編，2001）、1950 年度の北海道における小学校教員の不足率 21％、中学校教員の不足率 16％、さらに、無資格率はそれぞれ 44% と 29% という状態であった。また、全国の教員養成系大学・学部は入学者不足で発足初年度の 1949 年度から 1956 年度まで定員割れが続いていた（山崎，2017）。従って、この時代の喫緊の課題は教員養成を量的に整えることにあった。

その後ようやく 1970 年代に至り、教員の「質」の問題が取り上げられるようになり、「教師教育」という考え方が登場するようになる。当然、それまでも勤務する学校の校内研修や教職員団体・民間教育研究団体による研修、その他の個人研修など自主的な研修が盛んに行われ、それを補完する形で各教育委員会が設立した教育センター等による研修（いわゆる官制研修）が整備されていった。先の教育公務員特例法においては、教育公務員は職務遂行のために「絶えず研究と修養に努めなければならない」と定められ、任命権者に対して研修の「実施に努めなければならない」とされている。これは「教員研修の自主性と研修機会の保障、教育行政機関による条件整備を義務づけたもので、任命権者の研修はあくまで自主的な教員研修とならぶものであり、これに代わるものではないことを明示したもの」と解釈されていた（平原，2009）。

しかし現在では、教育基本法第 9 条にも規定されることとなった教員研修であるが、「権利」か「義務」かなど、その位置づけは必ずしも明確ではない（岩下，1981；市川他，1983）。これを権利と捉えれば教員の主体性を尊重してそれを保障するものとしての研修（校内研修や自主研修）が強調されるが、義務と捉えれば行政による悉皆の官制研修（とりわけ法定研修）の意義が主張されることになる。戦

後教育というスパンで捉えると、1980 年代までは権利としての立場から校内研修や自主研修に加えて、それを補完する形で官制研修が整えられていった。その後は、後述するように初任者研修・10 年経験者研修等が法定化され、教員免許更新制も導入されて現在に至る。これによって 1990 年代以降教員研修は、職務命令に基づく職務研修と位置づけられる行政解釈の転換（平原，2009）がなされたと考えられる。このように教員研修の強調点が、権利から義務へと転換された背景としてあげられるのが 1980 年代以降の教育批判であろう。その後の教育改革に大きな影響を及ぼした臨時教育審議会（1984 年設立：内閣諮問委員会）が謳った「戦後教育の総決算」というスローガンがその象徴ともいえる。

（2）1980 年代以降の教員養成・採用・研修（～ 2009 年）

1）法定研修の成立と教員免許更新制の導入

それまでも議論されてきた「初任者研修制度」は、上記の臨時教育審議会教育改革に関する第二次答申（1986 年）で具体的検討が提案された後、教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策等について」（1987 年）が全教員を対象とした各時期における研修の実施を提言して実現に向かう。これによって「教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が 1988 年に成立し、法令上任命権者に実施義務が課せられる「法定研修」として初めて「初任者研修」が創設された（服部，2009）。その後の試行を経て、1989 年度から小学校で本格実施が開始され、翌 1990 年度から中学校、高等学校、養護学校（現特別支援学校）と段階的に制度化されて現在に至っている。

また、この初任者研修の第一世代が教職 10 年目を終えた頃、中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」（2002 年）が、中堅段階に進んでいく過程で最も重要な通過点として教職 10 年目を捉えて教員個人のニーズに応じた研修の実施を提言した。その結果、教職経験 10 年目に達した教員に対し、個々の能力や適性等に応じた研修を行う「10 年経験者研修」が 2003 年度より法定研修として動き出すこととなった（服部，2008）。

さらに、学校教育及び教員に対する批判的な世論とも交錯しながら、上記のような法定研修が成立していく中で絶えず議論されてきたのが「不適格」教員の問題である。すでに先の臨時教育審議会におけるこうした「不適格＝問題教員」についての厳しい議論を受けて、全国各地の教育センターで 2000 年以降、いわゆる「指導力不足教員」[(4)] に対する「指導改善研修」が自主的に始まっていた（鈴木，2006）。こうした各地の実践をふまえて「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」によって、「指導改善研修」が 2008 年から法定研修となったのである（服部・今津，2008）。

一方、教育改革国民会議（2000 年：首相の私的諮問機関）などで提案されてきた教員免許の「更新制」は、中央教育審議会においてはこれに代わるものとして先の「10 年経験者研修」が導入されたにもかかわらず、義務教育費国庫負担金をめぐる議論の中で再燃することになる。その結果、中央教育審議会への再度の諮問（2005 年）などの紆余曲折を経て 2009 年度より実施されることとなって現在に至る [(5)]。なお、この教員免許更新制は、教育職員免許法の改正によるものであるため、私立学校教員もその対象となっている。

２）採用段階

地方公務員法に基づく地方公務員の採用については、条件附採用制度のもとでその期間は６ヶ月とされている。教員も同じ制度のもとにあったが、上記の初任者研修制度の導入にあたり、その職務の専門性から６ヶ月間での能力実証は不十分として、教育公務員特例法改正（1988 年）により条件附採用期間は１年に延長された。当然、初任者研修はこの１年間の条件附採用期間で実施されることとなったのである。

本来この制度の趣旨は、教員採用選考において一定の能力実証を得たものについて真に実務への適応能力があるかを見極めることにある。しかし、実際は初任者研修実施以降 10 年間ほど、研修終了時の評価によって正式採用とならなかった事例は発生しなかった（平原，2009）。それが文部科学省による通達（2004 年）によって「厳密な運用」が強調され、しだいに各都道府県教育委員会が初任者教員に対して一般教員とは別の評定を始めた。これによって条件附採用制度は、次年度の正規採用をしない＝「不採用」を決定するという形で文字通り厳格に運用されることとなる。その結果、新規採用者の退職率はそれまでのおよそ２倍となり、そうした中で初任者の自死とその公務災害認定をめぐる訴訟が起きてしまう（保坂，2011）。

この条件附採用制度の厳密な運用は、上記の「指導力不足教員」に対する「指導改善研修」と同じ流れにあると考えられ、文部科学省が毎年実施する公立学校教職員の人事行政の状況調査の中で、「指導が不適切な教員の人事管理に関する取り組み等について」として２つが並んで公表されている。

３）教員養成

ア．大学院段階

1978 年以降に大学院における現職教員の再教育を目的とした新構想の大学（上越・兵庫・鳴門教育大学）が新設され、続いて教員養成系大学・学部を基礎とした大学院修士課程が順次設置され、1996 年までに全ての都道府県で整備されることとなった。こうした動向を踏まえ、教育職員養成審議会答申「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について：現職教員の再教育の推進」（1998 年）が、現職教員の資質能力の向上を図るため修士課程を積極的に活用した教員養成を行うことを提言するに至る。

この間、1987 年教育職員養成審議会答申「教員の資質能力の向上方策等について」が、教員免許状の一種免許状を基礎として修士課程の特定分野について深い学識を積み、当該分野において高度の資質能力を備えていることを示すものとして専修免許状を設けることを提言した。これを受けて、翌 1988 年には教育職員免許法の改正により新たに専修免許状が創設されることとなった[(6)]。

しかし、この専修免許状取得に際しては、「教科又は教職に関する科目」を 24 単位以上修得することとなっているため、多くの大学院においてこの 24 単位が研究科の専攻分野に係る科目となり、専門的知識の深化は保証されているが、学校における教育実践と関連のある内容を学習することがないと批判されるようになっていく。その最たるものが、国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」（2001 年）の中で、明らかに理学や文学など他の研究科と違わないような修士論文でも「修士（教育学）」を授与しているという

指摘であろう。こうした批判が大きくなる中で、2006年中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」が教職大学院の創設を提言するに至る。なお、同答申は上記（２）１）「免許更新制」の導入を提言したものでもある。そして、2008年にはこの提言を受けて、新たな専門職大学院としての教職大学院が全国で19校開設された。

イ．学部段階

上記（１）１）で述べたように、1949年に発足した教員養成系大学・学部は、教員免許状取得に必要な科目を卒業単位とする「課程履修・卒業資格方式」でスタートしたが、1987年愛知教育大学と山梨大学に教員免許取得を卒業要件としない新課程（通称「ゼロ免課程」）が設置される。多種多様な学びが可能である教育学部のリベラルアーツ機能が見直され、学際性を生かした課程が誕生したとされるが、この先の教員需要の減少を見込んだ「苦肉の策」とも批判された。木岡（2001）は、「教員需要の減少に対応した、いわゆる『ゼロ免』課程の創設」と明記して次のように指摘している。「それでも教員需要の減少に対する教員養成実態への批判的潮流に沿って、定員削減と学部改組が急速に展開し、教育学部の名称を冠する学部は減り続け、『ゼロ免』課程の拡張とは対照的に教員養成課程の学生数は最盛期の半分約１万人規模になっている」。加えて、それまで必修とされた一般教養科目を担当していた教員が、大学設置基準の規制緩和（1991年）による教養部廃止とともに教育学部へと移籍するという状況もあった。そのためこの新課程だけではなく、名実ともに教員養成だけではなく学際的な教育を目的として、従来の教員養成を担う教育学部から改組した新学部（神戸大学発達科学部：1992年、横浜国立大学教育人間科学部：1998年、福井大学教育地域学部：1999年、鳥取大学地域学部：2004年など）が、全国で数多く誕生することになる。

こうした動向の中で、文部省内に先にもふれた国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会が設置され、その報告書「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」（2001年）が公表される。これによって、これまで述べてきた戦後の教員養成について総括され、その現場の反省と改善の方向性が打ち出された。とりわけ教員養成の専門性確立を強調する一方で、上記のような規模縮小の結果としての再編・統合（一都道府県一教員養成学部の体制見直し）を提起したことで注目された（横須賀，2002）。

そして、この間に公立学校教員の採用数は大幅に減少する。1989 － 90年代にかけておよそ３－４万人もの採用者数があったのに対して前年度からおよそ７千人近く減少した1992年度（約2.6千人）から2000年度には1.1千人程度まで落ち込んでしまう。当然、これによって1998 － 2000年度の採用試験の倍率は、小・中・高等学校すべてにおいて10倍を超えるという「狭き門」となった。この間の国立の教員養成系大学・学部の卒業生は、上記の新課程の誕生によりそれ以前より定員が減少していたにもかかわらず、その1/3しか教員になれず、正規採用教員はさらにその半数以下という厳しい状況であった。

また、この学部の教員養成においては、2001年教員養成審議会（1952年設置）が中央教育審議会の教員養成部会に改編されたことに伴い、「教職課程認定基準」が制定され、「教職課程認定大学実地視察」の実施が始まった。戦後、「大学における教員養成」と「開放性」という理念のもとで再スター

トした教員養成も実際のところ各大学によって様々であり、「量」的な整備から「教育課程の質保証」が課題となってきたからであろう。また、上記（２）１）免許更新制の導入や教職大学院の創設の契機となった中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（2006 年）が、学部養成段階において全学年を通じた「学びの集大成」として位置付けられる「教職実践演習」を 4 年次後期に必修として提案したのも同様であろう。

それゆえこの「教職課程認定基準」の制定以降は、先の教職実践演習新設など教職課程カリキュラムが変更される度にその審査が厳格化され、年度ごとに実地視察を行った全ての機関の結果が公表されている。さらに、2009 年度からは教育職員免許法施行規則の改正によって「定期的報告･是正勧告･認定取り消し」が制度化された。

一方で、2005 年の教育分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針の撤廃以降は、私立大学における教育関係の学部新設が認可され続けている。例えば、小学校一種免許状が取得できる大学数は、2005 年度 103 大学のうち 50 大学と半数以下であった私立大学は、2014 年度には 172 大学にまで増加している（国立は 51 から 52 大学へ、公立は 2 から 4 大学へ増加）。こうした教職課程認定大学が増加する中で、上記の「教職課程認定基準」に係る審査の厳格化が進められたことになる。

（３）近年の動向

この直近の 10 年間（2010 年～ 2019 年）は、社会の急激な変化という現状を踏まえて教員養成・教師教育を含む教育改革は新たなステージに入り、その質保証・高度化が推進されるようになる。とりわけ文部科学省通知（2015 年 6 月）によるいわゆる「ミッションの再定義」が、組織の廃止・転換を強く迫る結果となって、大学院修士課程から教職大学院への転換など教員養成大学・学部の大胆な改革が求められている。この通知で文部科学省は各国立大学に、教員養成系と人文社会科学系の学部及び大学院について「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組む」とし、同時に国立大学の予算（運営費交付金）配分をこの改革への評価と連動させることによって政策的に指導を行なっている。これによって、（２）３）イであげた教育学部から改組した新学部の中から教育学部へと再改組（2016 － 17 年：佐賀大学、横浜国立大学、山梨大学、宮崎大学、福井大学、大分大学）するところが続出し、同時に各大学の新課程も廃止された。

１）養成・採用・研修の一体化

2010 年 6 月、中央教育審議会に「教員の資質能力向上特別部会」が設置され、①新たな教員養成・教員免許制度の在り方、②教員の資質能力の向上を保障する仕組み、③教育委員会や大学など関係機関の連携など教職生活の全体を通じた教員の資質能力の向上方策について調査審議することとなった。そして、その答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（2012 年）が、これまでの大学における教員養成と行政による教員研修というこれまでの分担を転換して「養成・採用・研修の一体化」を求め、さらには生涯を通じての職能成長（＝「学び続ける教師」）という理念を提示した。続いて 2015 年には大きな転換点となる改革を目指した中央審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」及び「チームとしての学校の在り方と今後の改

善方策について」が矢継ぎ早に取りまとめられた。

これらの答申は、先の「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」で示された「学び続ける教師」という理念を実現するための具体的な制度設計を提案している。その一つが教員の資質向上に関する育成指標の全国的な整備であり、「高度専門職業人として教職キャリア全体を俯瞰しつつ、教員がキャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力の明確化のため、各都道府県等は教員育成指標を整備する」とされた。こうして新しい時代の教育に対応できる教員養成及び研修を一体として再構築するために「教育公務員特例法の一部を改正する法律」（2016 年）が成立する運びとなったのである。

この法律に基づき全ての都道府県及び政令指定都市において、地域の大学の参加を必須とする「教員育成協議会」が設置されて、「教員等育成指標」の策定作業が進められた。現在は、この新たな指標に基づいて、それぞれの教育委員会が「教員研修計画」の再構築を進めているところである。なお、「養成・採用・研修の一体化」の理念のもと、この「教員等育成指標」には「養成段階」が含まれており、それまで各都道府県教育委員会が採用試験において示してきた「求める教員像」との整合性も図られているが、同時に後述する教職課程コアカリキュラムの導入がなされている。

２）採用段階

上記（２）３）イでふれた教員需要の問題は 2001 年度を境に増加に転じて、2012 年度以降現在まで公立学校教員の採用数は 3 万人を超える大量採用の時代を迎える。こうした採用数の急激な増減の結果、公立学校教員の年齢構成は極めて歪な形となって、ミドルリーダーにあたる中堅教員が少ないという学校経営上の問題点が指摘されるようになる。また、これを年齢ではなく、教員経験年数で見れば、さらにミドルリーダーの数が少ないという危機的な状況といえる。実際、小中学校において中堅教諭（経験年数 11 － 20 年）が 20% を切っているデータが、先の中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（2012 年）の中でも示されている。そして、こうした状況を踏まえて教員採用における課題として学校内における年齢構成を挙げ、30 代・40 代の積極的な採用を提案している。

これについては 2008 年雇用対策の基本法である雇用対策法が改正され、それまで努力義務であった募集・採用段階での年齢制限禁止が義務規定となり、教員採用試験の年齢制限も変更されてきたことにふれる必要がある。都道府県教育委員会によって変更時期に違いはあるものの、受験可能な年齢を 30 － 35 歳に制限していた委員会がなくなるなど、法令改正に基づき年齢制限は撤廃されていった。これによって民間企業の勤務経験者に対する特別選考や一部試験免除を実施する教育委員会も増えており、先の答申の提言（30 － 40 代の積極的な採用）はこうした事情を背景としている。

３）養成段階

ア．大学院

原則として修士課程から移行するという方向性が示された教職大学院は、2016 年度には 18 大学で開設という急増期を経てほぼ全ての都道府県に設置されるところまでになった。さらに、文部科学省

に設置された国立教員養成大学･学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議による報告書「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」（2017 年）によって、「養成・採用・研修の一体化」が各都道府県教育委員会との連携のもとでこれまで以上に求められ、その中核としての教職大学院が注目されている。なお、この有識者会議は、「少子化が一層進行するとともに、これまでは教員の年齢構成の影響から少子化にもかかわらず増加傾向にあった教員需要が、近く全国的に減少傾向に転じるという大きなターニングポイントとなる時期を迎えたことから、我が国の教員養成や現職教員の研修を担う教職大学院を中心とする大学院、それに国立大学の附属施設であり教員養成とは密接不可分の附属学校について、改めてその在り方や課題及び課題の解決に向けた改革方策等について幅広く検討を行うため」に設置されたものである。現在、各教員養成大学・学部はこの報告書を踏まえた改革を迫られており、その一つとして修士課程廃止と教職大学院への一本化が進められている。

イ．学部

このような状況の中、教員養成においても、医学教育・薬学教育・法科大学院教育等ですでに導入されているコアカリキュラムが導入されることとなった[7]。このコアカリキュラムは、改正された教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通に修得すべき資質能力を示すものである。古くは、先の国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」（2001 年）で提言されていた。直近では先の中央審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（2015 年）において、「教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保」のため大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針を関係者が共同で作成することとされた。これによって、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が設置され、そこでの検討を経て 2017 年 11 月に「教職課程コアカリキュラム」として発表された。なお、教員免許は、学校種・教科など多岐にわたるため、まず共通性の高い「教職に関する科目」について作成され、全国の教職課程で共通に修得すべき資質能力が示されたが、「教科に関する科目」についても今後順次整備される。（ただし、「教科に関する専門的事項」では英語だけ先に導入された。）

この「教職課程コアカリキュラム」は、教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまりごとに分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の基準を「到達目標」として表している。これによって教職課程の担当教員は、その科目のシラバスを作成する際や授業を実施する際に、学生がその「全体目標」、「一般目標」、「到達目標」の内容を修得できるように授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定することが求められている[8]。

（4）実習について

教育実習は、教員免許取得のために学校現場で実習生として実践的な学びを行う必須の教育活動と定義できる。大学（教職課程）の必修単位であり、実習期間は高校免許では３単位（２週間程度）、幼･

小･中学校免許では５単位（４週間程度）となっている。また、その役割･目的は、①大学教育の一環、②教員になるための準備教育の総仕上げ、③教員免許状取得のため、④教師になるための予行練習の４つとされる（日本教育学会，1983）。言うまでもなく教員養成段階において重要な存在ではあるが、1980 年代まで大きな変化はなかったため、最後にまとめて記すこととしたい。

始めの大きな改革は､1989 年度から単位数を増加したことである。幼稚園･小学校（４単位）､中学校･高校（２単位）がそれぞれ１単位（教育実習事前・事後指導を含む）増加された。また、1998 年度からは中学校も５単位（期間も４週間程度）となって現在に至っている[(9)]。

さらに同じ 1998 年度には、教員免許取得のための新たな実習プログラムとして「介護等体験」が必修化された。これは「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（通称：介護等体験特例法）の成立により実施されたものである。その目的は、特別支援学校での２日間と社会福祉施設での５日間、計７日間の介護体験を通して義務教育に従事する教員が、個人の尊厳の精神と社会連帯の精神を深く認識する体験を通して「教員としての資質の向上」を図ることにあるが、小中学校の普通免許状限定であるため特殊な位置を占める。しかし、この介護等体験特例法の条文には「教員としての資質の向上」を図ることが目的として掲げられている。従って、これ以降の教育実習をめぐる改革も含めて、上記（１）３）で述べたように、「戦後教育の総決算」をスローガンに掲げた臨時教育審議会を筆頭とする 1980 年代の教育批判と､それを受けて教員の「質」が問題とされるようになったことがその背景にあると読み取ることもできよう。

そして、この 1990 年代から、教員養成段階において教育実習以外の活動として実際の教育現場を体験しながら教育支援を行う活動（学校参加体験）が広がるようになる。この背景として、① 1991 年の大学設置基準の緩和（教養部廃止）により１－２年生に体験が伴う実践的な科目を配置できるようになったこと[(10)]、② 2000 年以降の教員養成課程が目的志向を強めて「教育実習の充実」を図ったこと[(11)]､③教職大学院において長期インターンシップ（修了に必要な 45 単位のうち 10 単位を占める）が必修化されたことなどがある。また、実務的には 1997 年度より文部省が「学生が子どもたちと触れ合い、子ども理解を深め、教員としての実践的指導の基礎を習得すること」を目的に公募した「フレンドシップ事業」を契機にしてボランティア体験の単位化が進むなどこうした学校参加体験が拡大した。なお、先に述べた幼・小・中学校免許に必要な教育実習の５単位は免許取得単位数全体の１割以下にすぎない。

そして、現在では中央審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（2015）において「学校インターンシップの導入」が提起され、それを受けて各大学（教職課程）がその整備を進めている。なお、同答申では「学校インターンシップ」を「教職課程の学生に、学校現場において教育活動や校務、部活動などに関する支援や補助業務など学校における諸活動を体験させる」ものとし､「学生が長期間にわたり継続的に学校現場等で体験的な活動を行うことで、学校現場をより深く知ることができ、既存の教育実習と相まって、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効｣、また「学生がこれから求められる資質を理解し、自らの教員としての適格性を把握するための機会としても有意義」と述べている。

しかし、この「学校インターンシップ」は「教職課程において義務化はせず｣､「大学独自の科目と

して設定すること」も可能とする一方で、「各大学の判断により教育実習の一部に充ててもよい」となったことで教育実習との役割分担を明確化することが課題とされた。これによって各大学の教職課程においては様々な位置づけが可能となり、その名称も含めてその具体化は大学に任されることとなった。

現在、上記（3）3）で述べた教職コアカリキュラムの導入によって、教員養成系大学・学部および教職課程を持つ大学はすべて、2018年度以降に新たに課程認定を受け直してスタートしたところである。その中で養成段階の核となる教育実習に加えて、教職大学院の長期インターンシップも含め多様な学校参加体験（学校インターンシップ）が構築されつつある。この新たな制度化が進む中で、課題とされた教育実習と学校インターンシップの役割分担の明確化を含め「教育実習の充実」がどのように保証されるのかが問われている。

注：

（1）それまで教職課程の設置認可は、文部省通達「大学において教員養成課程を置く場合の審査について」（1950年7月）、「大学において教員を置く場合の審査に関する申し合わせ」（同年8月）に基づいていた（TEES研究会編，2001）。

（2）この法律によって教育委員の公選制が廃止されて首長による任命制に移行、教育の政治的安定が図られたとされる（木村，2020）。

（3）なお、これは公立学校教員の採用についてであり、私立学校教員の採用は原則として学校法人ごとに実施されている他、東京都をはじめいくつかの都道府県では私学協会による私立学校教員適性検査が行われている。また、国立大学附属学校の多くは地元教育委員会で採用された教員が期限付で勤務する交流人事を行なっている。

（4）今津（2012）は、「指導力不足教員」を免職・懲戒対象の「不適格教員」と基本的に異なるとして次のように説明している。「専門的な知識・技術を欠き、子どもの心を理解する能力や意欲が弱く、指導方法が不適切で、保護者との信頼関係を築くことができず、職場での協調性が足りずにクラスも任せられないと判断されるような教員」。なお、文部科学省による定義では、「知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当ではない教諭等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者であって、直ちに後述する分限処分等の対象とはならない者」となっている。

（5）この免許法の改正によって、2009年4月1日以降に初めて授与された免許状のことを「新免許状」と呼び、10年間の有効期間が付されることとなった。一方、それ以前に授与された免許状は「旧免許状」と呼ばれ、生年月日によって免許更新講習による受講確認期限が設定されている。この確認期限までに更新手続きを終えないと免許状は失効し、「旧免許状」については返納しなくてはならない。ただし、失効した場合でも、所要資格を満たしているため免許状更新講習を受講・修了することで教員免許状を再度授与される（「旧免許状」の場合は「新免許状」として授与される）。なお、現職教員として勤務していない者は受講義務者に該当しないため、受講せずに更新手続きを行なわなくとも失効せず効力が眠った状態（「休眠状態」と呼ぶ）となる（公益財団

法人文教協会，2016)。

（６）この改正により、「二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務」が課せられ、これ以降一種免許状への上進のための免許状認定講習が盛んに開催されるようになった。

（７）斉藤(2017）は、このコアカリキュラム導入の影響を示す例として、現在では漢方薬を約 90% の医師が使用しているというデータをあげている。

（８）（２）３）イであげた「教職実践演習」は、その新設を提言した中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(2006 年）において、授業内容例や到達目標等が示されているため新たにコアカリキュラムを作成する必要はないと判断された。また、（２）３）イであげた教職課程の審査・認定及び実地視察においてもその活用が明記された。

（９）教育実習の長期化の留意点として「就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある」と指摘された（文部科学省初等中等教育局教職員課「教員養成及び免許制度に関する基礎資料」)。

(10) 例えば、千葉大学教育学部では１年時に「基礎実習」（２日間)、２年時に「観察実習」（２日間）が必修科目として置かれ、その上で３・４年時の本実習が実施されるようになった。

(11) 例えば、島根大学教育学部では 4 年間で 1000 時間に及ぶ体験学習を必修化、また北海道教育大学（釧路校）では授業のない曜日（１日）を作ってすべて実習に当てるなどの「教育実習の充実」が実施された。

引用・参考文献

服部晃（2008)「『法定研修』としての教職 10 年経験者研修」名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）55-1, pp101-113.

服部晃（2009)「『法定研修』としての教職初任者研修の現状と課題」教育情報研究 25-3, pp3-14.

服部晃・今津孝次郎（2008)「『指導力不足教員』の現職教育：全国教育センター調査を中心に」名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（教育科学）54-2, pp183-207.

平原春好（2009)『概説　教育行政学』東京大学出版会

保坂亨（2011)「初任者教員をめぐる状況」 明石要一・保坂亨（編)『初任者教員の悩みに答える』教育評論社

市川昭午他（1983)「教員研修の意義とあり方」『教職研修辞典』教育開発研究所

今津孝次郎（2012)『教師が育つ条件』岩波新書

岩下新太郎（1981)「わが国における教員研修行政の課題」日本教育行政学会年報 7

岩田康之（2017)「大学における教員養成と開放制」日本教師教育学会編『教師教育研究ハンドブック』学文社

海後宗臣監修（1971)『教員養成』東京大学出版会

木村元（2020)「『学校』制度の境界線－その形成と展開」木村元（編)『境界線の学校史一戦後日本の学校か社会の周縁と周辺』東京大学出版

木岡一明（2001)「戦後『教育学部』史研究の課題:『教育学部』の存在意義を問う」TEES 研究会編（2001)

『「大学における教員養成」の歴史的研究－戦後「教育学部」史研究』学文社，pp15-54.
北神正行（2017）「教員免許状制度」
木内剛（2017）「教職課程認定」日本教師教育学会編『教師教育研究ハンドブック』学文社
公益法文教協会（2016）『教員免許更新制ガイドブック』
牧昌見（1971）『日本教員資格制度史』風間書房
三浦孝啓（2010）「教員免許更新制導入の経緯と背景」喜多明人・三浦孝啓編『「免許更新制」では教師は育たない』岩波書店
向山浩子（1987）『教職の専門性：教員養成改革論の再検討』明治図書出版
日本教育学会（1983）『教師教育の課題：すぐれた教師を育てるために』明治図書出版
斉藤和季（2017）『植物はなぜ薬を作るのか』文春新書
佐藤幹男（2017）「教員の採用と研修」日本教師教育学会編『教師教育研究ハンドブック』学文社
鈴木義昭（2006）『教育改革：「問題教員」と呼ばれる彼らと過ごした三年間』東洋出版
TEES 研究会（編）（2001）『「大学における織成」の歴史的研究－戦後「教育学部」史研究』学文社
牛渡淳他（2018）「教員育成協議会の全国的な設置状況の特色と課題」日本教師教育学会第 28 回大会発表論文集
山崎奈々絵（2017）『戦後教員養成改革と「教養教育」』六花出版
横須賀薫（1973）「教員養成教育の教育課程について：『提言』を斬る」教育学研究 40-2
横須賀薫（1976）『教師養成教育の探究』評論社
横須賀薫（2002）「『大学における教員養成』を考える」藤田英典他（編）『教育学年報 9　大学改革』世織書房

Ⅲ．討論編：児童福祉領域の専門性・資格について

１．資格（免許）の範囲

医学・法曹＝オールマイティ（全領域の資格免許）

教育＝各校種（小・中・高校・特別支援学校学校）、各教科に限定

児童福祉の資格は？　　現任者の存在、養成段階の問題

保坂：資格として医学と法曹はオールマイティー、その資格を持っていれば全部やれる。教育の免許は免許ごとに細切れという違いにびっくりしたんです。これはそのまま今、検討している児童福祉ではどうするのだろうと思ったんです。既に民間資格があり、これから作ろうとしている資格は、オールマイティーなものを想定していないと聞いたんですけど。

増沢：国家資格として社会福祉士があるが、その資格を持ったものが児童福祉の領域に来た時に、あまりにも児童のことが学びきれていないという問題が指摘されている。過去に、医療でのソーシャルワークもそうした問題があって精神保健福祉士の国家資格が作られた。ところが現在、ソーシャルワーカーの世界では、社会福祉士と精神保健福祉士を分けるべきではなかったとの意見が根強くある。ジェネラルソーシャルワーカーとしての社会福祉士であるべきだったと。

しかし現状のまま、養成校に任せていたら、児童のことを十分に学ばずに過ぎてしまう。そのせいか、養成校から児童の領域を志す学生、児童相談所であるとか施設に来る学生って養成校の中で数パーセントといった非常に少ないパーセントしかいない。だから現状を改善するためには児童家庭福祉に特化した資格を作って、カリキュラムも見直していくべきで、将来にまた統合の道を歩むにせよ、今はそうすべきというような議論をしているところです。

保坂：それで気になったのは、児童福祉の資格化・専門家に関して、もう既に現任者がいる。一方で、これから養成はどうするということを同時に考えていかなければならない。

増沢：どういう人たちが児童福祉司になっているかは、この資料に示されている。

（資料１参照）

これは任用要件というもので、これをみると非常に幅広いことが分かる。この中でも、一番左側の第13条、第３項、第１号の人たちが、何も学ぶことなく任用されていた現状があり、今般任用前研修を義務化することになった背景でもある。

こうした研修を義務化するにあたって、児童福祉司に必要なカリキュラムを作って、それをもとに研修が行われるようになった。そうしたところ、他の任用要件を満たした人たちも、児童家庭福祉についての学びは十分でないから、その人たちも一緒に学びましょう、といった状況がある。根本的に任用の在り方を見直す必要があり、その中に資格の話も含まれている。

ただし、資格を取った人たちしか任用しないとなったら児童福祉司がいなくなってしまう。そこで任用資格は任用資格で残しながら、徐々に資格を取った人のパーセンテージをあげていこうとい

う方向性が示されている段階です。一応、資格化に向けた方向性が示されたのが中間のまとめの報告書です。

（資料２参照）

この報告書には、資格化に向けた歩みを進めるという方向性が明記されています。ただ資格の立て付けとして、既存の社会福祉士の養成に児童のことを入れ込む形にして、社会福祉士資格の上に乗せた資格にするか、全く別の児童家庭に特化した資格を作るのかは意見が分かれるところです。

２．養成段階の基本方針：開放性か閉鎖系か

医学＝閉鎖的（医学部に限定）

法曹：開放性（受験資格なし）から閉鎖性

2006 年から方針転換、法科大学院（３年制）に限定？

「適性試験」必須から 2018 年から未実施

「法学未修者３割以上」2018 年撤廃

「司法試験予備試験」（抜け道の存在）

教育＝開放性（大学に開放）

児童福祉の資格はどこまで開放するのか？

養成者の選抜・資格試験による選抜・採用者の選抜

保坂：今日、高橋先生に来ていただいてるのは、「嵐の中の法科大学院」（Ⅱ－２）についてです。戦後教育は養成段階を開放系、誰でも取れる状態にして再出発したわけです。医学は戦前から医学部入学の時点で閉鎖的に養成する者を選抜していた。一方、法曹界は、司法試験が開放的に誰でも受けられるものから、一気に閉鎖系に行こうとした。ただし、林論文（Ⅱ－２）を読むと、相当な混乱が起きていると理解しました。

高橋：そうですね。おっしゃるとおりだと思います。結局、予備試験が今、最終合格者の何割いるかというと、20％ぐらいはいるんです。1,500 人のうち 300 人ぐらいは、もう予備試験になっているので。揺り戻しで、結局２割はそこを通ってくるので、むしろそこまでトップクラスのスピード感のない人が、法科大学院に来てるっていうふうに、法曹界はもう、そうなっちゃっています。

保坂：こんなニュース**（記事１参照）**になっていますが、一般の人にとっては意味が分からないですよね。

高橋：そうなんです。だから、法曹界が養成段階が開放か閉鎖かっていうと、開放から一気に閉鎖しようとしたけど、結局失敗して、現実に、やっぱり開放の部分から来ているのが、もう２割ぐらいいるので大きな穴が開いているって感じです。

保坂：確かに抜け道と言いたくなるようなコースになっている。

高橋：そうですね。だから多分、資格の本質に絡む話だと思うんですけど。児童福祉司は、やっぱ対人援助だと思っていますけど、法曹は対人援助じゃなくてもいいわけなんです。契約書だけを見て

チェックをしてたっていいし、一言もしゃべらない法律家っていうのは存在するわけです。現実問題、人と会わない法律家は存在するので。

だから知識のベースの部分は、やっぱりものすごく大事で、結局、予備試験が復活して戻ってきちゃうのは、知識のちゃんとしたベースがある人たちだから、最終試験の合格率が非常に高くなるっていうことになっているので。児童福祉司とそこは区別して整理をしなきゃいけないかなと思ってはいるんです。そういう意味で言うと、お医者さんも研究職になりたいお医者さんというのは存在するはず。でも児童相談所で親としゃべらない児童福祉司は存在しない。そういう意味では、学校の先生が近いかなと思いながら読みました。

保坂：資料１の13条の３項１号を残さないってことはないと思うんだけど、現任者を除外するという発想は特にない。一方、養成段階に関しては議論したほうがいい。どこまで閉じるか、全く開放なのか。

高橋:だから移行期間を、例えば３年とか５年とか取るにしても、そこから先はもう、この13条は「なし」にしないと。ここをいつまでも「あり」にしていたら、何のために試験を作ったのか、まさにこの司法試験状態になるんじゃないかって気がしますよね。

保坂：実は、教員免許も特別免許という制度があって、教員免許のない民間人を校長に雇うために使われている。つまり、教員免許がなくても教壇に立つことが法制化されているんです。だから、それはあっちゃいけないものじゃないと思うんです。だけど、その存在感があまりにも大きかったり、位置付けが曖昧だといろんな問題が起こると思います。

高橋：現状の議論で並行でいくしかないというのは、いきなり、ここの門戸を閉じるのは、やっぱり現実的じゃない。

増沢：そうです。次に資格化を進めても、児童福祉司の増員が図られている今日の状況を踏まえると、資格ができるだけでは、増員に追いつかない。児童福祉領域を志す学生を増やさなきゃいけない、資格というのがそうした学生を増やす起爆剤にはなりえると思う。しかしそれだけで人の手は足りない。そのため今の任用制度は、そのまま残して、しばらくは行くと。

保坂：児童福祉の資格をどこまで開閉するのかは、ある意味でスローガン的な質問であって、現実的には、養成者をどう選抜するのかだと思うんです。まず、養成の入り口で人を選抜するのか。医学は徹底選抜、そこで選抜されれば決まる。司法試験も形は変えても確実な選抜になっている。それに比べて、教員は選抜過程が曖昧。大学に入れば教職課程が取れるし、単位の集め方は選抜になっていない。唯一、選抜は採用試験ですが、都道府県の採用は「選考」であって試験ではない。やはり法曹界と違うのは、教師が対人関係援助職だからだと思うんです。そうすると児童福祉も、どこで選抜して、どこで選考するのかっていうのを考えないといけない。そして、選考の段階で筆記試験だけでいいのか。対人関係援助職としての人間性を見る必要があるのでは。

増沢：今、公務員試験でも、そこが指摘されている。知識を測る試験で採用された公務員が、人としては失格という場合もある。人間としてのフィルターをどこにかけるか。欧米を見ると、フィルターの一つに実習がある。欧米の実習と日本の実習での大きな違いの一つが実習期間である。日本の場合、実習期間が圧倒的に短い。

保坂：実習が大問題なのはあとで取り上げます。

３．コア・カリキュラムの導入

医学：2001 年以降

法曹：2004 年法科大学院設立以降

教育：2017 年導入

児童福祉のコアカリキュラムは資格化以前に導入

知識（認知的能力）への偏り

保坂：主には筆記試験による選抜、単純に言っちゃえば試験で測る学力、それもマークシートでできる試験と、次のコアカリキュラムがセットだと思うんです。医学部で始まり、法科大学院だけ共通的到達目標になっていますが、コアカリキュラムのことです。

高橋：そうですね。

保坂：だから、「最低限これだけやってね」。到達目標、全体目標とかが書かれていて、これが全部同じ形式で、結局これに基づいて筆記試験とならざるを得ない。

増沢：筆記試験。そうなんです。

保坂：法曹界の方々は専門知識がなければやれないだろうし、医学の基礎知識も膨大ですよね。だからそれに比べると、教育・福祉領域は対人関係援助職として人間性が強調されて、基本的に必要な基礎知識は、医学、法学に比べて少ないと言うと怒られるかもしれないですけど、ちょっと違うような気がするんです。

高橋：いや、おっしゃるとおりだと思います。社会診断がちゃんと書けるかとか、その最低限のそれはあるとは思うんですけど。そこから先は僕も、あまり知識だとは正直思っていないんです。ましてや、こんなに児童福祉の制度が、年がら年中変わっているんじゃあ５年前の知識に何の意味があるのかっていう。

増沢：任用前から任用後研修については、3 年前に作ったカリキュラムで研修プログラムが企画される。

保坂：ある意味面白いと思うのは、福祉だけ、資格の前にコアカリキュラムが入ったことだと思うんです。それが学力試験、資格試験の学力面で使われるのは別に悪いことじゃない。ただ、それだけでいいのか、どうするのかという話がどれぐらい起きているのか。

増沢：ちなみに、コアカリキュラムを作ったときに、通知以上のレベル（告示）で出されました。だから、そう簡単に変更できない。しかしこれに対しては今回のワーキングでは、やっぱり時代とともに見直し、変えていく必要があるという意見があった。

保坂：資格がある所にコアカリキュラムを導入した場合、絶えず見直す前提で入ってるんです。だから福祉だけ、ああいう形で入っちゃったのが不幸で、今、訂正されたのなら良かったなとは思いますけど。

４.「業務独占」資格と「名称独占」資格

保坂：例えば、公認心理師は、実は名称独占で、業務独占の資格ではないので、同次元には論じられません。後で実習に一番関わるんですけど、実習が問題になるのは業務独占だからですよね。業務独占の実習は、専門的な人が付いていないとやってはいけないわけです。だから今になって医学部、歯学部が、５～６年でやるために法律を変えようとしています。**（記事２参照）**

増沢：確かに、心理臨床を業務独占にしたら、逆に、「これはできない」の線引きが明確になる。一方で公認心理師については、汎用性のある心理師としての位置づけが強調されました。今でも心理臨床っていうのが、流派によっては枠組みがしっかり決められ、「こうじゃなきゃ心理臨床ではない」という主張をもった専門家もいる。

しかし、それでは、関係する職種等とチームを組むときや、より広い枠組みでないと患者に会えないなどの支障が生じてしまう。僕のいる福祉の領域では生活という現実を見つめ支援する必要もあり、面接室だけといったような狭い枠組みでのかかわりではニーズに適した支援は難しくなってしまう。より汎用性のある心理的支援として位置付けられたこと、そして業務独占じゃなかったことには、僕は、ほっとした方なんです。

心理臨床の対象として視野に入っていない対象はもっとたくさんあるはずです。災害支援とかの話になってくるとその通りだし。だから、それは良かったなと思うんです。しかし保坂先生の話を聞くと、なるほどとも思います。

増沢：国のワーキングの検討会の中では、「児童家庭ソーシャルワークを業務独占にすべき」という意見もありました。ここで重要となるのは、児童家庭ソーシャルワークの仕事や役割が何なのかの議論が一つあります。児童家庭ソーシャルワーカーとなると、児童相談所の児童福祉司から、市町村のソーシャルワークもちゃんと視野に入れなきゃいけない。さらに言うと施設のファミリー・ソーシャルワーカーや、フォスタリング機関など、幅広く見られる必要がある。業務独占で、「児童福祉司はこうです」としてしまったら、あまりにも狭くて、もう広がれないのではないかと思います。先ほどの公認心理師と同じで、やっぱり、いろんな所に入ってソーシャルワークするっていうものが現実的だと思うんです。

高橋：弁護士だって、僕もこの間、生活保護の申請に一緒に行って、家探すって言うから不動産屋を一緒に回って、これが弁護士の仕事なのかって言われると、どうなんだって話になるわけじゃないですか。それ、ソーシャルワークじゃないのかっていう話になるかもしれない。おっしゃるように、いろんな領域、学校の先生だってそうだと思うんですけど、いろんな領域ぎりぎりまで手を広げていくと、対人援助って、やっぱり重なり合う部分が当然、出てくるんだと思うんです。ただ、児童福祉法に基づいて行政処分的なことをやるんだったら、それは、やっぱり業務独占の範囲に最低限入れるっていうのは、線の引き方としては、あんまり難しくないような気がします。

増沢：なるほど。いろいろやる中でも、この部分だけは業務独占にしておくということですね。

高橋：その外に行っちゃいけないわけじゃないけれども、「ここは、この資格を持ってる人でやろうよ」って。

増沢：それはとても重要な議論ですよね。専門性を培った適任者が必ずしも判断下しているわけでは

ない現状がありますね。

高橋：そうですよね。

増沢：児相長も同じですね。

高橋：だから。そう。

増沢：児相長の中には、経験の乏しい人が一定おり、その人たちが、この重大な判断を行っている。

保坂：今だって、やっぱり線引きの話じゃないですか。ここまでの仕事は、やっぱりちゃんと業務独占の専門家がやるべきですよねって、引けるんだったら引いたほうがいいってことだと思うんです。

増沢：なるほど、確かに。

保坂：教育の世界は、明確に学校での学習しか単位・学歴にならないんです。でも勉強だったら、塾でいくらでもできている。塾の勉強を学校と同じような単位に、と誰も言わないのは、明確な線引きがあるからだと思うんです。業務独占としての教員資格は、それだけ大したものだな、と改めて思いました。

増沢：なるほど、これは大事ですよね。そうすると公認心理師って、業務独占として周りから言われるところの線引きって、あんまりなさそうな気がしますね。確かに、行政処分は大事です。社会の信用に関わる話だから。おっしゃるとおりです。

保坂：だから、そこが福祉領域の特殊性です。法律として児童福祉法があって、その下で権限を持つ、特に一時保護とかを含めて考えたら、その権限を持つ人が業務独占ではないとしたらおかしいと思いますよね。

増沢：なるほど。そうですね。

5．実習改革

医学：明確な線引きの存在

卒前教育（資格以前）の転換（2005 年以降）

「診療参加型臨床実習」から「自主積極学習型」へ

共通試験と認定証

卒後研修（資格後）の転換

1968 年：インターン制度（無給）廃止、臨床研修制度（2 年以上、努力義務）

2004 年以降：「努力義務」から「必修化」、その先専門医制度（構築中）

法曹：司法修習（司法試験合格から法曹資格が与えられる「司法修習生考試」合格まで）

～ 2010 年：給費制（給料）

2011 ～ 2017 年：貸与制

2018 年～：修習給付金制度

（法科大学院の実習）

教育：資格取得に必須な実習（4 週間程度）＝授業料として自己負担

教員採用後の初任者研修制度（一年間試用期間後に正式採用）

児童福祉の養成段階の実習と採用後の研修

資格取得段階での「不適格者」の排除

保坂：医学・法曹・教育の３領域で、実習改革が21世紀に起こったんだなっていうのは実感しました。今、求められている専門家となったときに、専門家育成の核が実習だと誰もが認めて改革しようとしたと改めて思いました。だけど、その割にうまくいってない、みんな苦労している。今、実習は、資格取得前の実習と、実は資格取ってからの実習（厳密には「研修」と言っている）を連続したつながりとして考えるべきではないか。そこが整理されて、いったい何が必要で何をやるか、それから、その位置付け。無給・有給含めて、整理されていないことを、改めて実感してしまいましたが、ここはどうでしょうか。

高橋：おっしゃるとおりです。法曹界で言うと司法修習は、要は、最終資格を取る前の修習です。取った後に、裁判官と検察官は、実はかなり自分たちでカリキュラムを組んでいて、継続的に、ずーっと研修がやられていくんです。裁判所の研修を例にすると、新任研修は５日しかないんですけど、いろんな、何年目で何を受けてとか、どこの専門分野に行ったらどれを受けてって、まさに児童福祉資格をもしやるなら、市町村にいるんだったらこれをやっとけと。で、児相に移ったら、またこの研修を受けろとかっていうふうに、延々学び続けるようになっている。

弁護士は、やっぱり一般私人になってしまうので、それはあとは自力でやれよって話になるんですけど。本来、国家資格でやって公的なものを担うんだったら、ずっと継続して、そういうことがあるべきなんだろうと思うんです。資格だから、あげて終わりっていうのは良くないと思っています。

保坂：そのときに、裁判官と検察官は、公務員である教員のほうの研修と似てるなと。制度化されていて、それが仕事の範囲内で必ずやることになっている。一方、弁護士は、失礼かもしれないですけど、なった途端、給料をもらって仕事をしているイメージがあるんですけど、「その人は研修中」みたいな感覚は、周りにも本人にもあるんですか。

高橋：人によりますね。本当にもう、湖にドボンと落とすような事務所だと、もう、あとは勝手にやっておけって言って、裁判所にもいきなり１人で行かせて、裁判所で右往左往して、裁判所の職員に、「そうじゃなくて、こうだよ」とか言われてる人もいますし。ものすごく丁寧に、じゃあ、最初は書面から書こうねって、書いたら赤入れてあげるからねっていう感じになってる人もいますし。それは本当にもう、ただの民間の八百屋に、中学卒業した子が入ってきたっていうのと同じ状態から始まるので。育て方がバラバラになっちゃっています。

保坂：それは弁護士では公然たる事実だったんですね。僕は、そこにびっくりしてるところがあります。どこの世界にもあるとはいえ、泳ぎ方も教えずにプールに突っ込むって感じですよね、それもあるなとは思ってはいるんですけど。そうやって考えると、実は教員の世界は、学校の種類（小・中・高・特別支援学校）で違ったんです。小学校の教員だけ、採用されるともう４月から担任をしているんです。ほぼ100％、1人でベテランの先生と同じ仕事をやる。さっきの「ドボン」ですよね。ところが中学・高校を見てると、やっぱり２年目、３年目から担任を持つ、１年目で担任を持って

いる人は少ないんです。高校は、ほとんどゼロに近い。副担任というまだ見習い的な感じです。教科担任制という、自分が数学なら数学の授業だけやっているので、担任を持ってクラスを受け持つという教師の醍醐味（だいごみ）はやらせてもらえてないんです。この点で児童福祉の世界はどうですか。

増沢：全く何にも知らなくて、4月から業務を担わされる人もいる。もちろん一緒に付いて業務を教えてくれるところもある。児相によって違うわけです。丁寧に、スーパーバイザーが付いて同行訪問したりする、そういう児相もあれば、もう余裕がない所は、1カ月ぐらいそれをやったら、もうほとんど任せてしまうような児相もある。

保坂：教員の初任者研修制度が平成になってから始まって、このときに半年間の試用期間を教員だけ1年にしたんです。だから1年間試用期間ということは、見習い期間が公認化されたと、僕は思っています。この初任者研修は法律で決められて、すごくみっちりやられて大変ではあるにしても、指導者も付けられて制度も研修もちゃんとしている。ところが、この1年間が試用期間、つまり正式期間ではないからということで、文科省が、その間に資質を見ろと言いだして、正式採用にしない場合もあるという「厳密な運用」が始まっちゃったんです。あまり知られていませんが、東京都など3％近くも辞めています。

高橋：そんなにいるんですか。

保坂：はい。これが教育公務員特例法という法律で決められているので、私立の先生は範囲外です。だから法律も児童福祉も事務所ごとに違うというのに、びっくりはしましたが、ここのところはもっと領域を超えて議論すべきなんじゃないんですか。

　つまり専門家とはいえ、資格取ったらすぐ一人前というわけじゃない。見習いの期間が1年、あるいは2年必要。だから、2年間給料を払って研修している医学界はすごい。人材育成のために、公金を投下してると言ってもいいわけじゃないですか。そうした議論が他の領域にないんです。

高橋：法曹は多分、それを今やれているのは司法修習。だからそれこそ裁判所に行って、所作、振る舞いは修習生で見ておくっていうことにはなってはいるので。2年だったのが、今、逆に法曹界は1年に減ってしまっている。

保坂：期間短縮以上に気になったのが、お金のことだったんです。これまで給料みたいにもらってたのに、急にそうじゃなくなって。今の給付制は曖昧。本人負担の部分があると言ったらいいんですか。ただ、資格が二段階になっていることを、僕は分かっていなかったんですけど。

高橋：そうですよね。

保坂：法曹界の修習はグレーだったんですね、最終試験があるから。だから、グレーだからそうなんだっていうのは分かるけど。それにしても、この短期間でそんなに揺らぐのは、どうなんだろうと思いました。だから教員（公務員）の場合は、受かっちゃえばもう給料をもらうので、給料もらって研修しているのが初任者研修。そして、医師で言えば2年間。でも児童福祉は、これから先どうするのか。

増沢：いや、だから給料を給付するっていうことが、見習いとか、学習のものには該当しないという考え方が、ベースにあるってことですよね。

それがある限り、給料を出しているのだから、すぐにでもドボンして泳ぎなさい、働けって言う話になる。しかしその考えが、専門性の向上を妨げ、逆に駄目にしていく危険がある。

保坂：でも、資格を持ってお金をもらってるんだから、君はもう泳げるでしょって、「ドボン」という世界では人材は育たないでしょう。それが了解されていないと思いませんか。さっきの弁護士さんの話も、極論すると、そういう事務所があるということで。

高橋：そうですね。それにしても司法修習は少なくともやってきているので、そこでちゃんと学んでいれば、ある程度は泳げるってことではあるんです。そこは大きく違う。児童福祉は、どのタイミングで、どうやるのか。

増沢：児童福祉は、公務員の人事の考え方が、その中に混ぜこぜで入っちゃっているので、余計その発想がないんだと思うんです。各部署を移動するたびに、1年間実習などとは言っていられない。公務員としての研修を受けながら、マニュアル通りに働けば、何とかなることが多い。しかし児童家庭ソーシャルワークはそうはいかない。いつもマニュアルが通じない世界。

保坂：これから児童福祉領域に来た人ならば、大卒の新卒だろうが、他の仕事（公務員の仕事）から来た人だろうが、やはり必要な研修があるということ。

増沢:だから資格を作って、一定の学びを得た上で、資格を取った後は、半年なり1年なりのインターンをやっていく。こういう人たちの率が増えていけばいいんだろうと思うし。その人たちが一般人事から外れて、専門領域を移動していくシステムが大事。そうでないと、その養成期間が1年あると言っても、教える人がいないっていう場合も生じてしまいます。専門領域内の移動であれば、それが起きない。多分、弁護士の事務所は、上に弁護士さんがおられるので、ちゃんと指導者がいてくれますよね。

高橋：いや。でもだから一時期、急に増やしたから、ものすごい就職ができない時期がありました。その頃の、「即独」って僕らの業界で言うんですけど、いきなり1人で始めた人たちは、作法も何もぐちゃぐちゃな人が一定数いるんです。まさに、教えてもらえなかった人たちっていうのが存在するんです。そこの大波を乗り越えて、今は教えられる層がもうだいぶ増えたから、今はその問題は出なくなったんですけど。

児童福祉司の話に戻ると、自分でやれっていうのはやっぱりおかしいし、でもじゃあ何にもできないのかっていうと、そうでもないような気もしているので。先ほど言ったような線引きで、だから児福法の行政処分はやっちゃ駄目、一時保護とかは、一人で行っちゃ駄目、2号指導も、一人でやっちゃ駄目とかっていうふうに縛りをかけて、でも他のことはやっていいよっていうと、現場を使いながらちゃんと整理できるし、だから、給料もちゃんと払えよって言いやすいんじゃないかって気はするんですけど。

保坂:その「一人で」というのがポイント。以前、川﨑センター長（子どもの虹情報研修センター）が、「京都児相は昔から一人でさせなかった」って言ってたんです。でも、それは全部の児相がそうなんですかという話で。おそらく違う、さっきの弁護士事務所ごとと同じだと思います。また、児童福祉も新人に対して、こういう業務はやっていいけど、こういう業務は先輩と2人でやってねという線引きがあるんじゃないか。実際、そうやって育てている所はあるのでは。

増沢：線引きは整理できると思います。今も、高橋先生がおっしゃっていただいたことだけでも、かなり整理できる。対応件数ってありますよね。対応件数っていうのは、2号措置とか全部、区切られています。だから、そこで線を引くだけの話です。助言指導っていうのは、誰でもいいよと。だけど保護であるとか、2号措置は駄目っていうようなことは、すぐに整理できる話だと思います。

保坂：来年度の研究に継続していくテーマとして「実習」というときに、採用後の研修も含めるべきだと思う。実習というと養成段階だけの話になるけど、そうではない。それこそ、インターンシップという言葉も混乱しているし、有給･無給も混乱している。林論文（Ⅱ－2）を読んで改めて思ったのは、司法修習はちょうど中間だということは知らなかったです。資格を取った人が、研修を受けているんだと思ってました。もしかしたらそのグレーゾーンは、ある種の知恵ですよね。だから、そこで最低限やってるから、弁護士事務所に来た人は「ドボン」でもいいというのは、もっともだと思う。

高橋：そうですね。法曹が特殊になっている一つの理由は、就職しちゃうと、裁判官は裁判所しか見られないし、検察官は検察の仕事しか見られないし、弁護士は弁護士の仕事しか見られないけれど、お互いが、お互いを知ってるほうがいいよねっていう、法曹界に「法曹一元」っていう考え方があるんですけど。制度設計のベースに法曹一元があるから、これでやれている。先ほどおっしゃっていただいた、給費制（～2011）から貸与制（～2017)、さらに給付金制度（2018～）に移ったときの、一番大きな議論は、何で国が金もうけする弁護士に金払ってやらなければならないんだっていう考え方なんです。

保坂：でも、この話の続きだからできるのは、検察官の人が辞めると弁護士をできちゃう。裁判官の人もできちゃう。

高橋：できます。

保坂：資格的にできるのは分かるんだけど、実務的にできるのかなと思っていたんです。そうしたら、何かそういう研修があるんだそうですよね。

高橋：弁護士会が、ある程度の研修はやってる。それは新任も含めて、やってはいます。それは、要は個人商店に対して、「商店街に入ってきたんだから、売り買いの仕方はこうだよ」って言っているようなもんですよね。

保坂：そのオールマイティーの資格の中で、実は専門分化されていて、この領域だけやっていた人がこっちに移ったときに制限はない。医師もそうで、テレビドラマでありましたが、救急救命医がけがして精神科医になれるって話ですよね。でも、ほんとはおかしいんですよ。一方、教員免許だけ細切れになっているから、小学校免許しかない人が中学校で教えられない。

増沢：そうだ。確かに。

高橋：そうか。そこも面白いですね。不思議だな。何でなのかな。

保坂：いや、そこがあまりに細切れで敷居が高過ぎたので、近接領域の免許が取りやすくなりました。以前、中学校免許だけの先生は小学校で担任できなかった。つまり中学校の教員歴10年、20年ある人が、小学校の実習が義務付けられていた。今、それがなくなったんです。中学校で10年以上やっていた人は、必要単位数を減らしてほんとに取りやすくなっています。特に、義務教育学校が

できたので細切れ過ぎる。でもやはり分けていたのだから、その近接領域で普通に雇って、「最低限、これだけの研修してね」ならば筋が通る。

児童福祉に他の領域から来た人が、みんな同じように、「児童福祉はOK」じゃないと僕は思うんです。そのときに研修として最低限、何をやってもらうかを議論したほうが、その領域の専門性が分かると思うんですけど、どうですか。

増沢：そうですね。いや、ワーキングのときにも盛んに、その話を大阪の所長さんがおっしゃっていたんです。今の状況として足りないものは何かっていうと、やっぱり子どもの知識が足りないと。やっぱり個々のアセスメント力がなければと、僕はそっちをすごく言うんだけど、実はそこって業務独占でも何でもない話なんで。

でも、保坂先生は、やっぱり28条措置っていうのは児相独自のもので、やっぱりそこはそこで、きちんと学ばないといけないんだっていうのは、そこにつながる話だと思うんです。だから業務独占で、丸ごと業務独占なのか、って。ちょっと少し先生のおっしゃるような、分割した議論っていうのは確かに全くなかったです。これはでも必要だなって、今、聞いていて思いました。

高橋：学校の先生はもともと、どうして小・中・高って分かれているんですか。

保坂：おそらく戦前からの歴史を引き継いじゃっているんです。戦前の小学校、義務教育段階の教員養成だけ、国が乗り出して師範学校で養成していました。一方、旧制中学も旧制高校も、大学を出ている人は、みんな教員になれました。だから戦前の思想教育が、小学校だけにものすごく入ってしまって、中学校以上の教員たちはそんなに思想統制されていないんです。それを戦後くっつけるって発想がなかったんじゃないでしょうか。

増沢：今、幼稚園と保育所、幼保一元化の話で、この免許の問題って、どうなってるんですか。

保坂：それは、戦後すぐから、「幼稚園と保育園は別でいいの？」という議論をずーっとして、結論がいまだに出ない。幼保一元化で認定こども園をつくって、そこでは「保育士の免許と教員免許、両方取ってね」になっちゃってる。

増沢：「両方取ってね」なんですか。

保坂：省庁分割の、最悪のパターン。

増沢：なるほど。

保坂：それで、就学前教育は大事ですよとか言ってお金を投下するようになったら、本当は整理しなきゃいけないのに、諦めているんじゃないですか。

増沢：でも就学前教育も問題。一つ一つクリアしていかないと。これから移民の受け入れとか、そういうことを言ったときに大問題になりますよね。

保坂：そう。

増沢：だから今度、児童家庭ソーシャルワーカーの資格の話を今、まず児相、次に市町村、業務独占の部分は少ないかもしれないですけど市町村。そして施設、民間、フォスタリング機関、もう一つ、そこにスクール・ソーシャルワーカーっていうところも視野に。これが、別資格であるんですよ。今、認定資格でスクール・ソーシャルワーカーって。あれはもう絶対統合していかないとおかしいんだけど、やっぱり縦割りで、多分難しいのかもしれない。

保坂：ちょっとつなげたい話があって。僕がさっき言ったように、資格を取ってからの研修と言っているけど、実際は実習なんじゃないか、インターンシップなんじゃないか。お金をもらって人を育てるっていう発想で整理できる。一方で、資格を取る前の実習はどうか。もっとちゃんと考えなくてはいけないのではないか。

増沢：いや、全くそうなんですよ。

保坂：教員免許は4週間の実習でOK。そして、学校インターンシップが広がって、教育実習じゃ足りないからという理由だったのに、必修化しなかったんです。そんなに沢山必修化されたら困るという理由でならなかった。だから今、教員養成系大学・学部で、ものすごい体験学習、実習に近いことをやって教員になっている人と、わずか4週間の実習で教員になった人が同居しちゃっているんです。つまり免許取るために必要な実習は、最低限何なのか、そこで学ぶことは何なのか。さらに問題なのは、その実習で教員に向いていない者をはじいてるかという議論を、ほとんどしてこなかったような気がするんです。この点、児童福祉関係、福祉関係の養成校は、どういう現状なんですか。

増沢：今の福祉系の養成校は、実習は、ほぼ1カ月程度。それも、ちょっと延びたんですけど。ここは学校の教員養成の実習をモデルにしていると僕は思ってるんですけど、すごく似てるんです。そうなると教育の取り組みとして、その後広く展開しなかったのが残念だなと思うのは、学校参加体験。特に島根大学の4年間で1000時間に及ぶ体験学習を必修化。でも、これがもう教育の世界にも広がらないとしたら、児童福祉ではますます駄目じゃないかと思っちゃうんです。

しかし、モチベーションのことを考えると、自分は単位を取るために実習に行くのであって、福祉現場に行くためではない。ただ、実習に行けば、実習先で出会ったことがモチベーションにつながるってことはあるんですけど、そうなるためにも全く期間が短いということ。

欧米ではどうかというと、イギリスなんかは、養成期間は3年間ですが、もう2年目から100日以上、3年目は200日の実習です。アメリカも大体そうです。200日って、ほぼ仕事なんです。

ただ、ほぼ仕事なんだけど、実習担当の先生がいて一緒に動く中で、その現場のことを学んでいく仕組みになっている。

それで、そこを卒業すると、アメリカもイギリスもそうなんですけど、雇用先は大体、実習先になってくるんです。また実習期間は200日やるので、「あなた、やっぱりちょっと向いてないわよ」みたいな話になって、フィルターが掛けられる期間でもある。

実習そのものに行くときに、相当、書類上の審査が、過去の犯罪歴とか当然あったら駄目だし、特に児童のことに関わる職に対しては、日本とは比べ物にならないぐらい厳しいですので、そこでまたフィルター掛けられているっていう状況がある。だからそういった、日本って何のために実習を行ってるのだか目的が分からないわけです。

保坂：このままいくと閉鎖的な養成課程じゃなくて開放的になると思うんです、そのほうがいいっていう面もあるから。誰でも資格には挑戦することに対して開くから、悪いわけじゃないと思うんです。ただ、養成課程の中に実習を置いたとして、その実習に誰でも行けていいのかという議論はしたほうがいいんじゃないかなと僕は思っていて。それがさっきの、業務独占の資格だったらなおさ

らでしょうという話なんです。もう一つ、業務独占の話で、情報の扱いは、特に慎重にならないといけないですよね。

増沢：そういう資格を持った人だから、その情報を扱えるって。特に児相で扱う情報なんてものすごくハイレベルなので。逆に言うと、資格を持つことで情報共有が可能になるっていうような形に展開すると、支援にはものすごく有効な資格となる。情報共有のできなさが支援の妨げになる場合も少なくない。情報がないから、通報があると０ベースで始めないといけなくなる。

保坂：でも、ここでもお金の話がない。要するに、単位取得だから自己負担です。教員免許を取るための国立でさえ、授業料を払っている人たちに実習を提供している。だから、取りたいって言ったら取らせる。でも一方で制限しなきゃいけないっていうのは、もっとややこしいことになるような気がします。

高橋：資格取得前だと、余計そうですよね。取得後はまだしも。

保坂：資格取得前の単位として取るときに自己負担。そうした実習だという議論をしてこなかったと思うんです。

増沢：なかったですね。

高橋：すごく素朴に思うのは、例えば、法律家の世界で資格取得前って、先ほどお話に出ていたようなインターンも、ロースクールによってはやっている所とやっていない所があるし、必修にしているところと、必修にしていない所もあるっていう感じなんです。また、ものすごいざっくばらんに言ってしまうと、インターンに全部の事件を見せられるかというと、やっぱり修習生なら見せられるけど、インターンには見せない事件って、あるんです。それは申し訳ないけれど、やっぱり修習生は、ある程度スクリーニングされていて、インターンはスクリーニングされていないという感覚がどうしてもあるんです。他の業界では、そういうことってあんまりないですか。資格の取得前と取得後で、まさに児童福祉司なんて全部、100％見せて大丈夫なのかっていう。

増沢：だから児童相談所の実習って、結局、一時保護所に行って、子どもと関わることに終始して、家庭訪問や援助方針会議などには参加させない所が出てきているのは、個人情報に触れさせることのリスクを考えるわけですね。

高橋：やっぱ、そうなっちゃう。

増沢：そうなっちゃうんです。

高橋：でも、それじゃ意味がないんで。

増沢：意味がないんです。だから実習にも少しフィルターが掛けられて、ある種の資格を持った人間が実習に行って、それもまた雇用につながっていく。今度は実習する側も１カ月だと、ただ消耗して終わることになります。

高橋：お客さんですよね、どう考えても。

増沢：ただ、１年いれば、200 日だと２カ月頃から、それなりの戦力になるんです。そこそこ戦力になりながら、実践することが身にもなるし。モチベーションにもつながると思います。そしたら児相側も、もっと実習に来てもいいよっていう話になっていく。今はもう、児童相談所も実習ノーサンキューで、そうなると児相を希望する学生もいなくなる。悪循環ですね。

高橋:児童福祉司からすれば、面接に立ち会って、記録を書いてくれるだけでもありがたいですもんね。

増沢：そうなんです。そしたら、1カ月ぐらい教えれば、2カ月後から1年後の話、役に立つんだからみたいな話。武蔵野学院の養成所の実習って、戦力にもなっている。子どもたちの支援に関わっていて、それは実習として有効だと思うんです。

保坂：そこでお金の話も含めてすべきだと思っていて、戦力にしちゃいけないとは思わない。でも戦力ってことは、仕事の一環として働かせているわけですよね。それに対して無給でいいのかというのは議論すべきだと思うんです。あまりにここが曖昧だと思います。だから、いまだに民間企業の普通の一般職のインターンシップでさえ、外資系は有給だけど、日本企業は無給が多い。そういう議論がないので。でも、専門家を育てるならば、誰がその費用を負担するのか、つまり自己負担なのか、国・公・社会なのか、そこを突き詰め議論しないといけない。

高橋：そうですね。

保坂：教育実習も教員に向いてないかどうかの選抜プロセスが含まれているという議論がない。教育実習で指導すると分かっちゃうわけじゃないですか、「教員に向いてない」と。だからこの教育実習の単位は卒業資格から外すべきだと思うんです。

増沢：そうですね。卒業は卒業で単位だけれども、後の雇用につなげるというところが一番大事なところですもんね。

高橋：本当はそうですよね。別なんですから、大卒資格と教員免許は。何でくっついてるのだろう。

保坂：大学の教員養成系大学・学部が戦後の設立時にそうしちゃったんですよね。要するに、教員不足だったからだと思うんですけど。その後、議論がないまま続けちゃって今に至っています。だから今度、児童福祉司の養成校をつくったときにも同じ問題が起こると思うんです。児童福祉司の資格を取れるコースをつくりましたと。で、その資格を取らないと卒業にならないとはしないほうがいいじゃないですか。一番は実習させるかどうか。そういう関門を養成課程に作って、そこが実質的な選抜プロセスになる。つまり養成段階で実習をさせてみて、向いているかどうかという選抜プロセス。それから実際、職に就いちゃってからも、実は1～2年の研修時代の間に引導を渡すということがあり得る。引導の渡し方は難しいけれど、そこに実習と初期研修の意味がある。二段階の選抜と、何のために実習があるのかという議論がないことが一番問題だと思います。

　何を学ばせるかって、実は実務的なことだったら何でもいいんですよね。さっきの話からするとそれこそ記録を取ることだって意味がある。実際、勉強になるわけじゃないですか。それを見ていて「向いてない」という判断をする。

増沢：むしろ、そういうところに表れるんですよね。

高橋：そもそも出発点として、どれだけやりたいと思う人が来てくれるかということが一方であるけど、すごい悩ましいですね。

増沢：だからこの議論が、実は非常に遅いんです。あまりにも魅力のない職種のイメージが出来上がったところでの資格の話だから。一方で、こんなに人気のない職場に、資格なんか作ったら、余計に人がいなくなるんじゃないかっていうような話が始まっちゃう。いや、それを抜本的に変えるから資格なんですよって、言って分かってもらえるまでには、相当話をしていかないといけない。

保坂：教員の戦後のことを言ったじゃないですか。実はその時代の教員養成学部は定員割れしていた。要するに戦前の教育を見た人が、教員を嫌だと思ったんじゃないかと思うんです。その時代にさっきの細切れ資格とか、卒業資格を作っちゃったから、今みたいになった気もします。

増沢：教員定員割れになっていたのが、やっぱり教員を志す人たちが増えていったのは、教員に対する魅力を感じ始めたわけですか。

保坂：「教育公務員特例法」で給料を上げたから。

増沢：給料ですか、それ。

保坂：今は逆にそれが足かせになっているけど。残業代全部出さずに給料全体を、ぽーんと上げたのが60年代。もちろんそれだけじゃなくて、教師を目指す、心ある青年たちはいたんだと思うんですけど。

高橋：それはそうでしょう。

増沢：いや、教員って、自分も小学校、中学校時代に教員に会ってる。そこにいい教員がいたら、教員になりたいっていうモチベーションになる。福祉のもう一つの問題は、小学校・中学校時代の過去にこうした人たちに会っていないこともあるんです。

普通は会わないんです。だから知らない。知らないから職業選択の中に入ってこない。学習指導要領に教員が連携すべき職種機関っていうのが書いてあるんですって。保育園とか。その中に児童相談所とか児童福祉施設が挙げられていない。

約600ある児童養護施設の子どもたちは、学校に通います。その学校も600校あるはずです。絶対連携しなきゃまずいじゃないですか。

そうすると、先生たちの頭にそれが入ると、総合学習の時間に、その機関について学びましょうみたいな発想を持つ先生が出てきて、そうすると児童相談所の職員とか、施設職員がそこに行って、中学校に行って授業するって場合が、ちょこちょこ出てきている。そういうのってすごく大事だよなって思います。

保坂：専門性の高さの一つは養成期間の長さだと思うんです。その養成期間が長いほうが、資格の「格」としては当然上になる。その議論で抜けているのが、資格取得後の研修期間が保障されていて、公の費用が充てられているかどうか。医学と法曹界はそうなっているし、教員も公務員限定である。児童福祉司もそうすべきだと思うんです。公務員だからじゃなく、資格取得後に一人前には働けない、まだ十年選手と同じ仕事はできない。だけど1年間、ないしはある期間、一人では働かない見習い期間が必要だと。でも、その間も給料は払うという、その長さこそが、専門性の「格」を表すものなのかなと思ったんですけど、どうですか。

高橋：それはぜひ、そうなってほしいですよね。

増沢：イギリスがそうですね。資格を取った後の1年間は、YNQ期間って言って、見習い期間なんですけど、ちゃんとスーパーバイズを受けろと言われている期間で。それが終わったときにはリポートを提出することになる。それは、先生のおっしゃるような意味だと思います。そこをちゃんとやらなければ社会的信用につながらないし、格にならないと設定しています。それはソーシャルワークの育成体系の中にしっかり入っています。資格を1年間、厳密に言うと2年間の中の1年間となっ

ています。

保坂：それはこういうふうにまだ議論できる。一方で、駄目な人を辞めさせるという機能を持っているかどうかもここに加えるべきだと思うんです。法曹界は弁護士の懲戒請求や検察官も弾劾手続きなど辞めさせる手続きが明示されているんですよね。教員が実は免許更新制ができて、ちゃんと更新しないと駄目となった。今、難しいのは、教員の過去のわいせつ行為を履歴で残したほうがいいという議論。

（記事３参照）

児童福祉なんて、もっと怖いじゃないですか。

増沢：ほんとにそうなんですよ。

保坂：子どもに関わる人が、わいせつ行為だけに限定じゃないとは思うけど、犯罪を犯した人が出た場合、その人の資格を剥奪できるのかどうかと、次に職に就けていいのかいう問題。ここは難しくないですか。特に児童福祉の領域で。

増沢：いや、もうおっしゃるとおりなんですけども、全然なってないです。去年度に、千葉大学で先生とこの話を聞いた後、厚労省の方と、資格作るなら絶対剥奪要件をきちんとすることで、より価値のある資格となって社会的には信用をもらえるんだという話をしたら、ちょうどその話。「いや、今、内閣府でそれを検討している」というお話でした。そんなことを言っていたらその記事が出てきて、ほんとに内閣府のほうでそれを検討し始めてるんだなと思いました。

保坂：医師も何か犯罪を犯すと資格停止や剥奪がある。

（参考資料１参照）

これも明示された医師資格、歯科医師資格の停止と剥奪、明示されたルールがあると思うんです。教育と児童福祉領域にはないじゃないですか。だから、さっきの養成段階で向いてない人を除外するのとセットだと思うんです。それが資格専門性の高さを保つために必須なものだっていうことを意識してちゃんと作らないといけない。

高橋：里親さんに欠格事由を求めていますから、児福法に書いてあるんだから。

増沢：いや、本当にそうだ。おっしゃるとおりです。

高橋：あれがあるんだから、書けるはずですよね。

保坂：もちろん犯罪は、誰しもが合意すると思います。里親さんの欠格条項は、きちんと議論したんだと思いますけど、児童福祉司の資格に際してはどうでしょうか。

高橋：いや、でも里親は実は、最初すごいざっくり入れちゃったのではないかと思っています。児童虐待防止法の児童虐待をしたら欠格って書いちゃったから、そしたら、条文上は児童虐待防止法の定義に当たる行為をしたら全て欠格事由に該当することになってしまった。それを、おととし改正したんです。

増沢：そうなんだ。

保坂：だから、どういう言葉がいいのかは分かりませんが、ある種の除外でしょうか。

資格の欠格条項という言葉はあまり使わないような。

高橋：そうですね。どっちで行くか。資格そのものを除外するのか、まさにマスコミで、教員であっ

たようにデータベース化してもらって、分かることを前提に採否を次の所が決めるか、それは分かった上で採りますということまで外さなきゃいけないのかっていうのは、議論はちょっとあるかもしれないですけど。絶対、外してほしいのは、やっぱり児童に対する犯罪行為とかは、絶対外してほしいですよね。一発アウトにするべきであって。

増沢：そうです。一発アウトにするべきだ。

高橋：分かった上で採るという選択はしてほしくないので。

保坂：やはり一度、専門性を超えたところで、この議論をすべきなんじゃないかなと思います。人に関わる職業の専門性で、欠格条項なり除外規定があるかどうか。対人関係援助職であればあるほど、人間性というところに行くので議論しにくい。児童に関して言えば、誰もが児童へのわいせつ行為は一発で剥奪、その後にもうならないとしても、僕は90%以上は賛成するんじゃないかと思うんだけど。

増沢：賛成すると思います。それがいいってなったら父兄も許さないですよ。

保坂：これが専門資格の除外の部分として議論される部分と、これまでの流れで言うと、実習は、そういうものを見抜く力がある。実習することによって人間性が分かる。コアカリキュラムで知識はもう必要なので、それはそれで測っていくしかないと思うんだけど、そうじゃない部分を実習で見ましょうね、それで実習で向いてない人は辞めてもらいましょうね、研修でもう辞めてもらいましょうね。その後、不祥事（子どもへの犯罪）を起こしたら資格剥奪。これは1本でつながると思うんです。

増沢：その不適格者を線引きして、その人は実習さえ駄目です。入職者も分かった時点で辞めてもらう、までは当然と思います。問題は、この仕事に向いてない職員をどうするか。これも結構、深刻な問題としてあるようです。

施設の人材育成の研修で、ベテランの施設職員に育成についての講義などしたときに、参加者から、「育てるのは分かるけど、これもう、どう考えてもこの仕事に向いていない人にどう気づいてもらうか、どう肩をたたいたらいいか」、こういう話もしてほしい、考えてほしいっていう要望がよくあります。

保坂：大学の授業で、「医学と法学、教育、児童福祉は対人関係職」としゃべっていたんですよ。今でも、そう思っている部分はありますが。でも、医学でも法律でも、このことがそんなに表に出なかったのは、僕は、医学は基礎医学があるからだと思っていたんです。医者にならない人がいるじゃないですか。だから対人関係援助職に向いてない人は、そっちに行くっていうルートが確立されている。弁護士もよく考えると、さきほど言われたように、「人に会わなくてもできる」。でも教員と児童福祉司はそうはいかない。

増沢：だから、行政権限を発動するというのに資格が必要、次は、対人援助っていうことを考えたときの人間力としても専門性が必要っていう、2つですよね。

ところが、これまた児童相談所で今、起きていることっていうのは初期対応に追われていて、行政権限まではいいけれども、他の、要するに支援を継続してやるっていう発想が、徐々に消えつつある。虐待認定して終わりみたいなことになり、支援が継続しない。認定して支援しないなら人間力はたいして要らなくなる。しかし逆に対立関係は増えることになる。

ある疫学研究の先生にお会いしたときに、興味深いお話をお聞きしました。虐待予防には、リスクアセスメントよりもエンゲージメントである、つまり支援の継続力なんだという話になりました。その先生は、思春期の子どもたちの予後を、コホート研究でやっていて、そこで面白いことを言ったのは、コホート研究というのは、いいデータを取るためにはドロップアウトを少なくしたい。そのためには、対人援助力を上げて、調査対象とつながり続けるのが重要なのだと。そういう姿勢で対象と接するから、調査に協力してくれるのだということを話されました。じゃあ、逆に翻って、今、児童福祉司って、忙しすぎるから早く支援を終結したいと考えているのではないか。当事者からそう見られたら継続しない。起きていることは逆だなと思いました。

だから、資格っていう中で、エンゲージメントであるとか、そういったことを追求するような形になっていくといいんだなって、そういう話で面白かったです。先生の授業では、被験者に対してバースデーカードを贈るとか、話されてました。調査をやるたびに、子どもたちに毎年調査のお願いだけをするのではなくて、バースデーカードを贈って、それから始めるみたいなことを、毎年ひたすら続けるっていうのが大事だって話でした。さらに、雑談して話を聴く、とにかく聴くことだっていうんです。それって対人援助力ですよね。

児童福祉司がどれだけ話を聴いているか、という話に戻っていくんですけど。今、東京都も、ママパパ応援事業といって、フィンランドをモデルにしてグッズを届けるっていう事業を行っている。しかしただ届けただけで終わりにしてはいけない。グッズを届けることが目的化してはだめで、それは手段であって、話を聴くことが目的。

高橋：ケアリーバー（社会的養護経験者）の厚生労働省の研究に入っているので、その話、聞きたいですね。まさに、退所した子にどうつながるかっていう部分になりますから。

増沢：そうなんです。児童福祉司さんからの話ならば、「おお、そうですね」ってなるけど。統計の研究者から言われたときには……。

高橋：目からうろこですよね。

増沢：目からうろこ。「われわれの命はそこです」って言うんです。「もう参りました」って感じです。本当に。

6．免許更新制について

高橋：教員は免許の更新があるじゃないですか。僕も10年ぐらい前は、弁護士も更新制度にしないと、法曹界も60歳とか70歳とか80歳とか、どこまででもできるので、もう会社法っていう法律は、もう20年ぐらい前に変わっているんですけど、それすら知らないで、まだやっている人とかいるんです。だから、免許制にして更新をするっていうことは、結構大事なのかなっていう一方で、ベースの、やっぱり知識の部分が大きく変わると、物事の考え方は変わるはずだと思っていたんですけど。児童福祉司を資格化したときに、免許更新制については、皆さん、どう考えてるかなっていうのは気にはなっていたんです。今、どんな議論になっていますか。

増沢：更新制を設けるべきだっていう話は出てます。

更新もそうだし、キャリアラダー。要するに、どういうふうにキャリアアップの道を作るのかも

含めた更新制度も当然、その途中で、一つひとつチェックを入れながら階段を上るというのは、議論としては出ています。

そうすると養成課程も必要だし、業務経験を問うことも重要。理想は、児童相談所で例えば5年やったら、次、市町村で児童福祉を担当して、そして次に児童相談所でスーパーバイザーをやって、そしたらその後、民間に行ってマネジメントをしていると、それでまた戻るとかっていうような形になれば、相当いいソーシャルワーカーが育つだろうと思うんです。

高橋：それが最後に所長になってくれたら、すごくいいですよね。

保坂：必要なのは、免許更新制よりも研修の義務化。結局、実現しなかったですけど、研修ポイント制というのも議論されていたんです。10年間にこういう研修を受けたというポイントで更新する。ところが、現行の制度は、たった5日間で各6時間の研修を受ければいいとなっている。試験はやりますけど、ほんとに形だけになってしまった。試験でその人に対して、「君は教員として更新するに値しない」と簡単にはできない。教員免許更新制は失敗だったと思います。

これだけ時代が変わったら、新しい知識が必要という前提で、何年たったらこういう研修を義務付けるべき。ただ、それをやっていってオンライン化も重なると公認会計士のような不正事件が起こりうる。

（記事４参照）

ただし、これだけ流動的な社会で、一度取った資格が、それで何十年も通用するわけはない。やはり研修の義務化と、キャリアラダーを組み合わせたような制度は必要です。

増沢：福祉の場合、教員と違うのは、教員は教員っていう組織の中に、ずっといるわけですよね。福祉はつまり、児相の中に今はいても、次は行政の壁を越えて市町村へ行けるようにすべき。そのための通行手形としても資格が要るんだっていうことです。

一応、研修って意味では任用前と任用後と、スーパーバイザーになる前には研修をして、その後試験やレポートを課して、一定以上の成績でないと振り落とすことが必要というのが今行っている議論です。

保坂：その振り落としで思うのは、日本社会は、「はじく＝除く」ことに対して、すごくためらいを持っているような気がします。日本文化かなと思う。唯一機能しているのが、学力テスト。その点数で、たった1点違うのに不合格って、よくみんな疑問に思わないなと思って。欧米の人には通じない感覚なんじゃないかなと思うんですけど、それだけしかやっていない。それ以外で、ここで線を引いて、「君はこっち」と振り落とすことができない。

増沢：排除をしないっていうスイッチがあって、日本もある意味、排除精神は脈々とあると思うんです。その向き合う姿勢、勇気が足りないし、責任を取りたくないんだと思うんです。

保坂：なたを振らないという感じだよね。ばっさりと振らない。先ほどの初任者研修制度ですが、不採用認定というのは実際もっと多かった。それを巡って訴訟とかが起きた結果、今は、「君は来年度、採用できないと思う」と言われた人が自主的に退職する形が多くなっていて、すごく日本的だなと思う。やはり猫の首に鈴を付けるのを嫌がっている感じは否めないです。

７．その他：資格における国籍条項と旧姓使用の問題

高橋：考え方によりますが、非権力的公務だから国籍条項を入れないのかどうかなどの整理も必要です。日本国籍の人が減っていく中で、児童福祉司は、日本語さえちゃんとできれば、外国の方に積極的に入っていただくという考えもあると思うんです。

保坂：旧姓使用の問題もあります。

（参考資料２参照）

高橋：ぜひ旧姓ありでいきたいですよね、もうこの時代。

日時：2021 年 2 月 18 日 14 － 16 時

場所：子どもの虹情報研修センター 3F　研修室

出席者：高橋　温（新横浜法律事務所）、保坂　亨（千葉大学）

　　増沢　高、村木良孝（子どもの虹情報研修センター）

Ⅳ．資料編

１．資料

資料１：児童虐待防止対策の状況について
厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000536278.pdf

参考資料4

児童虐待防止対策の状況について

目次

□主要データ
・虐待相談対応件数の推移、その内訳、相談経路 …… 2
・死亡事例の推移…… 3
・虐待相談対応件数、一時保護件数、施設入所件数…… 4
・市町村の虐待相談対応件数の推移 …… 5
・虐待相談の経路別件数の割合（児相・市町村別）…… 6

□児童相談所関係
・概要…… 7
・専門職関係（児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師、警察との連携等…… 8
・機能分化 ……34
・臨検・捜索……35
・保護者指導 ……36
・一時保護関係 ……37

□市町村その他の機関関係、その他
・市町村における支援体制の全体イメージ ……43
・市区町村子ども家庭総合支援拠点関係 ……44
・要保護児童対策地域協議会関係 ……48
・社会的養護……52
・子どもの虹情報研修センター関係……62

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

○　平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、159,838件。平成11年度に比べて約14倍。
○　心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
○　相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

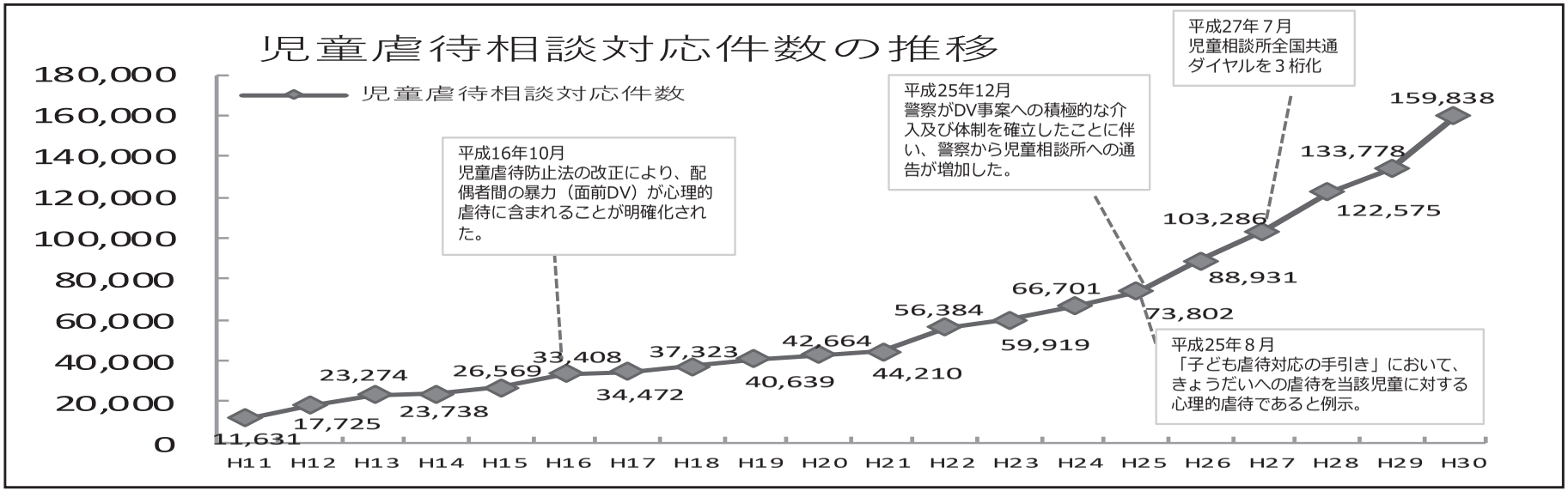

○　虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総　　数
平成30年度	40,238 (25.2%) (+7,015)	29,479 (18.4%) (+2,658)	1,730 (1.1%) (+193)	88,391 (55.3%) (+16,194)	159,838 (100.0%) (+26,060)

○　虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総　　数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,314 (2%) (+143)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (＋296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,477 (2%) (＋431)	79,138 (50%) (+13,083)	11,449 (7%) (＋2,168)	18,100 (11%) (+2,850)	159,838 (100%) (＋26,060)

児童虐待による死亡事例の推移（児童数）

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より

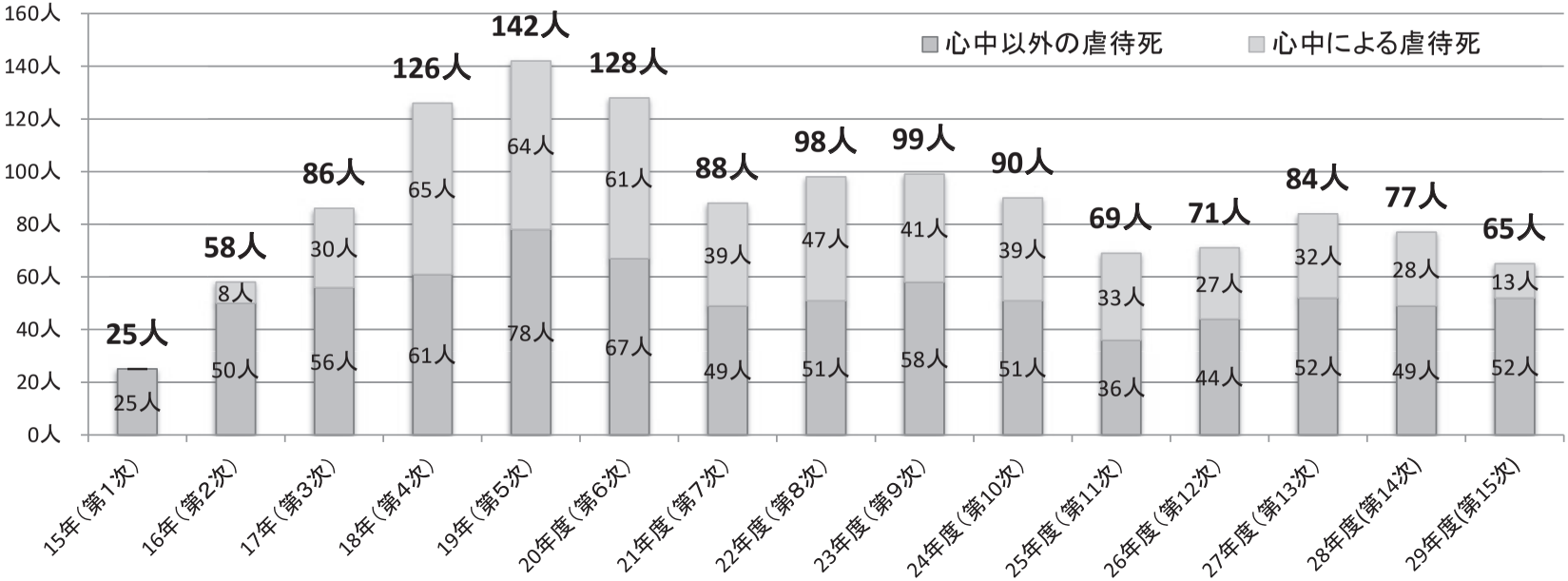

（注1）平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、（注2）　平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、（注3）平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第１次から第15次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死　735例、779人】

○　０歳児の割合は47.9%、中でも０日児の割合は19.1%。さらに、３歳児以下の割合は77.２%を占めている。

○　加害者の割合は実母が55.1%と最も多い。

○　妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診の状況が25%強に見られている。
（※第3次報告から第15次報告までの累計）

○　家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例は39.1%であった。　（※第2次報告から第15次報告までの累計）

平成30年度　児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 159，838件※1

一時保護　　24，864件※2

施設入所等　4，641件※3、4

内訳

児童養護施設 2，441件				乳児院 736件				里親委託等 651件				その他施設 813件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度		
2,651件	2,396件			773件	800件			568件	593件			853件	790件		

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は
東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※１　児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（実数）
※２　児童虐待を要因として一時保護したが、平成30年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
※３　児童虐待を要因として、平成30年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
※４　平成30年度　児童虐待以外も含む施設入所等件数　10，365件

【出典：福祉行政報告例】

市町村児童虐待相談対応件数の推移

○　全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。

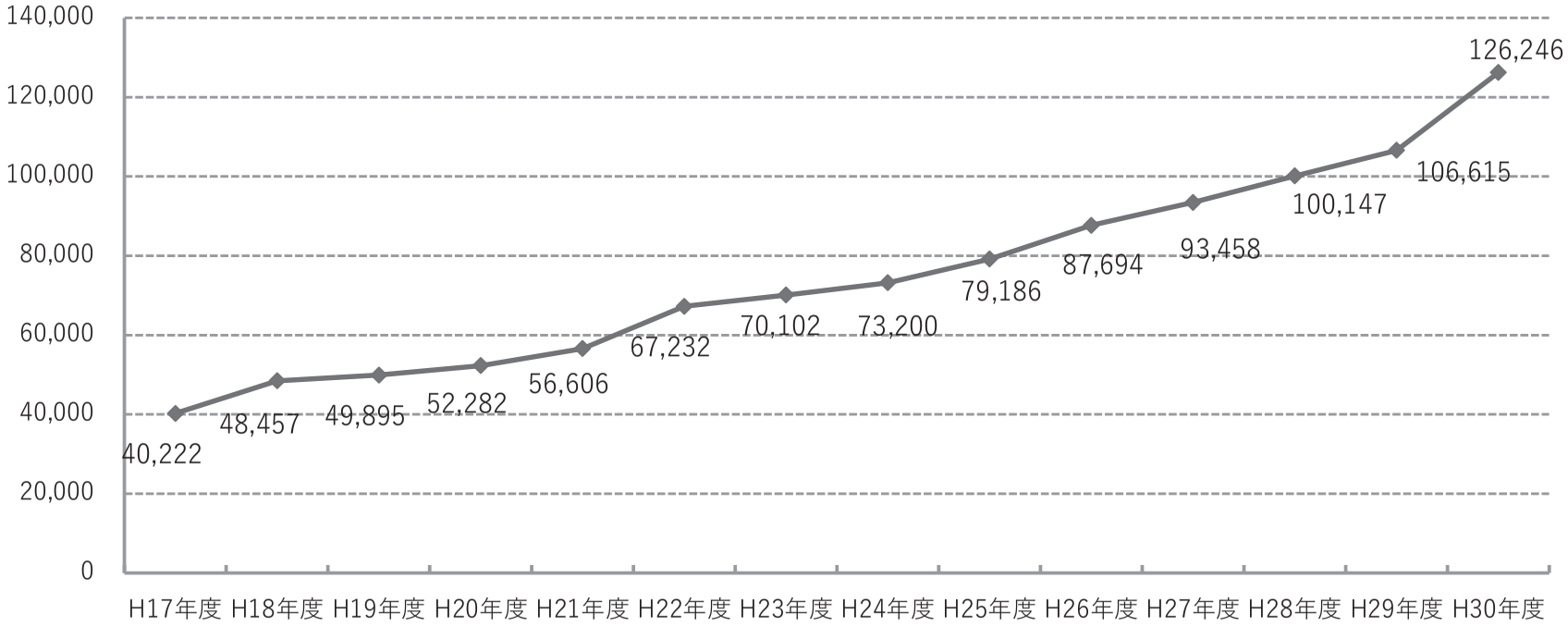

※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県を除いて集計した数値。

【出典：福祉行政報告例】

平成30年度児童虐待相談の経路別件数の割合（児童相談所・市町村別）

○　児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、警察等が49．4%と最も多くなっている。
○　市町村に寄せられた虐待相談の相談経路の割合は、児童相談所が23．1%と最も多くなっている。

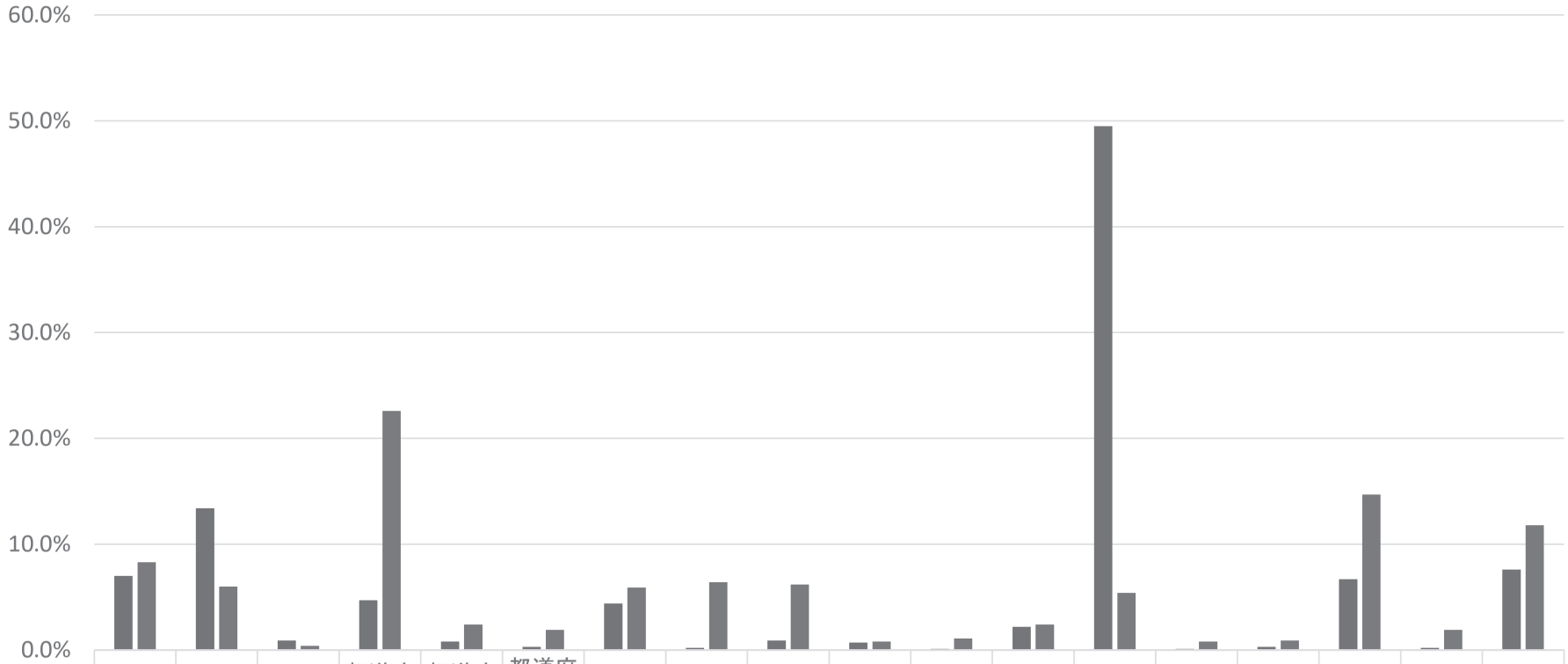

	家族親戚	近隣知人	児童本人	都道府県等児童相談所	都道府県等福祉事務所	都道府県等保健センター	市町村福祉事務所	市町村保健センター	保育所	児童福祉施設	保健所	医療機関	警察等	児童委員	幼稚園	学校	教育委員会	その他
■児童相談所	7.0%	13.4%	0.9%	4.7%	0.8%	0.3%	4.4%	0.2%	0.9%	0.7%	0.1%	2.2%	49.5%	0.1%	0.3%	6.7%	0.2%	7.6%
■市町村	8.3%	6.0%	0.4%	22.6%	2.4%	1.9%	5.9%	6.4%	6.2%	0.8%	1.1%	2.4%	5.4%	0.8%	0.9%	14.7%	1.9%	11.8%

【出典：福祉行政報告例】

児童相談所の概要

1　設置の目的

○　子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
○　個々の子どもや家庭に最も効果的な援助
　により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2　設置主体

○　都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市・明石市）
○　全国215か所（平成31年4月1日現在）

3　役割

○　児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
○　市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
＊市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4　業務

①　市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
②　相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
③　一時保護
④　措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）　　等

5　職員

○　所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による）
○　全国の職員数：13，150人（平成31年4月1日現在）
（内訳）・児童福祉司　3，817人（うち児童福祉司スーパーバイザー　731人）
・児童心理司　1，570人　・医師　664人　・保健師　143人　等

6　相談の種類と主な内容

①　養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
②　保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
③　障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
④　非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
⑤　育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
⑥　その他

児童福祉司の概要

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正

1　児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

2　児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3　児童福祉法第１３条第３項に基づく任用の要件

〇都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

〇大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

〇医師

〇社会福祉士

〇<u>精神保健福祉士</u>

〇<u>公認心理師</u>

〇社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

〇上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4　児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条<u>第9項</u>）

5　人数等

〇　全国の児童相談所に　3，817名（平成31年4月1日現在、任用予定含む）配置されている。

〇　児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※政令で定める基準：児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。（令和4年度までの間は経過措置を設ける。）

平成３１年度 児童福祉司の配置状況について（平成31年４月１日時点）

	配置員数
北海道	89
青森県	46
岩手県	43
宮城県	32
秋田県	29
山形県	28
福島県	50
茨城県	75
栃木県	38
群馬県	52
埼玉県	203
千葉県	171
東京都	274
神奈川県	117
新潟県	46
富山県	23
石川県	21
福井県	22
山梨県	23
長野県	56
岐阜県	55
静岡県	58
愛知県	139
三重県	57

	配置員数
滋賀県	44
京都府	47
大阪府	199
兵庫県	101
奈良県	31
和歌山県	32
鳥取県	20
島根県	26
岡山県	36
広島県	51
山口県	38
徳島県	25
香川県	37
愛媛県	35
高知県	30
福岡県	80
佐賀県	22
長崎県	35
熊本県	29
大分県	35
宮崎県	29
鹿児島県	42
沖縄県	50

	配置員数
札幌市	39
仙台市	27
さいたま市	49
千葉市	29
横浜市	132
川崎市	62
相模原市	30
新潟市	22
静岡市	21
浜松市	26
名古屋市	106
京都市	58
大阪市	111
堺市	41
神戸市	40
岡山市	23
広島市	30
北九州市	25
福岡市	39
熊本市	31
横須賀市	21
金沢市	14
明石市	20
合計	**3,817**

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員・市町村担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉司の勤務年数割合の推移について（各年度4月1日時点）

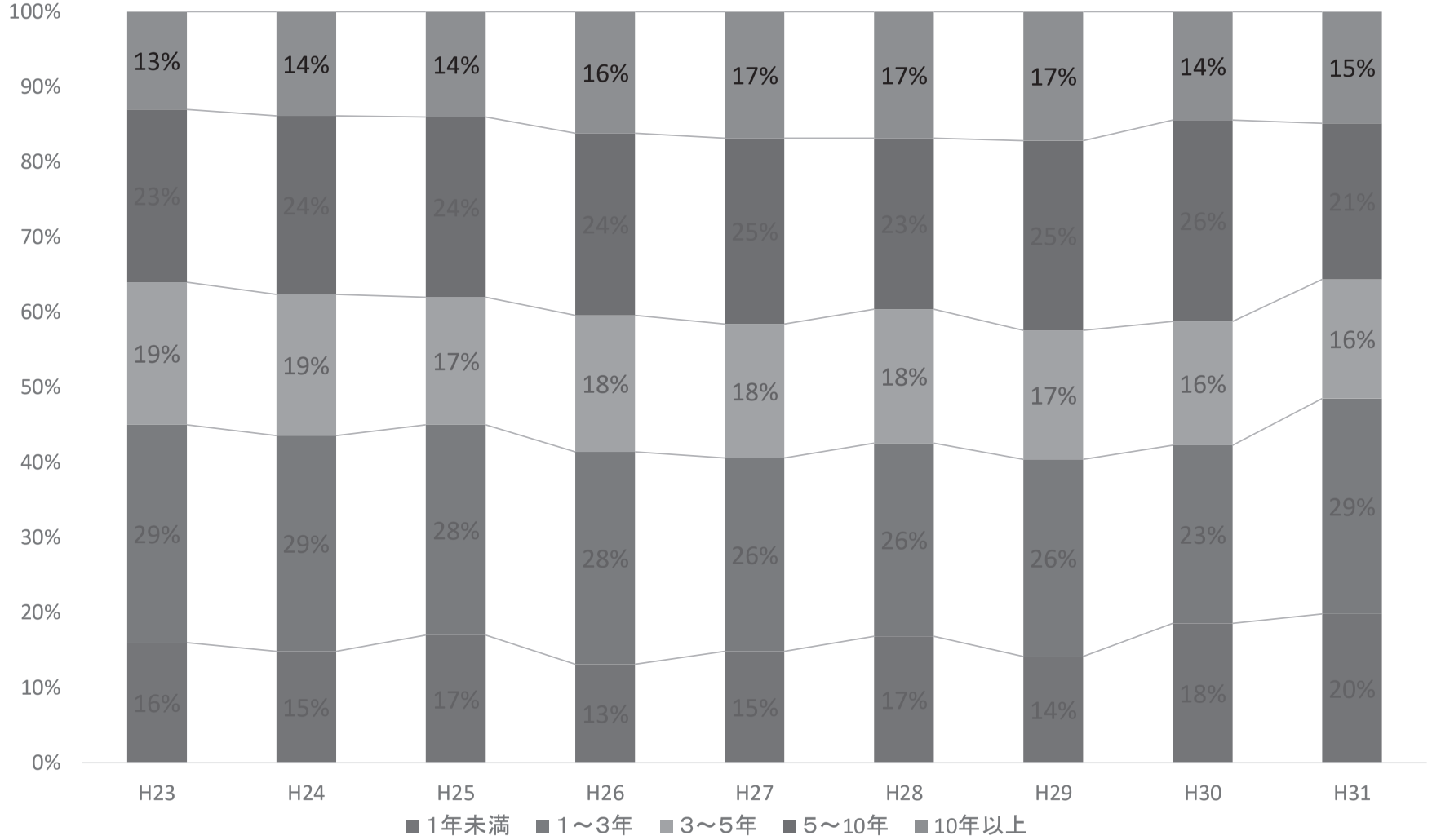

※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く
※ H29 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く
※ H30 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む
※ H31 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉司の任用要件

基礎資格	医師 社会福祉士 精神保健 福祉士	都道府県 知事の指定する 養成校を卒業 又は 都道府県 知事の指定する 講習会の課程を 修了した者	大学で 心理学、 教育学、 社会学を 専修し卒業	助産師 教員（1種） 保健師	看護師 保育士 教員（2種）	児童 指導員	社会福祉主事（※1）		
実務経験	－	－	相談援助 業務 （指定施設で 1年以上）	相談援助 業務 （指定施設 で1年以上）	相談援助 業務 （指定施設 で2年以上）	相談援助 業務 （指定施 設で2年 以上）	児童福 祉事業 （2年以 上（※2））	児童福祉事業 ＋ 児童相談所 所員経験 （合計2年以上 （※3））	児童福祉 事業 （3年以 上（※3））
指定講習会 の要否	－	－	－	○	○	○	○	○	○
人数 3,817人 （100%）	1,717人 （45.0%）	271人 （7.1%）	1,156人 （30.3%）	177人 （4.6%）		16人 （0.4%）	480人 （12.6%）		

※1　社会福祉主事：年齢20歳以上の者で以下のいずれかに該当するもの

① 大学、高等学校、専門学校において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
（社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち3科目以上）

② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

③ 社会福祉士

④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

⑤ 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

※2　社会福祉主事としての経験

※3　社会福祉主事たる資格を得た後の経験

児童福祉司の任用資格取得過程

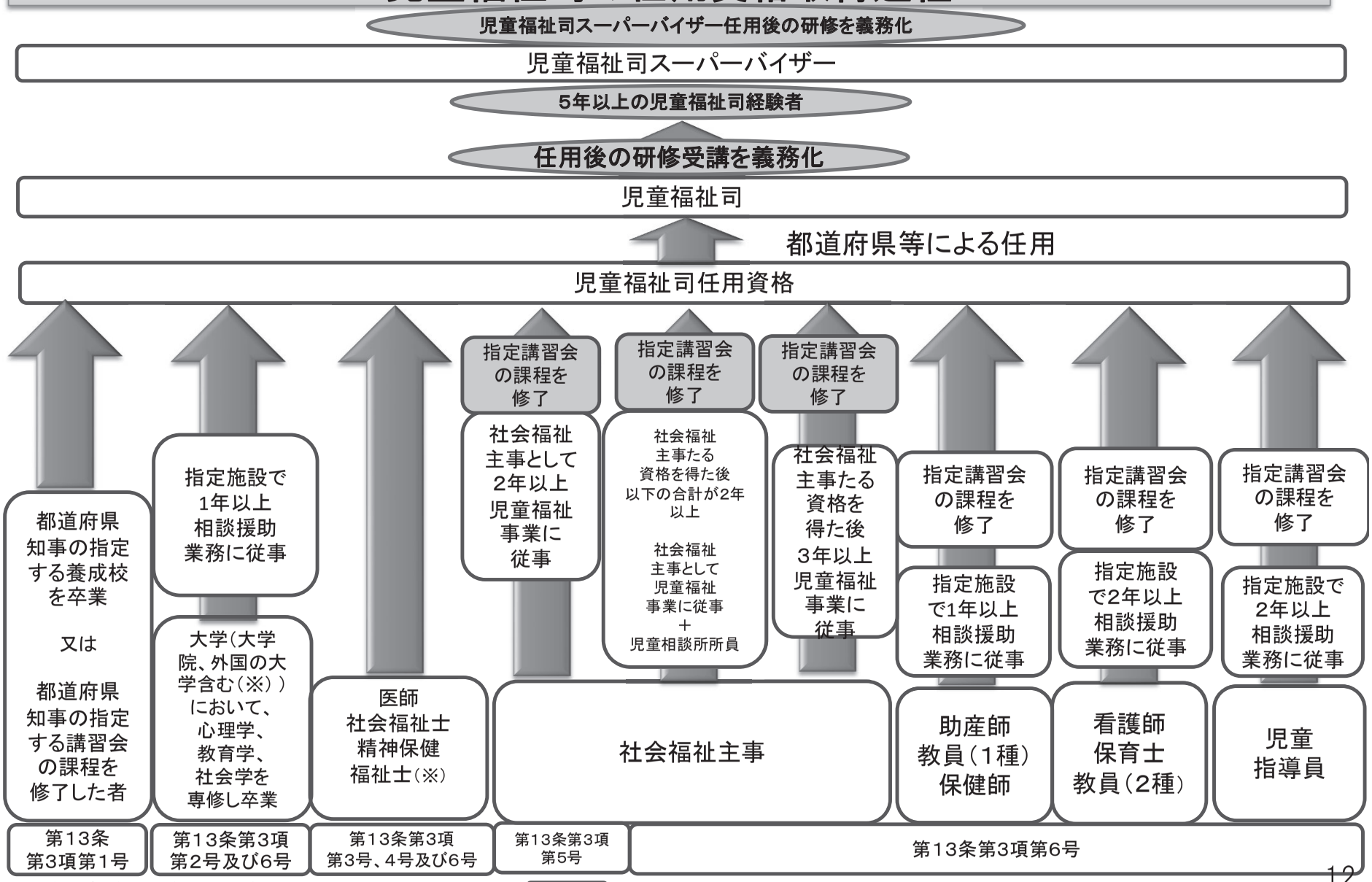

※第13条第3項第6号に該当。

※ が平成28年の児童福祉法改正により新たに義務化した研修等である。

児童福祉司の各任用区分の人数（都道府県等別）

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分						
	１号	２号	３号	４号	５号	６号	計
北海道		34		19	16	20	89
青森県		5		12	27	2	46
岩手県		16		19	4	4	43
宮城県	4	10		10		8	32
秋田県		4		6	17	2	29
山形県	1	19		6	2		28
福島県		23		22	5		50
茨城県	2	25		38	2	8	75
栃木県	11	11		1		15	38
群馬県	18	8		13	5	8	53
埼玉県	3	52		136		12	203
千葉県	11	64		51	2	43	171
東京都	15	91		109	1	58	274
神奈川県		109		8			117
新潟県		46					46
富山県	2	7		10		4	23
石川県	1	9		9		2	21
福井県		11		10		1	22
山梨県	6			12		5	23
長野県		9		40	5	2	56
岐阜県	1	23		28		3	55
静岡県	8	22		15		13	58
愛知県	11	35		86	4	3	139
三重県	15	17		14	10	1	57
滋賀県		20		13	10	1	44
京都府	4	7		19	2	15	47
大阪府	6	59		121	2	11	199
兵庫県	6	35		26	16	18	101
奈良県	4	17		5	5		31
和歌山県		7		19	5	1	32
鳥取県		5		12		3	20
島根県		13		8	4	1	26
岡山県		16		18		2	36
広島県		24		9	6	12	51
山口県		7		1	14	16	38

※平成31年4月1日時点の人数

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分						
	１号	２号	３号	４号	５号	６号	計
徳島県		10		6	4	5	25
香川県		20		14		3	37
愛媛県	1	1		9	15	9	35
高知県	5	6		16	2	1	30
福岡県	18	8		33	11	10	80
佐賀県	6	2		9		5	22
長崎県		13		17	5		35
熊本県	4	3		10	10	2	29
大分県	7	4		9		15	35
宮崎県	5	10		12	2		29
鹿児島県	1	8		15	18		42
沖縄県		15		34	1		50
札幌市		19		19		1	39
仙台市	1	1		16	6	3	27
さいたま市	10	2		28	4	5	49
千葉市		10		17	2		29
横浜市	4	43		80	3	2	132
川崎市		1		56	3	2	62
相模原市		2		23	5		30
新潟市				17	2	3	22
静岡市	7	2			2	10	21
浜松市	10			13		3	26
名古屋市	29	26		38	5	8	106
京都市	2	8		4	15	29	58
大阪市		17		72	16	6	111
堺市		1		28	7	5	41
神戸市	1	19		17		3	40
岡山市	8			15			23
広島市	2	7		10	10	1	30
北九州市	18	5		2			25
福岡市	3			27		9	39
熊本市				22	4	5	31
横須賀市				11	5	5	21
金沢市		2		10		2	14
明石市				5		15	20
合　計	271	1,125	0	1,639	321	461	3,817

児童福祉法 第１３条 第３項	内容
１号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
２号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において１年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
３号	医師
４号	社会福祉士
５号	社会福祉主事として、２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
６号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

②児童福祉司の各任用区分の人数（児童福祉法第13条第3項第6号に該当する者の区分）

児福法規則 第６条	内容	人数
１号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの	6
２号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	24
３号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの	1
４号	社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）	11
５号	精神保健福祉士となる資格を有する者	67
６号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの	49
７号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	0
８号	看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	6
９号	保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	88
１０号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法 に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	34
１１号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者 イ　社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ　児童相談所の所員として勤務した期間	132
１２号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）	27
１３号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	16
計		461

※平成31年4月1日時点の人数　　【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正

1　スーパーバイザーの位置づけ

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

（児童福祉法第13条第５項）

2　スーパーバイザーの主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3　スーパーバイザーの要件

- 児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。（児童福祉法第13条第６項）
- 厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。（令和4年4月1日施行）

4　スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第１３条第９項）

※「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

5　人数等

○　全国の児童相談所に731名（平成３１年４月１日現在）配置されている。

○　指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。

（児童福祉法第１３条第７項）

※　政令で定める基準：指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、児童福祉司（スーパーバイザー以外）５人につき1人以上であること　【参酌基準】（児童福祉法施行令第3条第2項）

平成３１年度 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について（平成31年４月１日時点）

	配置員数
北海道	17
青森県	7
岩手県	6
宮城県	7
秋田県	3
山形県	4
福島県	9
茨城県	14
栃木県	8
群馬県	9
埼玉県	43
千葉県	29
東京都	57
神奈川県	15
新潟県	9
富山県	5
石川県	4
福井県	4
山梨県	4
長野県	13
岐阜県	9
静岡県	10
愛知県	27
三重県	4

	配置員数
滋賀県	10
京都府	6
大阪府	49
兵庫県	9
奈良県	6
和歌山県	6
鳥取県	5
島根県	8
岡山県	8
広島県	14
山口県	7
徳島県	5
香川県	7
愛媛県	3
高知県	9
福岡県	24
佐賀県	5
長崎県	9
熊本県	4
大分県	8
宮崎県	6
鹿児島県	5
沖縄県	12

	配置員数
札幌市	8
仙台市	5
さいたま市	7
千葉市	5
横浜市	30
川崎市	12
相模原市	8
新潟市	3
静岡市	2
浜松市	6
名古屋市	30
京都市	13
大阪市	19
堺市	9
神戸市	7
岡山市	4
広島市	3
北九州市	3
福岡市	8
熊本市	4
横須賀市	3
金沢市	0
明石市	0
合計	**731**

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成２９年４月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ＷＧ（座長　山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年３月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示したところである。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について ８２項目	知識、技術、態度について １５１項目	知識、技術、態度について ８７項目	知識、技術、態度について ２１９項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習１５コマ、講義４コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義１３コマ、演習６コマ
研修期間	５日間程度 （修業期間は概ね１月以内）	５日間程度 （修業期間は概ね６月以内）	ＯＪＴをはさんで前期３日程度、後期３日程度 （修業期間は概ね６月以内）	５日間程度、 または３日程度を２回 （修業期間は概ね６月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科　目	コマ数	番号	科　目	コマ数	番号	科　目	コマ数	番号	科　目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本（講義）	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本（演習）	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 ２０コマ【３０時間】			合計 ２０コマ【３０時間】			合計 １９コマ【２８．５時間】			合計 １９コマ【２８．５時間】		

※ １コマ＝９０分　※　科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童心理司の概要

1　児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）が含まれなければならない。（児童福祉法第１２条の３）

2　児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

（1）子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

（2）子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3　児童心理司の要件（児童福祉法第１２条の３）

〇医師若しくはこれに準ずる資格を有する者又は大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者※

※これに準ずる資格を有する者には以下の者が含まれる
- 公認心理師
- 学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102 条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

4　人　数

全国の児童相談所に　1，570名（平成31年4月1日現在）配置されている。

平成３１年度 児童心理司の配置状況について（平成31年４月１日時点）

	配置員数
北海道	48
青森県	20
岩手県	19
宮城県	22
秋田県	14
山形県	9
福島県	20
茨城県	38
栃木県	15
群馬県	24
埼玉県	55
千葉県	99
東京都	134
神奈川県	33
新潟県	10
富山県	14
石川県	16
福井県	11
山梨県	12
長野県	23
岐阜県	20
静岡県	24
愛知県	59
三重県	23

	配置員数
滋賀県	20
京都府	25
大阪府	47
兵庫県	45
奈良県	12
和歌山県	11
鳥取県	11
島根県	19
岡山県	21
広島県	19
山口県	21
徳島県	11
香川県	14
愛媛県	18
高知県	12
福岡県	27
佐賀県	12
長崎県	13
熊本県	14
大分県	17
宮崎県	12
鹿児島県	22
沖縄県	13

	配置員数
札幌市	18
仙台市	18
さいたま市	19
千葉市	20
横浜市	27
川崎市	31
相模原市	15
新潟市	11
静岡市	10
浜松市	14
名古屋市	25
京都市	12
大阪市	37
堺市	8
神戸市	16
岡山市	11
広島市	15
北九州市	9
福岡市	23
熊本市	13
横須賀市	7
金沢市	5
明石市	8
合計	**1,570**

※ 所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童心理司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童相談所長の資格区分の人数（都道府県等別）

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	１号	２号	３号	４号	５号	計
北海道		6		2		8
青森県			1	1	4	6
岩手県		2			1	3
宮城県			1	1	1	3
秋田県				3		3
山形県		2				2
福島県		2		1	1	4
茨城県			1	2		3
栃木県				3		3
群馬県				3		3
埼玉県			1	3	3	7
千葉県		4		2		6
東京都	1	1	6	2	1	11
神奈川県				5		5
新潟県		3	1	1		5
富山県		2				2
石川県		1		1		2
福井県		2				2
山梨県				2		2
長野県		1	1	3		5
岐阜県		2	1	2		5
静岡県		1	2	2		5
愛知県	1	2	1	5	1	10
三重県		2		4		6
滋賀県				3		3
京都府				3		3
大阪府	1	3	1	1		6
兵庫県		1		1	3	5
奈良県			2			2
和歌山県			1		1	2
鳥取県			2	1		3
島根県		2	1	1		4
岡山県		2		1		3
広島県			1	2		3
山口県		1		5		6

※平成31年4月1日時点の人数

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童相談所長の資格区分					
	１号	２号	３号	４号	５号	計
徳島県	1				2	3
香川県		2				2
愛媛県				2	1	3
高知県				1	1	2
福岡県				6		6
佐賀県				2		2
長崎県		2				2
熊本県				1	1	2
大分県			1	1		2
宮崎県			1	2		3
鹿児島県				3		3
沖縄県		1		1		2
札幌市				1		1
仙台市				1		1
さいたま市					1	1
千葉市				1		1
横浜市			1	3		4
川崎市				3		3
相模原市				1		1
新潟市				1		1
静岡市				1		1
浜松市				1		1
名古屋市				3		3
京都市				2		2
大阪市		1	1			2
堺市				1		1
神戸市					1	1
岡山市				1		1
広島市				1		1
北九州市					1	1
福岡市	1					1
熊本市					1	1
横須賀市				1		1
金沢市			1			1
明石市				1		1
合　計	5	48	29	108	25	215

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童福祉法第12条の３第２項	内容
１号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
２号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
３号	社会福祉士
４号	児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
５号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定める者

児童相談所長の各資格区分の人数（児童福祉法第12条の3第2項第5号に該当する者の区分）

児福法規則第２条		内容	人数
１号		学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	0
２号		学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	1
３号		外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	0
４号		社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)	0
５号		精神保健福祉士となる資格を有する者	0
６号		児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者	9
	イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	3
	ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	3
	ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
	ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長として勤務した期間	2
	ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	1
	ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）の役員として勤務した期間	0
７号		社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからヘまでに掲げる期間の合計が四年以上である者	15
	イ	社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間	9
	ロ	児童相談所の所員として勤務した期間	2
	ハ	児童福祉司として勤務した期間	0
	ニ	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長として勤務した期間	4
	ホ	児童福祉施設の長として勤務した期間	0
	ヘ	児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）の役員として勤務した期間	0
計			25

※平成31年4月1日時点の人数

児童相談所における弁護士の活用状況等（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）

平成31年4月1日現在における弁護士の活用状況

児童相談所数	常勤職員 ※（配置割合（÷児童相談所数）） 箇所数	常勤職員 ※（配置割合（÷児童相談所数）） 人数	非常勤職員（配置割合（÷児童相談所数）） 箇所数	非常勤職員（配置割合（÷児童相談所数）） 人数	弁護士事務所との契約等箇所数（配置割合（÷児童相談所数）） 箇所数
215 箇所	11 箇所 (5.1%)	１４人	94 箇所 (43.7%)	156人	110 箇所 (51.2%)

（※） 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県（1箇所、1人）、福岡県（1箇所、1人）、 横浜市（1箇所、1人）、川崎市（1箇所、1人）、新潟市（1箇所、3人（本庁と兼任））、名古屋市（3箇所、3人）、大阪市（1箇所、1人）、福岡市（1箇所、1人）、明石市（1箇所、2人）

＜参考＞これまでの配置状況

調査時点	児童相談所数	常勤職員（配置割合（÷児童相談所数）） 箇所数	常勤職員（配置割合（÷児童相談所数）） 人数	非常勤職員（配置割合（÷児童相談所数）） 箇所数	非常勤職員（配置割合（÷児童相談所数）） 人数	弁護士事務所との契約等箇所数（配置割合（÷児童相談所数）） 箇所数
平成30年4月1日	211 箇所※	7 箇所 (3.3%)	9 人	85 箇所 (40.3%)	136人	119 箇所 (56.4%)
平成29年4月1日	210 箇所	6 箇所 (2.9%)	6 人	82 箇所 (39.0%)	105人	122 箇所 (58.1%)
平成28年4月1日	209 箇所	4 箇所 (1.9%)	4 人	31 箇所 (14.8%)	47人	174 箇所 (83.3%)

（※） 名古屋市が5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より 211 箇所

弁護士配置等に係る財政的支援

○児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（令和元年度予算　１６９億円）
　法的対応機能強化事業　児童相談所1箇所あたり　約７８０万円
　　（平成29年度以降　約780万円　←　平成28年度　約310万円　←　平成２７年度以前　約56万円）

平成31年度　弁護士の配置状況について

	合計	常勤	非常勤
北海道	9	0	9
青森県	1	0	1
岩手県	4	0	4
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	1	0	1
福島県	4	0	4
茨城県	10	0	10
栃木県	1	0	1
群馬県	3	0	3
埼玉県	7	0	7
千葉県	6	0	6
東京都	18	0	18
神奈川県	5	0	5
新潟県	3	0	3
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	0	0	0
山梨県	3	0	3
長野県	2	0	2
岐阜県	0	0	0
静岡県	4	0	4
愛知県	0	0	0
三重県	1	0	1
滋賀県	0	0	0
京都府	0	0	0
大阪府	0	0	0
兵庫県	0	0	0
奈良県	5	0	5
和歌山県	1	1	0
鳥取県	0	0	0
島根県	4	0	4
岡山県	5	0	5
広島県	2	0	2
山口県	0	0	0

	合計	常勤	非常勤
徳島県	4	0	4
香川県	4	0	4
愛媛県	0	0	0
高知県	3	0	3
福岡県	1	1	0
佐賀県	4	0	4
長崎県	0	0	0
熊本県	1	0	1
大分県	20	0	20
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	2	0	2
沖縄県	6	0	6
札幌市	0	0	0
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	2	0	2
横浜市	1	1	0
川崎市	3	1	2
相模原市	1	0	1
新潟市	3	3	0
静岡市	0	0	0
浜松市	1	0	1
名古屋市	3	3	0
京都市	0	0	0
大阪市	1	1	0
堺市	0	0	0
神戸市	0	0	0
岡山市	6	0	6
広島市	0	0	0
北九州市	1	0	1
福岡市	1	1	0
熊本市	0	0	0
横須賀市	1	0	1
金沢市	0	0	0
明石市	2	2	0
合計	170	14	156

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

大阪府の児童相談所における法的対応体制について

児童虐待等危機介入援助チーム(H12年度～)

○ **約100名の弁護士**と、約20名の医師が在籍(H31.2.1現在)
○ 各児童相談所に配置している**2～3名の担当弁護士**に加え、**多数のフリー弁護士**により構成。

⇒ 児童相談所の職員は、**まずは担当弁護士に相談**。相談内容を専門とする弁護士がチーム内にいる場合には、**担当弁護士が必要に応じて当該専門の弁護士に応援を依頼**。
⇒ 担当弁護士の紹介を通じて、将来有望な**若手弁護士をチームの一員として委嘱**。

この体制によるメリット

○ 担当弁護士を配置することにより、**スムーズな連携**が可能。
○ 担当弁護士に加えて、多数のフリー弁護士と契約することで、**事例内容に合わせて、様々な専門分野(外国籍の児童、少年事件、医療関係など)に詳しい弁護士**に相談を行うことが可能。
○ **ベテラン弁護士と若手弁護士が一緒になって活動**することで、児童福祉に造詣の深い弁護士を養成、**後進の育成**につながるため、将来にわたって**持続可能なシステム**となる。

活動実績(H27～H29)

○ 大阪府危機介入等援助チーム委員の弁護士活動した時間数は、**3年間で約28，300時間**
○ **1年平均では、約9，400時間**となるため、これを**常勤弁護士の勤務時間数で割り返すと、約5．5人分相当**
※ 大阪府所管の児童相談所は6か所

児童相談所における医師・保健師の配置状況

（児童相談所数　215か所）

○医師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
197か所（91.6%） （参考） 常勤配置　30か所（14.0%） 非常勤配置　184か所（85.6%）	17か所（8.4%）

○保健師

配置児童相談所数	未配置児童相談所数
119か所（55.3%） （参考） 常勤配置　102か所（47.4%） 非常勤配置　22か所（10.2%）	96か所（44.7%）

※　医師･保健師両方配置児童相談所数　:108か所（50.2%）

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ　H31.4.1現在】26

平成３１年度　医師又は保健師の配置状況について（平成31年４月１日時点）

	医師	保健師
北海道	27	0
青森県	6	0
岩手県	6	0
宮城県	6	3
秋田県	6	3
山形県	10	1
福島県	12	0
茨城県	10	3
栃木県	11	0
群馬県	11	3
埼玉県	34	0
千葉県	31	0
東京都	65	11
神奈川県	9	5
新潟県	18	0
富山県	13	0
石川県	14	3
福井県	7	0
山梨県	8	2
長野県	10	3
岐阜県	8	0
静岡県	6	5
愛知県	20	9
三重県	2	5
滋賀県	10	4

	医師	保健師
京都府	8	0
大阪府	20	3
兵庫県	12	0
奈良県	7	1
和歌山県	2	0
鳥取県	4	3
島根県	14	3
岡山県	20	3
広島県	14	0
山口県	11	1
徳島県	8	0
香川県	2	2
愛媛県	6	1
高知県	16	2
福岡県	11	3
佐賀県	5	2
長崎県	6	2
熊本県	14	2
大分県	6	10
宮崎県	7	3
鹿児島県	10	0
沖縄県	7	0
札幌市	4	5
仙台市	4	2
さいたま市	5	1

	医師	保健師
千葉市	13	1
横浜市	4	10
川崎市	9	3
相模原市	5	1
新潟市	2	1
静岡市	0	1
浜松市	0	1
名古屋市	0	3
京都市	4	0
大阪市	11	3
堺市	6	1
神戸市	3	1
岡山市	7	1
広島市	2	1
北九州市	2	0
福岡市	3	2
熊本市	8	1
横須賀市	2	0
金沢市	0	0
明石市	0	3
合計	**664**	**143**

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成３１年度　医師の配置状況について（平成31年４月１日時点）

自治体名	医師の配置員数（H31.4.1現在）	常勤職員数	非常勤職員数
北海道	27	0	27
青森県	6	2	4
岩手県	6	0	6
宮城県	6	6	0
秋田県	6	0	6
山形県	10	0	10
福島県	12	0	12
茨城県	10	0	10
栃木県	11	0	11
群馬県	11	0	11
埼玉県	34	1	33
千葉県	31	0	31
東京都	65	6	59
神奈川県	9	0	9
新潟県	18	0	18
富山県	13	2	11
石川県	14	0	14
福井県	7	0	7
山梨県	8	1	7
長野県	10	0	10
岐阜県	8	0	8
静岡県	6	0	6
愛知県	20	2	18
三重県	2	1	1
滋賀県	10	0	10
京都府	8	0	8
大阪府	20	2	18
兵庫県	12	0	12
奈良県	7	0	7
和歌山県	2	1	1
鳥取県	4	0	4
島根県	14	0	14
岡山県	20	0	20
広島県	14	1	13
山口県	11	0	11

自治体名	医師の配置員数（H31.4.1現在）	常勤職員数	非常勤職員数
徳島県	8	0	8
香川県	2	0	2
愛媛県	6	0	6
高知県	16	2	14
福岡県	11	0	11
佐賀県	5	0	5
長崎県	6	1	5
熊本県	14	0	14
大分県	6	0	6
宮崎県	7	0	7
鹿児島県	10	1	9
沖縄県	7	0	7
札幌市	4	0	4
仙台市	4	0	4
さいたま市	5	0	5
千葉市	13	0	13
横浜市	4	4	0
川崎市	9	0	9
相模原市	5	0	5
新潟市	2	0	2
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	0	0
京都市	4	4	0
大阪市	11	4	7
堺市	6	0	6
神戸市	3	1	2
岡山市	7	1	6
広島市	2	2	0
北九州市	2	0	2
福岡市	3	1	2
熊本市	8	0	8
横須賀市	2	0	2
金沢市	0	0	0
明石市	0	0	0
合計	**664**	**46**	**613**

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

児童虐待への対応における警察との連携強化

取組状況

【情報共有の強化】

○　児童相談所・市町村から警察に情報提供する事案の明確化

○　警察が110番通報等により児童虐待が疑われる事案を覚知した際の児童相談所・市町村における過去の対応状況の照会への回答・情報提供の実施

○　児童相談所が立入調査、臨検・捜索等を実施する場合の警察への情報提供、援助要請の実施

○　警察から通告・情報提供がなされた事案等に係るその後の支援等の情報提供の実施　等

➢ 警察との間で情報共有に係る協定等を締結している自治体数

※児童相談所設置自治体（69都道府県市）を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

平成30年６月28日時点	**平成31年２月25日時点**
57自治体（82.6%）	**67自治体（97.1%）**

・平成30年６月の調査以降、新たに協定等を締結した自治体：10自治体
内容の見直し等を行った自治体：23自治体

➢ 児童相談所が対応している児童虐待ケースを警察と全件共有している自治体数　※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

10／69自治体　（14.5%）

茨城県、群馬県、埼玉県（さいたま市を除く）、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）、岐阜県、愛知県、名古屋市、大阪府（大阪市、堺市を除く）、高知県、大分県

※赤字は平成30年６月以降に全件情報共有を開始した自治体

➢ 児童相談所から警察への援助要請　**398件**（平成30年度中）

※出典：福祉行政報告例

【人事交流・合同研修等】

○　児童相談所への現職警察官、警察官OBの配置促進

○　具体的事例を想定したケース検討、立入調査や臨検・捜索等に関するロールプレイを行うなどの児童相談所と警察の合同研修の実施　等

➢ 児童相談所と警察の人事交流状況

全国の児童相談所(215か所)のうち**148か所(68.8%)に、警察官 44名、警察官OB 216名、計260名**が配置されている（平成31年４月１日現在）

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

➢ 児童相談所と警察が実施した合同研修

62／69自治体(89.9%) 合計94回（平成29年度中）

※　合同研修の内容は、立入調査、臨検・捜索のロールプレイ等

※　実施した62自治体中、最多７回、最少１回

※児童相談所設置自治体を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

【要保護児童対策地域協議会における連携促進】

○　市町村の要保護児童対策地域協議会に警察の参画を求め、虐待を受けた児童等の適切な保護・支援を行うための必要な情報交換・協議を推進

➢ 要保護児童対策地域協議会への警察署の参加割合

1,713／1,735自治体（98.7%）

（平成29年４月１日現在）

※市町村を対象に厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

都道府県等別 児童相談所における警察官、教員等の配置状況

○　全国の児童相談所に、警察官44名、警察官OB216名、教員135名、教員OB152名が配置。（平成31年4月1日現在）

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道	0	0	0	0	0	24	0	13	0	0	0	1	0	24	0	14
青森県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	3	3	0
宮城県	3	0	6	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	9	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0
茨城県	0	0	4	0	0	0	0	0	1	3	0	2	1	3	4	2
栃木県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0
群馬県	1	0	0	0	0	0	2	1	0	6	0	2	1	6	2	3
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	8	1	14	0	8
千葉県	0	0	1	0	0	0	7	0	1	5	0	0	1	5	8	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	3	23	0	23	3	23	0	23
神奈川県	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	1	0	1	6
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14	0	1	0	14
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
石川県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2
福井県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	1	3
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
岐阜県	0	0	5	0	0	0	1	0	0	5	4	1	0	5	10	1
静岡県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	4	4	2
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	4
三重県	0	0	3	0	0	0	1	0	1	1	2	0	1	1	7	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	4	0	17	0	4
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
和歌山県	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1	0	0	3	1	3	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	4
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
広島県	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	1	1	2	1	2

都道府県 指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
山口県	0	0	0	0	0	2	0	0	1	9	0	0	1	11	0	0
徳島県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	3	5	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	2	2	0	1
愛媛県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	4	1
高知県	0	0	2	0	0	0	2	0	0	3	0	1	0	3	4	1
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	2	0	0	4
佐賀県	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	0	3	2
長崎県	0	0	2	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	2	3	0
熊本県	0	0	3	0	0	0	0	0	1	3	0	0	1	3	3	0
大分県	0	0	1	0	0	3	2	0	1	3	1	0	1	6	4	0
宮崎県	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	4	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	1	0	1	0	5
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	1	1	1	4
仙台市	0	0	3	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	5	0
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
千葉市	0	0	2	0	0	0	5	0	0	1	0	0	0	1	7	0
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	1	0	4
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2
静岡市	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	3	2
浜松市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	2	1
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	3	1	5	3	3
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	2	0	4	0
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	4	0	7	0	4
堺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	5	0	7	0	5
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0	2
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	0	3
広島市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	2	2	0
北九州市	0	0	6	0	0	0	1	0	0	4	3	6	0	4	10	6
福岡市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	1	4	0
熊本市	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	4	2	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
明石市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	2	1	2
合計	5	0	66	2	0	31	37	18	39	184	32	132	44	216	135	152

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

社会福祉士の資格の概要

1　社会福祉士の定義

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）第２条第１項

2　資格取得方法

３つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で６月以上修学する「短期養成施設ルート」
③ 一般大学等を卒業又は４年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で１年以上修学する「一般養成施設ルート」

2　国家試験の概要

○ 形態：年１回の筆記試験（2月上旬に実施）
○ 試験の実施状況（平成30年度実施の第31回試験結果）
　受験者数41,639人、合格者数12,456人（合格率29.9%：新卒55.5%、既卒15.5%）
○ 筆記試験の科目（１９科目）
　①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤社会調査の基礎、⑥相談援助の基盤と専門職、⑦相談援助の理論と方法、⑧地域福祉の理論と方法、⑨福祉行財政と福祉計画、⑩福祉サービスの組織と経営、⑪社会保障、⑫高齢者に対する支援と介護保険制度、⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑭児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、 ⑮低所得者に対する支援と生活保護制度、⑯保健医療サービス、⑰就労支援サービス、⑱権利擁護と成年後見制度、⑲更生保護制度
　※⑥、⑦がソーシャルワークに該当。なお、精神保健福祉士については、その申請により精神保健福祉士試験との共通科目（①、②、③、④、⑧、⑨、⑪、⑬、⑮、⑯、⑱の11科目）の試験が免除される。

3　資格者の登録状況

233,517人（平成31年３月末現在）

4　社会福祉士養成施設等の状況

○ 学校、養成施設数（H31年4月1日時点）
　福祉系大学等：254校 318課程　定員21,735人
　社会福祉士指定養成施設：69校97課程　定員14,093人

精神保健福祉士制度について

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

精神保健福祉士試験の受験・合格状況、登録状況

資格者の登録状況
85，122人（平成31年3月末現在）

	第1回（10年度）	第2回（11年度）	第3回（12年度）	第4回（13年度）	第5回（14年度）	第6回（15年度）	第7回（16年度）	第8回（17年度）	第9回（18年度）	第10回（19年度）	第11回（20年度）	第12回（21年度）	第13回（22年度）	第14回（23年度）	第15回（24年度）	第16回（25年度）	第17回（26年度）	第18回（27年度）	第19回（28年度）	第20回（29年度）	第21回（30年度）	合計
受験者数（人）	4,866	3,535	4,282	5,480	9,039	5,831	6,711	7,289	7,434	7,375	7,186	7,085	7,233	7,770	7,144	7,119	7,183	7,173	7,174	6,992	6,779	140,680
合格者数（人）	4,338	2,586	2,704	3,415	5,799	3,589	4,111	4,470	4,482	4,456	4,434	4,488	4,219	4,865	4,062	4,149	4,402	4,417	4,446	4,399	4,251	88,082
合格率（%）	89.1	73.2	63.1	62.3	64.2	61.6	61.3	61.3	60.3	60.4	61.7	63.3	58.3	62.6	56.9	58.3	61.3	61.6	62.0	62.9	62.7	—
登録者数（人）	—	4,169	2,486	2,677	3,334	5,655	3,590	4,039	4,376	4,442	4,363	6,871	3,543	5,850	3,387	4,114	5,017	3,479	4,831	4,696	4,231	—

児童相談所内での機能分化の現状について

○　全国の児童相談所を対象に、児童相談所の調査・保護・アセスメントなどの「初期対応機能」と親子関係再統合・再構築支援など「支援機能」の分化に関する実態を調査。
○　回答した195ヶ所の児童相談所のうち、「初期対応」と「支援」の機能を分化している児童相談所は、全体の約35.4%（69ヶ所）、「初期対応」と「支援」の機能を分化していない児童相談所は、全体の約64.6%（126ヶ所）だった。

※ 実数は児童相談所数、カッコ内は回答した全児童相談所195ヶ所に占める割合

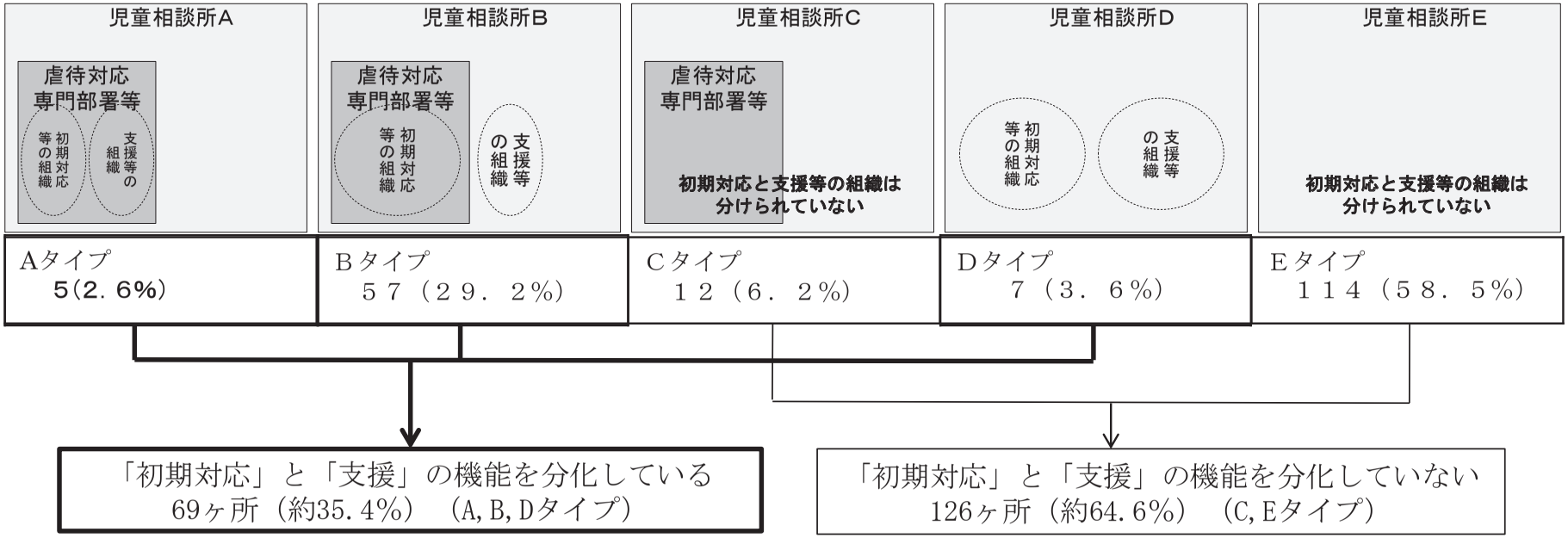

（出典）平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「児童相談所における調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメントの分化に関する実態把握のための調査研究」
PwCコンサルティング合同会社

臨検、捜索に至る手続き（児童虐待防止法における対応）

○　平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設。

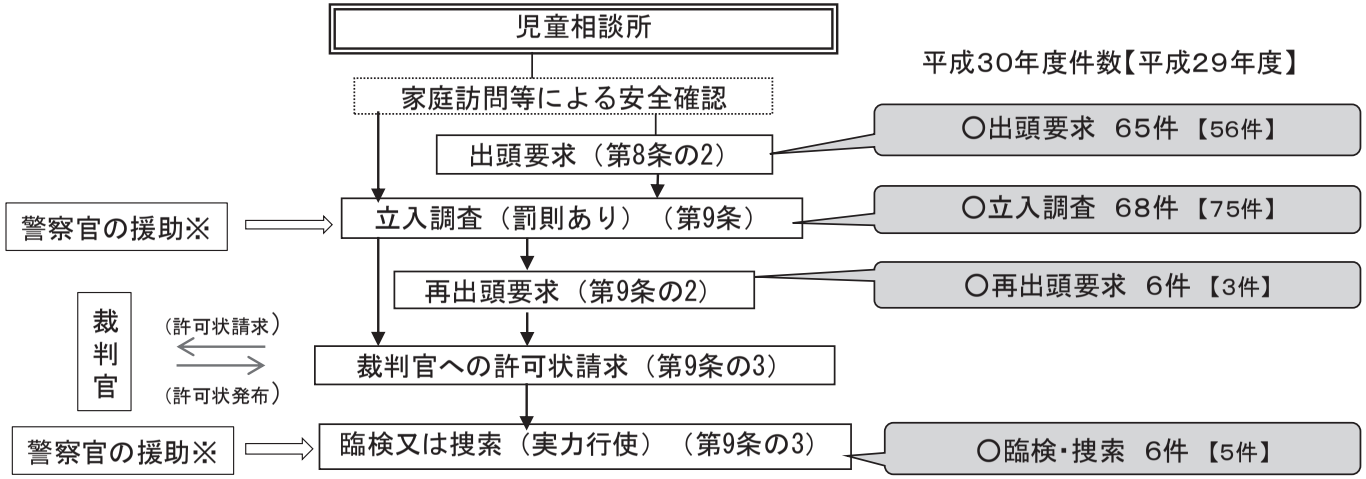

※警察の援助　398件【345件】

数値出典：福祉行政報告例

【第8条の2】**（出頭要求）**
都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。（後略）

【第9条】**（立入調査）**
都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。（後略）

【第9条の2】**（再出頭要求）**
都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。（後略）

【第9条の3】**（臨検、捜索）**
都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

保護者への指導・支援について

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じた児童虐待の発生予防・早期発見、
被虐待児童にかかる親子関係再構築支援

市町村

虐待の未然防止や早期発見のため、母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等による支援を行う。

＜主な財政支援策（国庫補助事業）＞

◆産婦健康診査事業
出産後間もない時期の産婦に対して、健康診査を行い、検査の結果を踏まえ、必要に応じて産後ケア事業の実施や、訪問指導等を行う。
（671市町村で実施（令和元年度））

◆産後ケア事業
退院直後の母子に対して、育児に関する指導や育児サポート等を行う。
（928市町村で実施（令和元年度））

◆子育て世代包括支援センター
妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行う。
（983市区町村、1,717箇所（平成31年度））

◆乳児家庭全戸訪問事業
生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みに関する相談、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言等を行う。
（1,734市区町村、913,682件（28年度））

◆地域子育て支援拠点事業
子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。
（一般型（5日型）　：6,441箇所（29年度）
連携型（５～７日型）：818箇所（29年度））

◆養育支援訪問事業
養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。
（1,476市区町村、236,066件（28年度））

児童相談所

◆児童福祉司指導等による保護者への指導・支援の着実な実施

児童相談所における対応件数（重複回答あり）　【平成30年度福祉行政報告例】

	面接指導	児童福祉司指導	施設入所・里親等委託等	その他
児童虐待相談	143,957	3,436	4,641	10,044

○具体的な実施方法（例）
・児童相談所への来所によるカウンセリング
・家庭訪問による指導
・学校や保育園などの在籍機関への訪問による子どものカウンセリング
・保護者の課題の解消や養育能力の維持・向上のための働きかけ
・関係機関との連携による当該家庭の情報共有及び同行訪問や面接への同席等
・施設入所中の親子に対して家庭復帰に向けた指導
・保護者支援プログラムを活用した保護者への支援

○保護者支援プログラムの普及
・児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブックを作成（平成25年度）
・児童相談所においてプログラムを用いた保護者支援を効果的に行うために有用な情報等について調査研究を実施（平成29年度）

○民間団体等も活用した家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施
（70自治体中14自治体（平成31年４月１日現在））

◆保護者指導の実施に係る財政面における支援策
児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、親子関係再構築への取組を進める。
（69自治体中60自治体で実施（平成29年度））

一時保護の状況

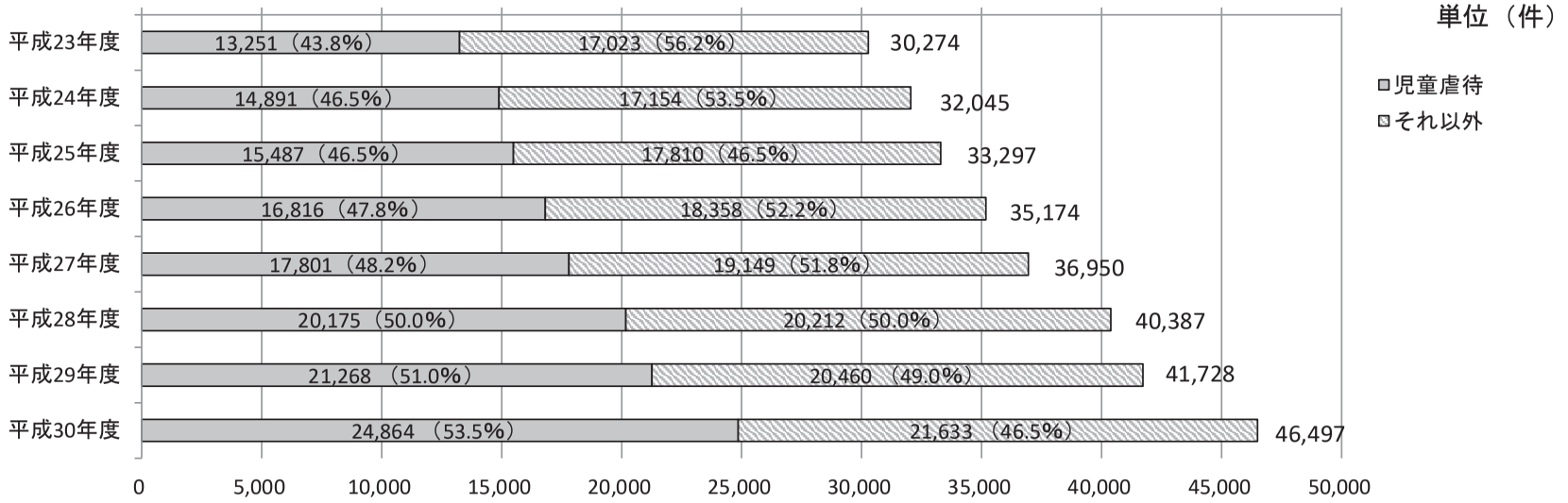

一時保護所への一時保護

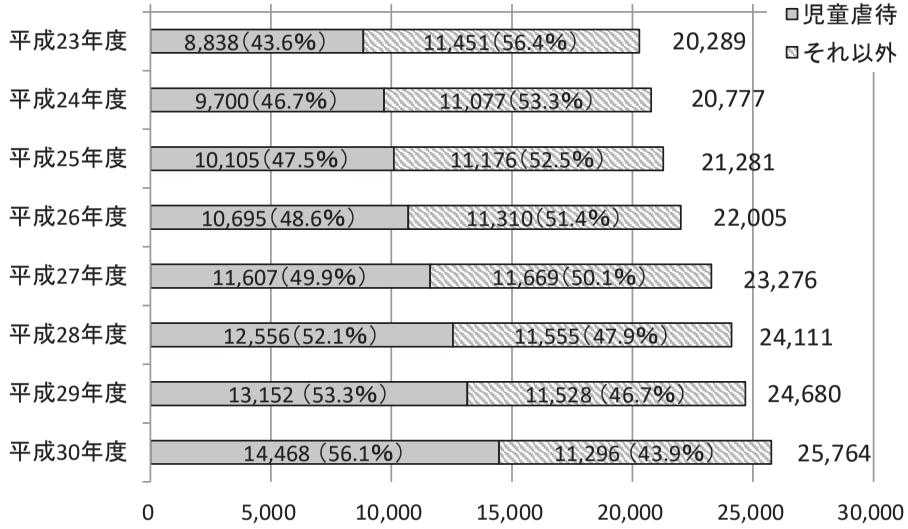

児童福祉施設等への一時保護委託

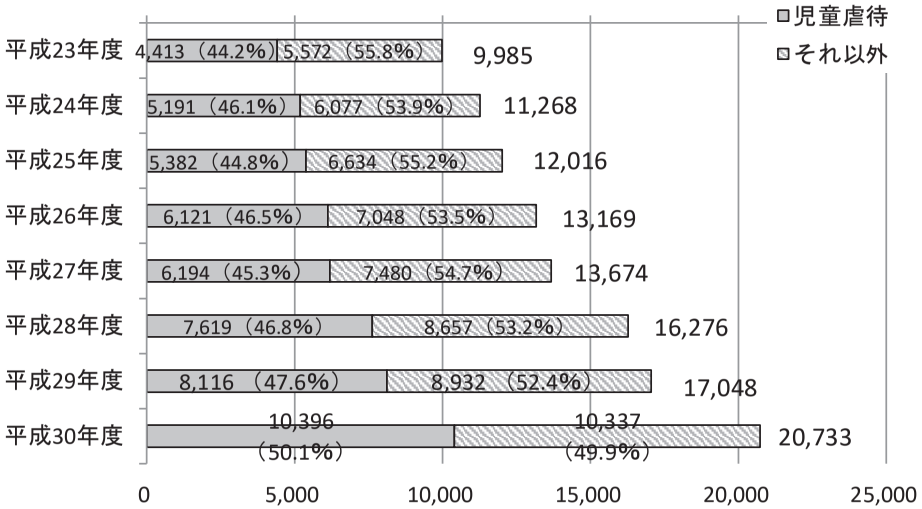

【出典】福祉行政報告例 37

保護期間別一時保護件数
（平成28年４月１日から７月末までの４ヶ月間の件数）

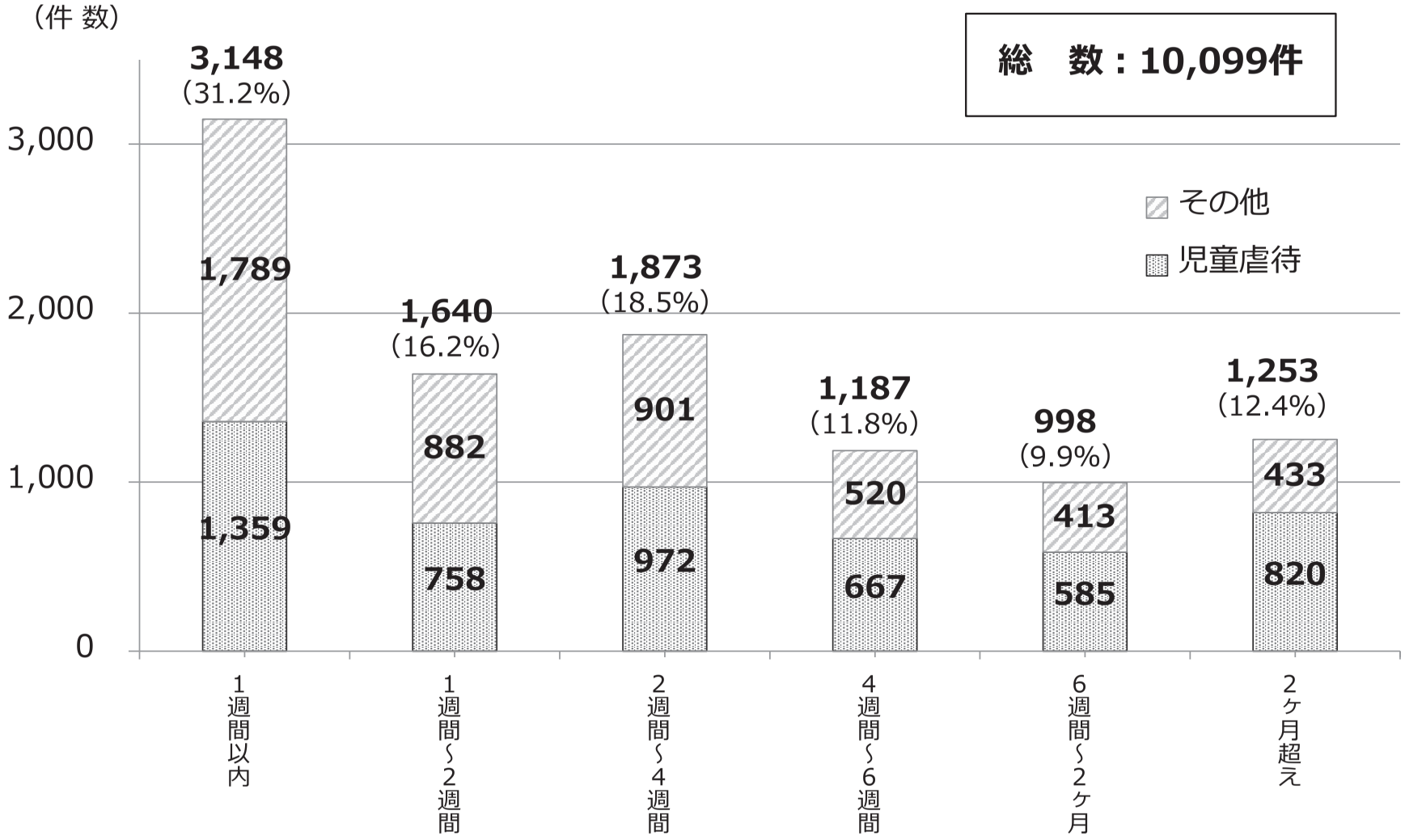

一時保護所の概要

1　設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2　設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。

全国に139か所（平成31年4月1日現在）設置されている。

3　費　用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

（補助率：国1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1／2
令和元年度予算額：児童入所施設措置費等131，656，791千円の内数）

4　一時保護の具体例

（1）緊急保護

ア　棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ　虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ　子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

（2）行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

（3）短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合

5　対応件数（一時保護所内保護件数）

（平成30年度件数）※出典：福祉行政報告例

総　数	養　護	（うち、虐待）	障　害	非　行	育　成	その他
25，764	20，324	（14，468）	86	3，283	1，917	154

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○　保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

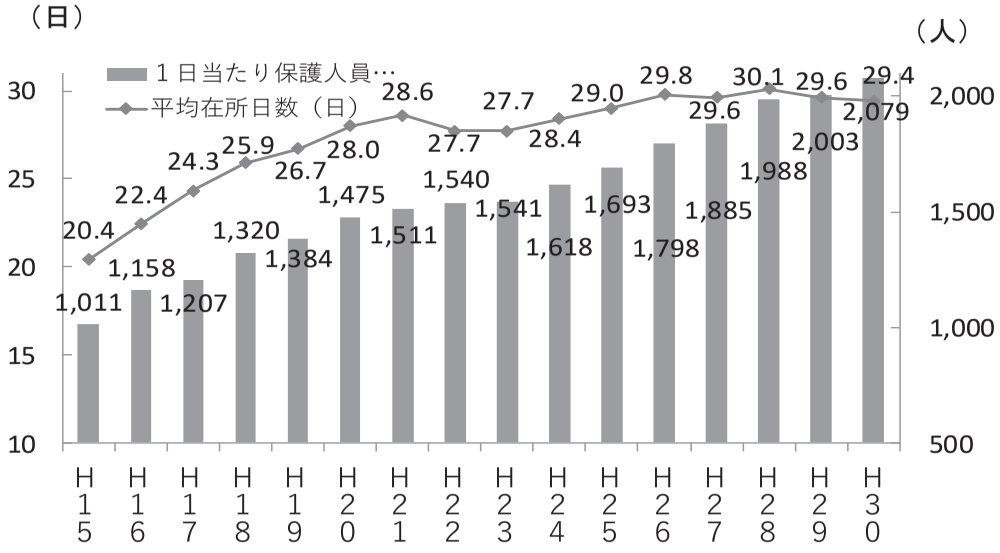

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例

年間平均入所率

○　年間平均入所率は保護所により様々

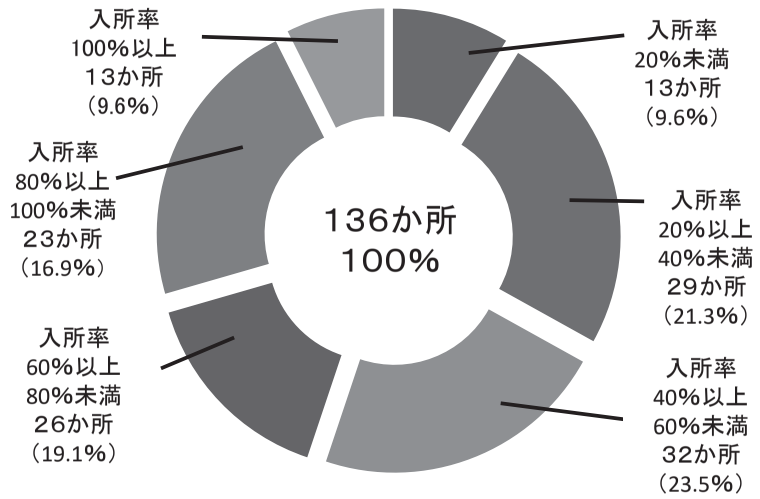

※H30.1～12の間の一時保護所（136カ所）の平均入所率

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

一時保護所の定員等の状況（都道府県市別）

自治体名	定員数（H31.4.1現在）	H30平均入所率（%）
北海道	164	33.6
青森県	15	45.2
岩手県	40	22.2
宮城県	30	48.8
秋田県	23	30.6
山形県	26	44.4
福島県	48	55.8
茨城県	30	70.0
栃木県	25	29.0
群馬県	36	119.0
埼玉県	120	90.5
千葉県	115	109.7
東京都	213	113.4
神奈川県	80	84.6
新潟県	50	33.7
富山県	20	33.8
石川県	28	28.8
福井県	31	24.8
山梨県	24	67.8
長野県	30	49.3
岐阜県	36	21.0
静岡県	40	59.6
愛知県	78	74.0
三重県	35	70.2
滋賀県	47	69.0
京都府	33	36.8
大阪府	86	86.4
兵庫県	40	42.6
奈良県	20	51.4
和歌山県	25	50.2
鳥取県	26	21.0
島根県	57	22.2
岡山県	24	30.3
広島県	36	48.0
山口県	27	53.1

※明石市は、2019年４月１日児童相談所開所

自治体名	定員数（H31.4.1現在）	H30平均入所率（%）
徳島県	12	64.0
香川県	20	66.5
愛媛県	36	12.4
高知県	35	57.5
福岡県	90	47.1
佐賀県	28	86.8
長崎県	34	55.6
熊本県	25	37.0
大分県	22	63.3
宮崎県	60	20.5
鹿児島県	31	28.5
沖縄県	44	72.1
札幌市	50	74.2
仙台市	20	83.4
さいたま市	38	129.3
千葉市	37	86.9
横浜市	161	89.4
川崎市	60	76.3
相模原市	25	101.8
新潟市	23	56.2
静岡市	20	62.4
浜松市	20	49.0
名古屋市	75	130.4
京都市	30	72.3
大阪市	100	100.1
堺市	24	97.6
神戸市	50	55.4
岡山市	25	39.5
広島市	20	44.0
北九州市	40	55.7
福岡市	10	91.9
熊本市	20	64.7
横須賀市	25	68.6
金沢市	12	52.8
明石市	25	–
合計	**3,105**	**67.2**

（出典：子ども家庭局家庭福祉課調べ）

（参考）一時保護所での平均在所日数（都道府県別）

○ 平均在所日数 ＝ 年間延日数／年間対応件数
○ 全国平均値 ： 29．4日 （前年度平均値 ： 29．6日）
（参考）一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。

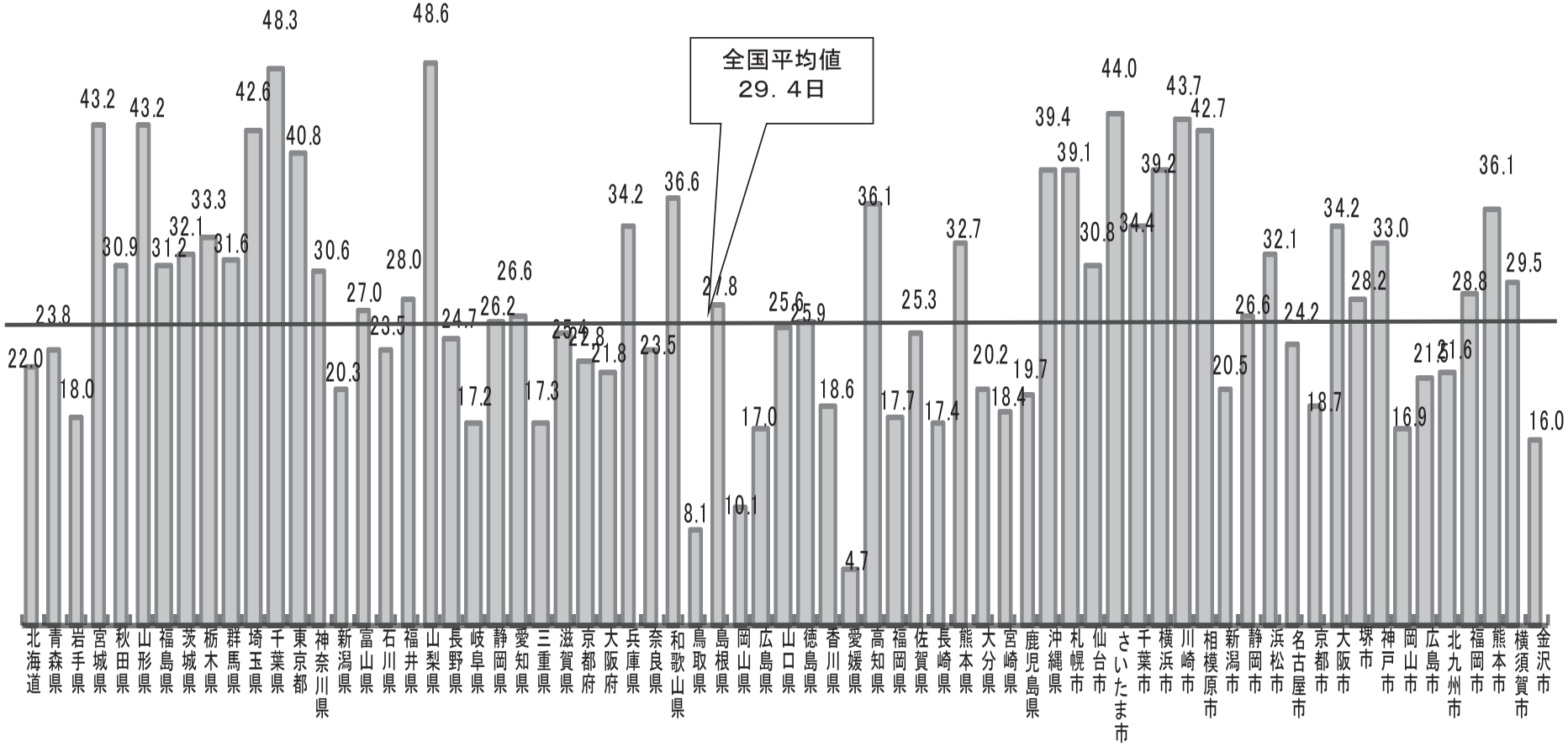

【出典】 福祉行政報告例［平成30年度］

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

市区町村

低

リスクの程度

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
・妊産婦等の支援に必要な実情の把握　・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
・関係機関との連絡調整　・支援プランの策定

同一の主担当機関が、２つの機能を担い一体的に支援を実施
※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の主担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応

保健機関
医療機関
地域子育て支援拠点・児童館
保育所・幼稚園
利用者支援機関
学校・教育委員会

市区町村子ども家庭総合支援拠点

○子ども家庭支援全般に係る業務
・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
○要支援児童及び要保護児童等への支援業務
・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
○関係機関との連絡調整

支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進

○その他の必要な支援
・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援　他

・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
・複数の市区町村による共同設置可

要保護児童対策調整機関

・責任をもって対応すべき支援機関を選定
→主担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
・支援の進行状況確認等を管理・評価
・関係機関間の調整、協力要請　等

民生児童委員
民間団体
里親
乳児院
児童相談所
児童養護施設
弁護士会
児童心理治療施設
警察

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

都道府県

児童相談所（一時保護所）

○相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
○一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
○市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助）　等

高

※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が２つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（令和元年度予算：169億円→令和２年度予算案：183億円）

１．事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

２．事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
③関係機関との連絡調整
④その他の必要な支援

３．実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

４．補助率

国：１／２（市区町村：１／２）

５．補助単価（令和２年度予算案）

○直営の場合（１支援拠点当たり）

小規模Ａ型	3,729千円
小規模Ｂ型	9,542千円
小規模Ｃ型	15,859千円
中規模型	21,176千円
大規模型	39,302千円
上乗せ配置単価	2,715千円（１人当たり）

○一部委託の場合（１支援拠点当たり）

小規模Ａ型	9,044千円
小規模Ｂ型	14,857千円
小規模Ｃ型	21,714千円
中規模型	31,806千円
大規模型	60,561千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	5,646千円（１人当たり）
非常勤職員	2,715千円（１人当たり）

「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（抄）
（平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

子ども家庭支援員 ・実情の把握 ・相談対応 ・総合調整 ・調査、支援及び指導等 ・他関係機関等との連携	（１）都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 （２）学校教育法（昭和22 年法律第26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正７年勅令第388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において１年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの （３）医師 （４）社会福祉士 （５）社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの （６）学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102 条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （７）学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （８）外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （９）社会福祉士となる資格を有する者（（４）に規定する者を除く。） （10）精神保健福祉士となる資格を有する者 （11）保健師 （12）助産師 （13）看護師 （14）保育士 （15）教育職員免許法（昭和24 年法律第147 号）に規定する普通免許状を有する者 （16）社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が２年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ② 児童相談所の所員として勤務した期間 （17）社会福祉主事たる資格を得た後３年以上児童福祉事業に従事した者（（16）に規定する者を除く。） （18）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23 年厚生省令第63 号）第21 条第６項に規定する児童指導員 なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

心理担当支援員 ・心理アセスメント ・子どもや保護者等の心理的側面からのケア	大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等
虐待対応専門員 ・虐待相談 ・虐待が認められる家庭等への支援 ・児童相談所、保健所、市町村保健センターなど関係機関との連携及び調整	（１）都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者 （２）学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （３）医師 （４）社会福祉士 （５）社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの （６）学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102 条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （７）学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （８）外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において１年以上相談援助業務に従事したもの （９）社会福祉士となる資格を有する者（（４）に規定する者を除く。） （10）精神保健福祉士となる資格を有する者 （11）保健師 （12）助産師 （13）看護師 （14）保育士であって、指定施設において２年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの （15）教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者 （16）社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が２年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ② 児童相談所の所員として勤務した期間 （17）社会福祉主事たる資格を得た後３年以上児童福祉事業に従事した者（（16）に規定する者を除く。） （18）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21 条第６項に規定する児童指導員 なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況 （2019年4月時点）

自治体名	
北海道	旭川市
	千歳市
	石狩市
	恵庭市
	上富良野町
	中富良野町
	中頓別町
	名寄市
	帯広市
	今金町
	滝川市
	室蘭市
	苫小牧市
	安平町
青森県	三沢市
	十和田市
岩手県	盛岡市
	遠野市
宮城県	石巻市
	大和町
	涌谷町
秋田県	秋田市
	湯沢市
山形県	上山市
	長井市
	高畠町
	小国町
	白鷹町
	飯豊町
	庄内町

自治体名	
福島県	郡山市
	天栄村
	西会津町
	小野町
茨城県	水戸市
	つくばみらい市
	境町
栃木県	宇都宮市
	矢板市
群馬県	前橋市
	桐生市
	藤岡市
	富岡市
	みどり市
	嬬恋村
埼玉県	狭山市
	加須市
	ふじみ野市
	和光市
	坂戸市
	嵐山町
千葉県	船橋市
	柏市
	館山市
	木更津市
	松戸市
	鴨川市
	浦安市
	南房総市
	八千代市

自治体名	
千葉県	我孫子市
	香取市
	山武市
	いすみ市
東京都	八王子市
	千代田区
	中央区
	港区
	新宿区
	文京区
	台東区
	墨田区
	品川区
	目黒区
	大田区
	世田谷区(5)
	渋谷区
	中野区
	杉並区(2)
	豊島区
	荒川区
	板橋区
	練馬区
	足立区
	葛飾区
	江戸川区
	立川市
	武蔵野市
	三鷹市
	青梅市

自治体名	
東京都	府中市
	昭島市
	調布市
	町田市
	小平市
	日野市
	東村山市
	国分寺市
	国立市
	福生市
	狛江市
	東大和市
	清瀬市
	東久留米市
	武蔵村山市
	多摩市
	稲城市
	羽村市
	あきる野市
	西東京市
	瑞穂町
	日の出町
	三宅村
神奈川県	相模原市(3)
	鎌倉市
	藤沢市
	茅ヶ崎市
	秦野市
	厚木市
	伊勢原市

自治体名	
神奈川県	海老名市
	葉山町
	寒川町
	二宮町
	箱根町
	大井町
	湯河原町
新潟県	三条市
	柏崎市
	新発田市
	十日町市
	糸魚川市
	妙高市
	上越市
	阿賀野市
	胎内市
	出雲崎町
富山県	富山市
	滑川市
石川県	七尾市
	小松市
	輪島市
	加賀市
	能美市
福井県	福井市
	あわら市
	越前市
	南越前町
	高浜町
山梨県	甲府市

自治体名	
長野県	飯田市
	諏訪市
	伊那市
	駒ヶ根市
	中野市
	茅野市
	塩尻市
	千曲市
	辰野町
	箕輪町
	阿智村
	木曽町
	生坂村
	池田町
	白馬村
岐阜県	岐阜市
	高山市
	岐南町
	北方町
	白川町
静岡県	熱海市
	焼津市
	藤枝市
	袋井市
	富士市
	伊東市
	伊豆市
	島田市
	磐田市

自治体名	
愛知県	豊田市
	豊橋市
	一宮市
	津島市
	高浜市
	常滑市
滋賀県	大津市
	彦根市
	長浜市
	甲賀市
	東近江市
京都府	京都市(14)
	福知山市
	舞鶴市
	亀岡市
	八幡市
大阪府	大阪市(24)
	枚方市
	寝屋川市
	豊中市
	大東市
	門真市
	池田市
	箕面市
	能勢町
	摂津市
	藤井寺市
	河南町
	熊取町

自治体名	
兵庫県	姫路市
	明石市
	川西市
	三田市
	養父市
	宍粟市
	たつの市
	福崎町
奈良県	奈良市
	明日香村
	桜井市
	三宅町
	葛城市
	田原本町
和歌山県	新宮市
	有田川町
鳥取県	鳥取市
	米子市
	倉吉市
	境港市
	若桜町
	智頭町
	三朝町
	琴浦町
	北栄町
	大山町
	日野町

自治体名	
島根県	松江市
	益田市
	邑南町
	出雲市
岡山県	倉敷市
	津山市
	総社市
	備前市
広島県	東広島市
山口県	下関市
	宇部市
	山口市
	岩国市
	光市
	長門市
	山陽小野田市
香川県	高松市
	丸亀市
	善通寺市
	さぬき市
愛媛県	松山市
	伊予市
高知県	香南市
	いの町

自治体名	
福岡県	北九州市(7)
	久留米市
	小郡市
	宗像市
	古賀市
	嘉麻市
	朝倉市
	糸島市
長崎県	佐世保市
	諫早市
	大村市
	長与町
熊本県	宇城市
	合志市
	玉東町
	多良木町
大分県	大分市
	中津市
	杵築市
	国東市
宮崎県	都城市
	串間市
	高鍋町
沖縄県	那覇市

設置自治体数	283
設置か所数	332

※ 1つの自治体で複数箇所設置している場合、括弧内に箇所数を記載している。

要保護児童対策地域協議会の概要

果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、
- 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、
① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

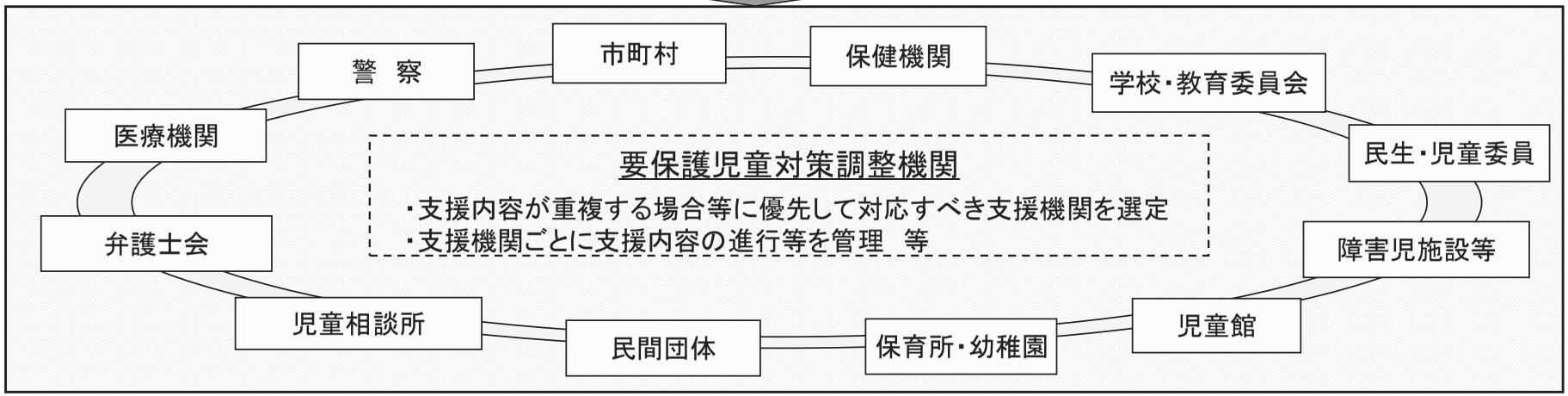

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数（※）		1,726（99.1%）	1,727（99.2%）	1,735（99.7%）
登録ケース数（うち児童虐待）		191,806（92,140）	219,004（97,428）	260,018（101,807）
調整機関職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,564
	③ ①②以外の職員（事務職等）	3,647	2,967	2,727
	④ 合計	9,320	8,033	8,235

※平成27、28年度：4月1日時点　平成29年度：4月1日時点（設置している市町村数、登録ケース数）、2月調査時点（調整機関職員数）
【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

要保護児童対策地域協議会の構成機関

＜平成２９年４月１日時点、複数回答可＞

区分		合計	比率
要保護児童対策地域協議会		**1,735**	**－**
行政機関	児童福祉主管課	1,288	74.2% ※
	母子保健主管課	1,197	69.0%
	児童福祉・母子保健統合主管課	583	33.6%
	福祉事務所（家庭児童相談室）	813	46.9%
	保健センター	872	50.3%
	教育委員会	1,726	99.5%
	保健所	1,333	76.8%
	児童相談所	1,713	98.7%
	障害福祉主管課	1,132	65.2%
	警察署	1,713	98.7%
	法務局	721	41.6%
	家庭裁判所	94	5.4%
	その他	565	32.6%
関係機関	病院・診療所	921	53.1%
	小児科	597	34.4%
	産科・産婦人科	258	14.9%
	精神科	236	13.6%
	歯科	294	16.9%
	その他診療科	407	23.5%
	保育所	1,448	83.5%
	幼保連携型認定こども園	675	38.9%
	幼稚園	1,051	60.6%
	小学校	1,517	87.4%
	中学校	1,493	86.1%
	特別支援学校	417	24.0%

区分		合計	比率
関係機関	児童館	357	20.6%
	放課後児童クラブ	406	23.4%
	利用者支援事業所	286	16.5%
	地域子育て支援拠点	418	24.1%
	乳児院	127	7.3%
	児童養護施設	370	21.3%
	情緒障害児短期治療施設	42	2.4%
	児童自立支援施設	38	2.2%
	児童家庭支援センター	220	12.7%
	障害児施設	142	8.2%
	配偶者暴力相談支援センター	159	9.2%
	その他	238	13.7%
関係団体	医師会（産科医会及び小児科医会を除く）	1,019	58.7%
	産科医会	85	4.9%
	小児科医会	88	5.1%
	歯科医師会	428	24.7%
	看護協会	22	1.3%
	助産師会	40	2.3%
	ＰＴＡ全国協議会	176	10.1%
	弁護士会	161	9.3%
	社会福祉協議会	965	55.6%
	民生児童委員協議会	1,606	92.6%
	人権擁護委員	1,094	63.1%
	ＮＰＯ法人	202	11.6%
	里親会	72	4.1%
	学識経験者	157	9.0%
	その他	402	23.2%

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）

※児童福祉主管課が構成機関に入っていない自治体においては、児童福祉主管課と名称は異なる部署（児童福祉・母子保健統合主管課、母子保健課等）に、児童福祉を主に担当している担当が含まれており、1,735自治体でその児童福祉の担当が構成機関となっていない自治体はない。

要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成30年2月調査時点>
（上段：配置市区町村数
下段：配置率）

区分	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区（30万人以上）	市・区（10万人～30万人未満）	市・区（10万人未満）	町	村	合計
地域協議会設置数	(814)	(22)	(62)	(201)	(529)	(740)	(181)	(1,735)
①児童福祉司たる資格を有する者	500	20	54	159	267	200	32	732
	61.4%	90.9%	87.1%	79.1%	50.5%	27.0%	17.7%	42.2%
②これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員	274	2	8	39	225	370	114	758
	33.7%	9.1%	12.9%	19.4%	42.5%	50.0%	63.0%	43.7%
③社会福祉主事	15	0	0	1	14	4	5	24
	1.8%	0.0%	0.0%	0.5%	2.6%	0.5%	2.8%	1.4%
合　　計	789	22	62	199	506	574	151	1,514
	96.9%	100.0%	100.0%	99.0%	95.7%	77.6%	83.4%	87.3%

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）。複数職員を配置している市町村については、数字の小さい区分を優先して計上している。

(参考) 平成28年４月１日時点の合計	766	20	61	192	493	480	122	1,368
	93.6%	90.9%	98.%	97.0%	92.7%	65.2%	68.9%	79.2%

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ（平成28年度調査）

要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
② 定期的に（例えば3か月に1度）、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
③ 要保護児童等対策を推進するための啓発活動
④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認（危険度や緊急度の判断）
② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
③ ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
④ 実際の援助、介入方法（支援計画）の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約４万５千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		12,315世帯	4,379世帯	5,556人
区分（里親は重複登録有り）	養育里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人
	専門里親	702世帯	193世帯	223人
	養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人
	親族里親	588世帯	558世帯	777人

ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う（定員５～６名）	
	ホーム数	372か所
	委託児童数	1,548人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 児童6,333人	643人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

小規模グループケア	1,790か所
地域小規模児童養護施設	423か所

※里親数、ＦＨホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（平成31年3月末現在）
※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成30年10月1日現在）
※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（平成29年10月1日現在）
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成29年3月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

里親等委託率の現状①

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
○里親等委託率は、平成２１年３月末の１０．５％から、平成３１年３月末には２０．５％に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数（人）	割合（%）	入所児童数（人）	割合（%）	委託児童数（人）	割合（%）	児童数（人）	割合（%）
平成２０年度末	29, 818	81. 3	2, 995	8. 2	3, 870	10. 5	36, 683	100
平成２１年度末	29, 548	80. 8	2, 968	8. 1	4, 055	11. 1	36, 571	100
平成２２年度末	29, 114	79. 9	2, 963	8. 1	4, 373	12. 0	36, 450	100
平成２３年度末	28, 803	78. 6	2, 890	7. 9	4, 966	13. 5	36, 659	100
平成２４年度末	28, 233	77. 2	2, 924	8. 0	5, 407	14. 8	36, 564	100
平成２５年度末	27, 465	76. 2	2, 948	8. 2	5, 629	15. 6	36, 042	100
平成２６年度末	27, 041	75. 5	2, 876	8. 0	5, 903	16. 5	35, 820	100
平成２７年度末	26, 587	74. 5	2, 882	8. 0	6, 234	17. 5	35, 703	100
平成２８年度末	26, 449	73. 9	2, 801	7. 8	6, 546	18. 3	35, 796	100
平成２９年度末	25, 282	73. 9	2, 706	7. 8	6, 858	19. 7	34, 846	100
平成３０年度末	24, 902	71. 8	2, 677	7. 7	7, 104	20. 5	34, 683	100

里親等委託率

※ 「里親等」は、平成２１年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で５～６人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成３０年度末で３７２か所、委託児童１，５４８人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

里親等委託率の現状②

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
全国：　２０．５％
最小：　１０．８％　（熊本市）
最大：　５５．９％　（新潟市）

※　里親等委託率（％）＝ 里親・ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ委託児童数 ／ 乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ委託児

資料：平成３０年度福祉行政報告例

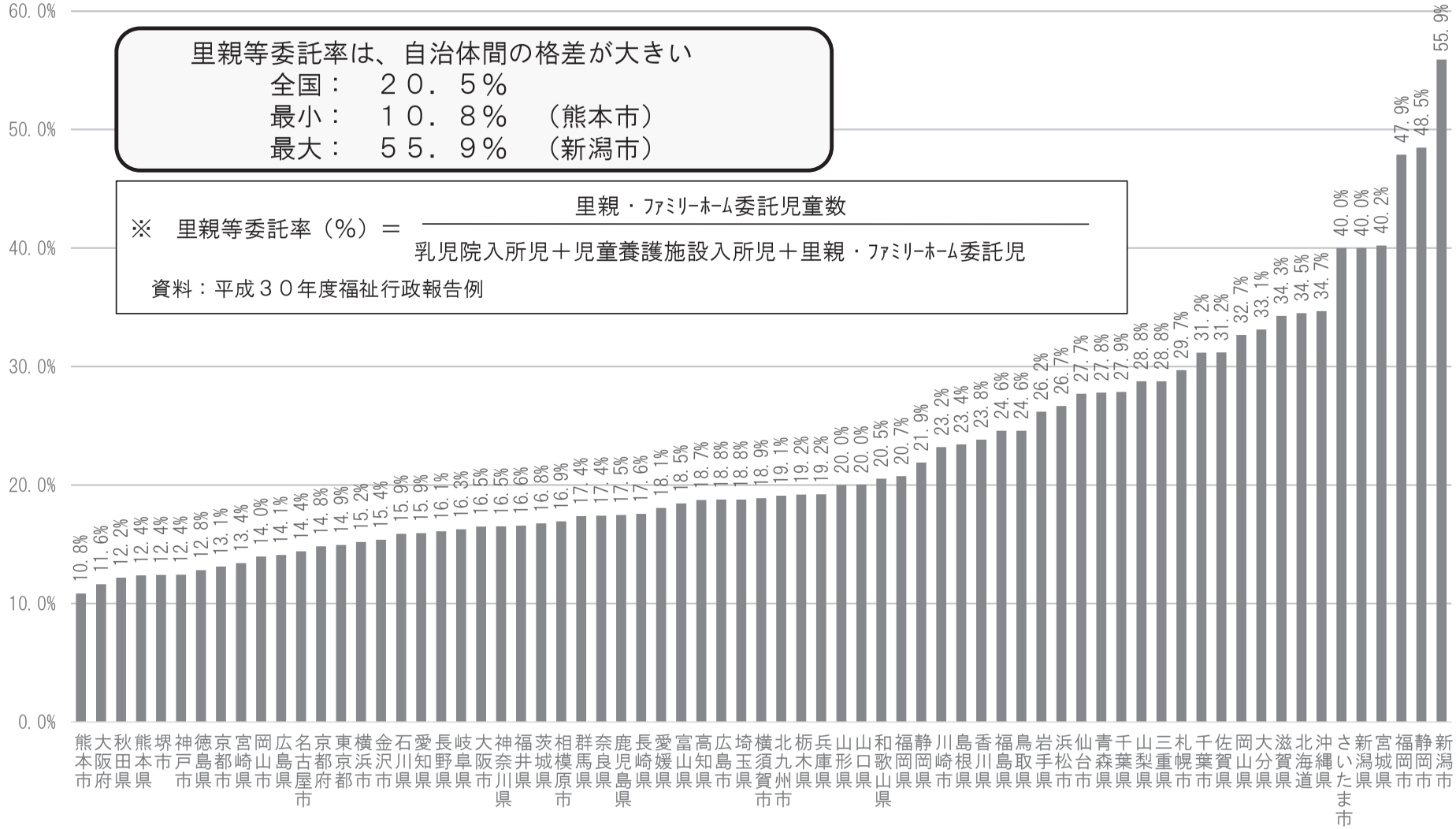

（３）虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、**児童虐待防止対策の一層の強化**とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、**社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。**

○　全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成１１年度に比べ、平成３０年度には約１３．７倍に増加。

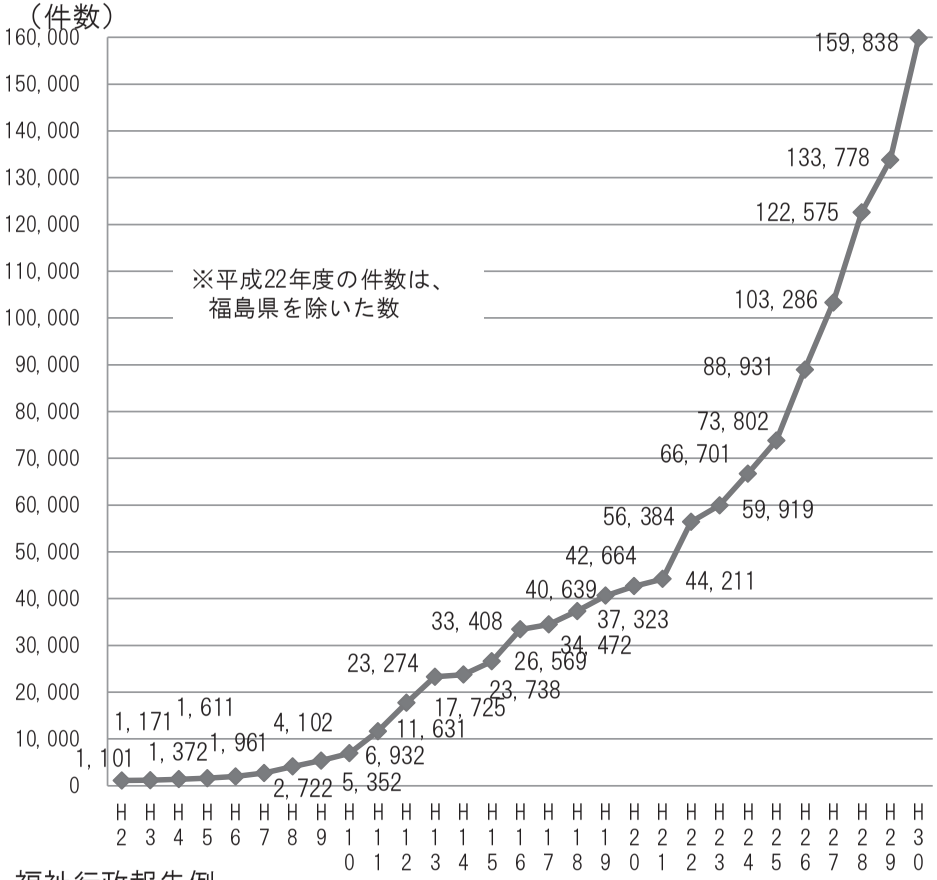

福祉行政報告例

○　里親に委託されている子どものうち約３割、乳児院に入所している子どものうち約４割、児童養護施設に入所している子どものうち約６割は、虐待を受けている。

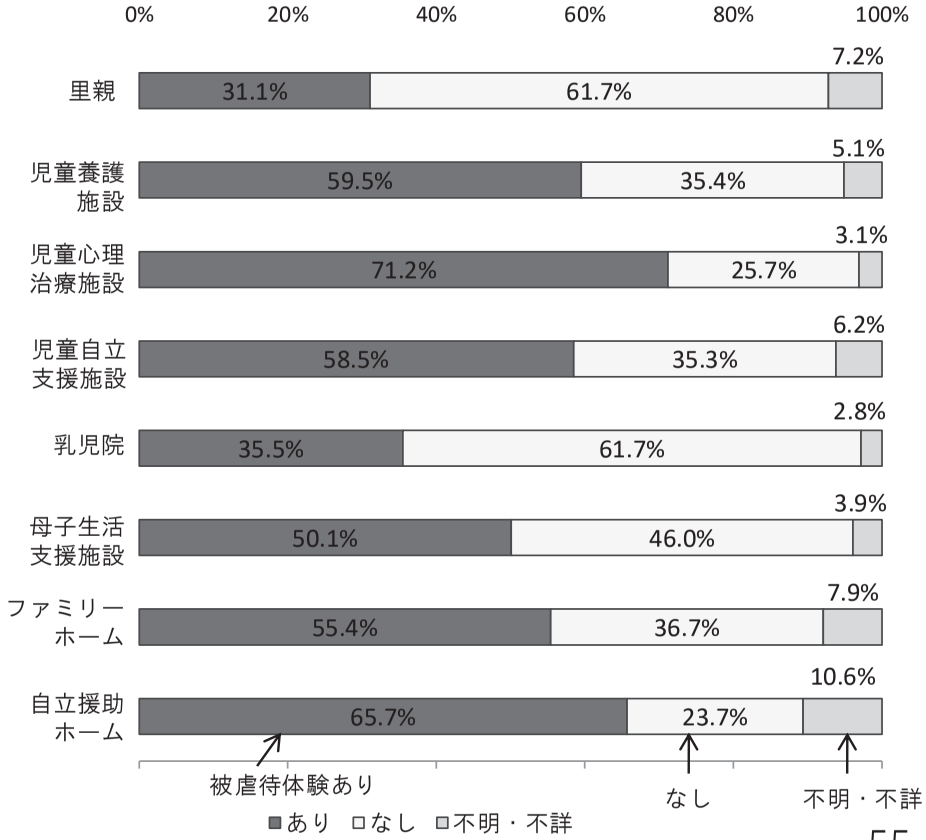

児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年２月１日）

（参考）児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、［　］構成割合（%）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～5歳	4, 047 [13. 5]	5, 421 [17. 8]	4, 128 [15. 4]	4, 610 [14. 4]	15, 864 [52. 9]	16, 704 [54. 9]	14, 330 [53. 6]	16, 400 [51. 2]
6歳～11歳	10, 899 [36. 4]	12, 408 [40. 8]	10, 138 [37. 9]	13, 820 [43. 1]	9, 923 [33. 1]	10, 010 [32. 9]	9, 124 [34. 1]	12, 330 [38. 5]
12歳～17歳	13, 401 [44. 7]	11, 448 [37. 6]	11, 597 [43. 4]	13, 110 [40. 9]	4, 143 [13. 8]	3, 642 [12. 0]	3, 247 [12. 1]	3, 310 [10. 3]
18歳以上	1, 607 [5. 4]	1, 119 [3. 7]	856 [3. 2]	500 [1. 6]	14 [0. 0]	9 [0. 0]	— —	— —
総数	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]	32, 040 [100. 0]	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]	32, 040 [100. 0]
平均年齢	11. 2歳	10. 2歳	11. 1歳	10. 2歳	6. 2歳	5. 9歳	6. 4歳	6. 0歳

注）総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、［　］構成割合（%）

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14, 842 [49. 5]	17, 415 [57. 3]	13, 709 [51. 3]	17, 880 [55. 8]
4年以上～8年未満	8, 143 [27. 2]	7, 705 [25. 3]	7, 237 [27. 1]	8, 990 [28. 1]
8年以上～12年未満	4, 733 [15. 8]	3, 737 [12. 3]	4, 346 [16. 3]	4, 190 [13. 1]
12年以上	2, 105 [7. 0]	1, 530 [5. 0]	1, 415 [5. 3]	980 [3. 1]
総数	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]	32, 040 [100. 0]
平均期間	4. 9年	4. 4年	4. 7年	4. 3年

注）総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、［　］構成割合（%）

	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
（父・母・父母の）死亡	663[2. 2]	912[3. 0]	1, 246[4. 7]	3, 070[9. 6]	（父・母の）就労	1, 730[5. 8]	3, 537[11. 6]	2, 968[11. 1]	220[0. 7]
（父・母・父母の）行方不明	1, 279[4. 3]	3, 333[11. 0]	4, 942[18. 5]	9, 100[28. 4]	（父・母の）精神疾患等	3, 697[12. 3]	2, 479[8. 2]	1, 495[5. 6]	1, 760[5. 5]
父母の離婚	872[2. 9]	1, 983[6. 5]	3, 475[13. 0]	6, 720[21. 0]	虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）	11, 377[37. 9]	8, 340[27. 4]	4, 268[16. 0]	2, 890[9. 0]
父母の不和	233[0. 8]	262[0. 9]	429[1. 6]	630[2. 0]	破産等の経済的理由	1, 762[5. 9]	2, 452[8. 1]	939[3. 5]	
（父・母の）拘禁	1, 456[4. 9]	1, 451[4. 8]	1, 083[4. 1]	1, 220[3. 8]	児童問題による監護困難	1, 130[3. 8]	1, 139[3. 7]	1, 662[6. 2]	
（父・母の）入院	1, 304[4. 3]	2, 128[7. 0]	3, 019[11. 3]	4, 090[12. 8]	その他・不詳	4, 476[14. 9]	2, 400[7. 9]	1, 199[4. 5]	2, 340[7. 3]
					総　数	29, 979[100. 0]	30, 416[100. 0]	26, 725[100. 0]	32, 040[100. 0]

都道府県社会的養育推進計画の策定要領＜概要＞（2018年７月６日）

１．今回の計画策定の位置付け

・　「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。

・　その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

２．基本的考え方

・　今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。

・　都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。

・　各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。

・　国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等をとりまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。

・　今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

３．都道府県推進計画の記載事項

（１）都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
（２）当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
（３）市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
（４）各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
（５）里親等への委託の推進に向けた取組
（６）パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
（７）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
（８）一時保護改革に向けた取組
（９）社会的養護自立支援の推進に向けた取組
（10）児童相談所の強化等に向けた取組
（11）留意事項

４．項目ごとの策定要領

（１）都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

・　平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。

・　国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

（２）当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

・　措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。

・　併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

（３）市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

・　子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。

・　子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

・　児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

（４）各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

・　代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

＜代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例＞

子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数

・　算式１・算式２※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※算式１　乳児院に半年以上、児童養護施設に１年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式２　現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

（５）里親等への委託の推進に向けた取組

①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

・　都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。

・　2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

・　里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75％以上、学童期以降50％以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。

・　国においては、「概ね７年以内（３歳未満は概ね５年以内）に乳幼児の里親等委託率75％以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50％以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

　国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

（６）パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

・　特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。

・　子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がいない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。

・　国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用の検討を促していく観点から、概ね５年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

（７）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

・　「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、（４）の算式１及び算式２で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。

・　算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・　代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

・　児童福祉法第３条の２の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。

・　こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。

・　なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも

　・　同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに

　・　地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う

といった工夫を行うこと。

・　既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。

・　小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には４人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね４単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

（８）一時保護改革に向けた取組

・　「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

（９）社会的養護自立支援の推進に向けた取組

・　平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

・　平成28年改正児童福祉法附則第３条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

・　児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(11) 留意事項

・　各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から

①　フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討

②　乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討

③　これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組

④　里親等委託が必要な子ども数の調査　等

について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。

・　なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。

・　全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

子どもの虹情報研修センターの概要
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

1．設置経緯

○　児童相談所での児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成２年度の1,101件であったが、以降毎年増加し、平成11年度には、11,631件まで増加。

○　児童虐待防止法（平成12年法律第82号）の成立。
・　児童虐待防止等のための体制整備や、専門的知識に基づく適切な保護を行う職員の資質の向上等を図るための研修等の措置を講ずることが国及び地方公共団体の責務として規定された。

○　児童虐待防止対策として、児童相談所や児童福祉施設等における専門的援助者の養成、高度専門情報を集約・発信する拠点として横浜市に設置。（国は財政支援を実施。）

○　開設年月日：平成14年4月1日

○　所在地：神奈川県横浜市戸塚区汲沢町983番地

2．事業内容

専門研修	・虐待問題等に携わる職員への研修の企画・実施 ・研修受講者が地域で研修を企画・実施するための教材や情報の提供　　等
専門相談	・児童相談所、児童福祉施設等からの専門相談 ・児童虐待問題等に関する福祉、心理、医療、法律等についての相談　　等
調査研究	・児童福祉施設での臨床研究と連携した研究　　等
情報提供	・児童虐待関連図書等の閲覧や、専門研修映像記録の貸出 ・児童虐待及び非行等の思春期問題に関する情報の収集、提供　　等

3．イメージ図

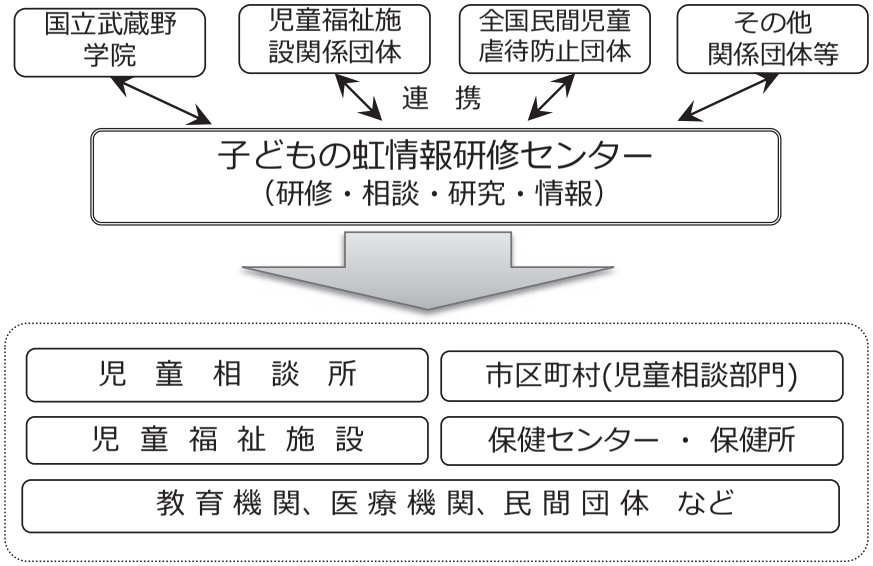

子どもの虹情報研修センターの事業実績

１．専門研修の実績

（１）主な研修内容

【児童相談所関係】

○児童相談所長研修

児童相談所が様々な子どもの問題に対応する中核的機関としての役割を十分果たせるよう、児童虐待への対応をはじめ、児童相談所長として必要な知識・技能を学ぶ。

○児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修

児童福祉司及び相談担当職員を的確に教育・訓練・指導できるよう、児童虐待等に関する知見をはじめ、援助方針、進行管理、機関連携のあり方等児童福祉司スーパーバイザーとして必要な高度な知識・技能を学ぶ。

【市区町村関係】

○市区町村虐待対応指導者研修

市区町村の児童家庭相談の機能、要保護児童対策地域協議会の充実を図るため、市区町村の指導者に対して、児童虐待に関するより専門的な知識・技術・認識等の向上を図り、組織対応をリードする力を養成する。

【児童福祉施設関係】

○児童養護施設職員指導者研修

児童虐待に関する知見を深め、児童養護施設での適切な援助のあり方を検討し、施設における中心的、指導的職員としての資質の向上を図る。

【医療関係】

○児童相談所・児童心理治療施設・医療機関等医師専門研修

児童虐待における意思の役割を検討するとともに、各機関やネットワークにおける中心的、指導的職員としての資質の向上を図る。

【教育関係】

○教育機関・児童福祉関係職員合同研修

学校と児童福祉関係機関が緊密な連携の下に子どもと家族の支援を行うため、親子関係に課題を抱える家族への理解を深めるとともに、学校、市区町村、児童相談所の３者の相互理解を深める。

※子どもの虹情報研修センター研修概要より

（２）実績の推移

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施研修数	29回	26回	28回	27回	25回	25回	25回	25回	21回	22回
参加者数	1,485人	1,559人	1,776人	1,956人	1,876人	1,814人	1,868人	1,828人	1,560人	1,683人

※子どもの虹情報研修センター紀要等より

資料２：子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ　とりまとめ
厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16500.html

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ　とりまとめ

令和３年２月２日

はじめに

児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加し、令和元年度には 19 万 3,780 件に達している。また、市区町村の虐待相談対応件数も年々増加し、平成 30 年度には 12 万 6,246 件に達している。悲惨な虐待死事例も依然として発生しており、平成 30 年度に発生又は表面化した子ども虐待死事例は、心中以外の虐待死事例で 51 例（54 人）、心中による虐待死事例で 13 例（19 人）であった。

このような状況にあって、子ども家庭福祉に関わる専門職の体制を強化するとともに、その資質を向上させていくことは喫緊の課題である。

体制の強化については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年７月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を受けて同年 12 月 18 日に決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、2019 年度から 2022 年度までの４年間で、約 3,000 人の児童福祉司を約 5,000 人体制とすること、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進することなどの対策が進められている。

同時に、資質の向上策については、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書（平成28年３月）以来、「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年８月）、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」（平成30年12月）等の累次にわたって、新たな資格の創設や、人材育成の在り方が検討されてきた。そうした中で、社会福祉主事の児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修（以下「法定研修」と総称する。）が法律で義務づけられ、平成29年度から開始されるなどの対応が図られてきたところである。

こうした中、令和元年６月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「令和元年改正法」という。）附則第７条第３項において、子ども家庭福祉分野のソーシャルワ

ーカーの資格の在り方その他資質の向上策が改めて検討事項とされた。

※　令和元年改正法附則第７条第３項

政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

これらの経緯を踏まえ、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）が設置され、令和元年９月から10回にわたり議論を行った。ワーキンググループでは、子どもの権利や家族の支援を考えたソーシャルワークを展開するためには、子ども家庭福祉分野で支援を行う者の専門性の向上が必要不可欠であるとの認識のもと、子ども家庭福祉分野の資格の在り方、研修・人材養成の在り方、人事制度・キャリアパスの在り方について、目指すべき方向性を議論し整理した。

今後、とりまとめに沿って、制度的な対応も含め、国において速やかに必要な措置を講じるべきである。

１．基本的な考え方

子ども家庭福祉は子どもの命や暮らし、将来の生き方に大きな影響を与えるものであり、その担い手となる専門職の資質の向上は喫緊の課題である。

虐待相談対応件数が年々増加する中で、児童福祉司や児童心理司の増員が図られているが、児童福祉司は令和２年４月１日現在で51%が勤続３年未満であるなど経験が浅い職員が多くなっており、これらの職員を定着させていくとともに、専門職として必要な知識、技術及び態度を身につけていくことが急がれる。また、子ども家庭福祉を地域社会の中で展開していく流れの中にあって、市区町村でソーシャルワークを担う職員についても同様に専門性を担保していく必要がある。さらに、児童養護施設や乳児院等の民間機関においても、地域における子育て支援や里親支援など、子ども家庭全体を対象としたソーシャルワークの機能が重要になっている。

このように、子ども家庭福祉分野で働く専門職全般を通じて、子どもの権利擁護や家族の支援のためのソーシャルワークを展開していく必要があり、こうした能力を含めた人材の資質の向上が求められている。

まず、これまでも人材の資質向上のために研修の充実などに取り組んできたところであるが、研修を修了するだけでは専門的な知識・技術や専門家としての態度を養成するには不十分であり、また有している専門性が客観的に明らかにならず、専門職としてのキャリアパスも構築しにくいといった限界がある。このため、中長期的な資質向上を見据え、専門性を客観的に評価し担保できる仕組みとして資格の創設を検討すべきである。

そのうえで、人材の資質の向上は喫緊の課題であるため、着手できることから早急に取り組むべきであり、研修をはじめとする人材養成の仕組みを充実させていくことが必要である。

加えて、児童相談所や市区町村の職員は公務員であり、異動があるために専門性の積み上げが難しい面があることから、公務員制度の中で組織として専門性が蓄積できる人事制度・キャリアパスの在り方についても、資格制度や研修等の充実とあわせて検討していく必要がある。

資格制度、研修・人材養成及び人事制度・キャリアパスは、それぞれ相互に密接に関連した論点であり、今後、どのような形で連動させることが考えられるかという観点から、総合的に検討すべきである。

2．子ども家庭福祉の資格の在り方

（1）資格創設の考え方

子ども家庭福祉分野は、子どもの発達状況や支援する世帯全体の状況といった複雑で複合的な課題への対応が求められる分野である。こうした特性に鑑み、子ども家庭福祉分野に従事する職員は、専門的かつ幅広い視点で家庭や社会に働きかけるための基盤となる知識や、専門的な知識・技術及び態度を身につけることが不可欠である。

ここで、子ども家庭福祉分野独特の専門性としては、子どもは自ら意見表明することが難しい存在であることを踏まえた権利擁護、子どもの発達を捉える視点、子どもの自立を見通す視点、家庭全体を見据えた虐待予防の視点、親子の分離などの権利制限を伴う介入的ソーシャルワーク、家庭裁判所をはじめとした少年保護機関等との連携、家庭や学校など子どもを中心とした環境に働きかけるソーシャルワーク、里親の養成や里親家庭への支援といった要素がある。それにもかかわらず、例えば、児童福祉司の

任用要件の一つである社会福祉士の養成課程においては、それらの要素の内容が少なく、児童福祉司に任用された段階で専門性の担保が不十分であるなど、それらを十分に担保できる状況にない。

このため、子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を有することを客観的に評価し、専門性を共通に担保できる仕組みとして資格の創設を検討すべきである。

なお、

・大学等の養成校では、子どもに特化した科目は少なくても、社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程全体を通して子ども家庭福祉分野にも応用できるソーシャルワークの基礎を学ぶことができ、また、国家資格の養成課程以外の科目を含む教育課程の全体を通して子どものことも学べるようにしている

・子どもに特化して学ぶのみでなく、家庭や社会に関する内容を幅広く学ぶことが重要である

との意見があった。

加えて、単に資格を創設すれば必要十分な専門性が担保されるものではなく、任用後の研修・実習等を通じて支援の現場で通用する技術や態度を継続的に養成していくことや、有資格者への適切な評価を通じて専門職のキャリアアップに活かせる仕組みとしていくことなど、各施策を資質向上策の全体像の中に位置付け、連動させていくことが重要である。

（２）資格の対象、建て付け

資格は、児童相談所の児童福祉司や市区町村、民間機関等を含めた子ども家庭福祉全体のものとし、既存のソーシャルワークに関する共通科目や資格を基礎として、更に子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術及び態度の修得を求めることが考えられる。

こうした認識のもとに資格を創設することとした場合、その建て付けとして、

「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」

とすることや、

「既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士等）を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程を修了した者に付与される資格」

とすることが考えられる。

前者については、

・社会福祉士との共通の科目を履修したうえで子ども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを手厚く学ぶことができるため、高度な専門性を身につけるためにはより適当である
・精神保健福祉士の専門科目と同程度かそれ以上のコマ数が必要であり、精神保健福祉士と並列の形とすることが適当である

との意見があった一方で、

・ソーシャルワークの専門資格は統合に向かうべきという議論があるなかで、これ以上資格を分断させるべきではない
・令和３年度より社会福祉士養成課程の見直し（実習科目の拡充等）も予定される中で、社会福祉士、精神保健福祉士に並ぶ３つ目の選択肢として大学のカリキュラムに位置付けた場合、子ども家庭福祉を専攻する学生が確保できるのかどうか懸念がある

との意見があった。

また、

・社会福祉士と精神保健福祉士のカリキュラムの違いに応じて、子ども家庭福祉分野の共通科目として認められる範囲には違いが生じうることに留意が必要である

との意見があった。

後者については、

・支援の対象となる事例には非常に多様性があり、個人や家庭が抱える様々な問題や多様な支援方法に関する知見が子ども家庭福祉分野の相談援助業務には不可欠であることから、社会福祉士等の既存の専門資格を活用し、基盤とすることが適当である
・多くの学校等が養成に対応できるようにするためには、社会福祉士や精神保健福祉士の養成をしている学校において、関心が高い学生が課程を上乗せして学ぶことが適当である

との意見があった一方で、

・仮にスクールソーシャルワーカーの養成課程の認定事業に類似する仕組みにするのであれば、子ども家庭福祉分野の複雑性に対応するには不十分なカリキュラムとなりかねず、十分なコマ数を確保しようとすれば大学院で養成する形にせざるを得ない
・一旦社会福祉士資格を取らないと子ども家庭福祉の資格取得に進めないというのはハードルが高い
・社会福祉士等の養成課程を修了することを要件とし、それらの資格の国家試験合格までは求めない形もあり得る

との意見があった。

その他の建て付けとして、

・大学等の養成課程を修了することに加え、採用された後に現場で長期の実習課程を修了することではじめて取得できる資格とするべきである

との意見があった。

このほか、

・志望する学生を確保するうえでは大学４年間の中で社会福祉士等と併せて取得できることが望ましい

といった意見や、

・児童相談所等の現任者が実務経験を評価されて取得できる仕組みにすべきである

との意見があった。

資格制度をどのような建て付けとするかについては上記のとおり様々な意見があり、また、後述する養成課程や養成ルートによって様々な組み合わせも考えられることから、求める専門性の程度や養成する規模などの観点から、引き続き検討していくべきである。

（３）資格の付与方法

資格の付与方法としては、例えば、

「試験を実施して合格者に資格を付与する方法」

「特定の教育課程を認定し、当該課程を修了した者に資格を付与する方法」

などが考えられる。

また、国家資格にすべきか認定資格にすべきかという点については、

・国家資格は認定資格と重みが違い、専門家としてのアイデンティティを確立しやすくなるとともに、客観性が強いためインセンティブを設定しやすくなる
・社会的評価や所属機関でのステータスを保てるような国家資格が良い
・公務員の応募要件とするには国家資格が必要であり、認定資格ではそれが困難である

との意見があった。

一方で、

・社会福祉士等の養成課程に上乗せして子ども家庭福祉関係の課程を修了した人が資格を取得する建付けとした場合、認定資格とするのが現実的ではないか

との意見があった。

なお、

・まずは認定資格を創設することからはじめ、それが定着した後に国家資格に移行していくことも考えられる

との意見があった。

いずれにしても、既存の資格の例を見れば、資格の付与方法は（２）で述べた資格の建て付けとも一定程度連動するため、資格制度の全体像を検討する中で引き続き検討していくべきである。

このほか資格の付与方法に関しては、

・試験や認定を行う主体をどうするか（国・都道府県・民間団体等）
・試験や認定を実際に行う実施機関をどうするか
・更新制（最新の情報にアップデートする仕組み）を導入すべきである との意見についてどう考えるか

といった論点があり、制度の具体化に当たってあわせて検討していくべきである。

（４）養成課程・養成ルート

資格を取得するための養成機関は、大学の学部、大学院、専門学校等が考えられるが、子ども家庭福祉分野で働く者の学歴・経歴の多様性に鑑みて、少なくとも４年制大学の課程を経れば取得可能な仕組みとしつつ、その他にも複数の養成ルートを設けるべきである。特に、児童福祉司を急激に増やしていかなければならない現状を考慮すれば、採用後においても資格を取得できる社会人ルートも設けるべきである。

また、資格制度創設時に現に児童福祉司等として働いている者が円滑に資格を取得できるような経過措置も検討すべきである。

資格の養成課程・養成ルートをどのように設計するかは、資格の建て付けや付与方法と一定程度連動するため、資格制度の全体像を検討する中で引き続き検討していくべきである。

（５）任用・配置

有資格者については、まずは虐待相談対応に従事する児童相談所と市区町村への任用を進めていくべきである。同時に、児童福祉施設等の民間機関が地域における子育て支援や里親支援といったソーシャルワークを展開する重要性が増していることから、施設のファミリーソーシャルワーカー、フォスタリング機関の職員など、広く民間機関においても有資格者が活躍できる仕組みとしていくべきである。

その上で具体的な任用要件については、

・任用要件を有資格者に限るなどの縛りが強いと、児童相談所や市区町村、

民間機関の人材確保が難しくなるため、入口はできるだけ広げておくべきである

との意見があった一方で、

・自治体の人事や採用の在り方を変えていくためにも、一定数の有資格者を任用しなければならないこととしたり、任用の努力義務を課したりするなど、一定の縛りをかけることが必要である

との意見もあった。

上記のとおり様々な意見があったが、児童相談所や市区町村、民間機関等の現場の人材確保に支障が生じないよう、資格を任用要件の一つとして位置付けることからはじめ、将来的に有資格者の任用を増やしていく方向とすべきであり、そのためのインセンティブや将来的な法的な位置づけについて検討すべきである。

（６）スーパーバイザー等

児童相談所や市区町村が組織として継続的に専門性を高めていくためには、スーパーバイザーや要保護児童対策地域協議会の核となる職員（以下「スーパーバイザー等」という。）の資質を向上させ、初任者等への指導教育の質を担保していく必要がある。

児童相談所では児童福祉司の大幅な増員に伴いスーパーバイザーについても大幅な増員が必要となっており、業務多忙な中でも研修に派遣するなどスーパーバイザー確保のために努力がされているところであるが、勤続年数の短い職員がスーパーバイザーに就いているなど、質が十分に担保されていない場合もある。スーパーバイザーの養成については、自治体が責任をもって取り組むことが重要であり、国はそのための支援策を講じるべきである。

スーパーバイザー等には困難なケースに対応できる能力や指導教育の能力が必要であり、基礎資格とは別途、スーパーバイズ等の指導的役割を担う者の能力を客観的に評価する仕組みが必要である。

このため、例えば、採用後に講習、虐待・非行・障害等の一通りの実務経験を経て、スーパーバイズ等の訓練を受けた者にケースレポート等を課し、適正な審査を受けさせることが考えられる。これについては、誰が審査するのか、審査の基準をどうするのか、審査をどのように標準化していくのかといった点を含めてさらに検討していくべきである。

このような形でスーパーバイザー等の資質を客観的に評価し担保することで、児童相談所の組織内でも評価されるとともに、市区町村など組

織を超えたところでも認められ、新たな役職が得られたり、ステップアップにつながったりするものとするべきである。

３．研修・人材養成の在り方

（１）基本的な考え方

人材の資質の向上は喫緊の課題であり、資格制度を創設して実際に養成され現場に定着するまでには相応の年数を要することも踏まえれば、早期に取り組める資質向上策として、研修・人材養成を充実させる必要がある。

その際、法定研修が平成 29 年度から開始されたこと、令和元年改正法により令和４年４月からスーパーバイザー研修が現行の任用後から任用前に変更されることなど、昨今の制度改正が実施されて間もないことを踏まえ、短期的に取り組むものと中・長期を見据えて検討を続けていくべきものを分けて整理していくべきである。

また、児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターなどの民間機関においても、多機関との連携による入所児童への支援、入所児童の家庭復帰のための家族支援、里親のリクルート・マッチング・委託後の支援、市町村の子育て支援事業の実施などのソーシャルワークを展開していくことが必要であることから、職員がそれらのスキルを身に付けるための研修・人材養成の在り方を検討していくべきである。

（２）現行の研修制度

現行の法定研修は知識偏重になっており、ＯＪＴや、事例を用いた演習等により、面接やニーズ把握等の実践的な訓練を充実させる必要がある。その際には、経験を振り返って省察すること、実践能力のうち不足しがちな面接・ニーズ把握・調査・アセスメントの能力を高めることを意識した訓練が必要である。

また、ソーシャルワークにおいては常に子どもの権利を意識しなくてはならないが、現状はその認識が弱いため、子どもの権利擁護の観点を充実させることも求められる。

以上は研修全般にわたる共通事項であるが、さらに職種に応じて、以下のことを考慮して研修内容の充実を検討していくべきである。

①児童福祉司

児童福祉司の任用後の到達目標を達成するためには、任用後に実務研修を積んでいくことは必須である。

また、アセスメント、子どもや家庭への支援、ケースマネジメントに加え、立入調査や職権一時保護、28 条申立て、親権停止申立て等の権限行使をどこの児童相談所でも最低限有効に活用することが求められており、研修において、そのようなケースを経験でき、ノウハウを持っている自治体で実務を体験する仕組みが必要である。

さらに、児童福祉司をはじめとする児童相談所の職員が、市区町村の現場を経験して、市区町村における子どもや家庭に対する支援について理解しておくことも、市区町村との連携や支援のためには重要である。

②スーパーバイザー

まず、スーパーバイザー研修等において、経験の少ない人がスーパーバイザーになっていることは問題であり、児童福祉法で定められたおおむね５年以上の実務経験を確実に求めていくべきである。他方で、単に勤続年数さえ満たしていれば能力が担保されるわけではないことから、まずは令和４年４月から施行される任用前研修において適切な修了要件を設定し、スーパーバイザーとしての能力を確認できるようにすべきである。

その上で、スーパーバイザーの能力の均てん化が図られるよう、地方自治体間での人事交流の仕組み等も含めて、アセスメント、ケースマネジメント、立入調査や職権一時保護、28 条申立て、親権停止申立て等の権限行使、関係機関との連携、保護者との間の関係の修復や家族再統合に向けた支援等を的確に指導できるように、研修の機会を確保していく必要がある。

③児童相談所長

児童相談所長は、施設入所・里親委託の措置権限、一時保護等の決定権限や親権代行の権限を有するなど重責を担う存在であり、適切な判断を下すことや、関係機関との連携・調整を行うことが求められる。このため、十分な児童相談所の実務経験とともに、組織マネジメントやリスク管理、施策を提言していく行政能力等が必要であり、そのための知識や知見等を強化する必要がある。例えば組織マネジメントについては、スーパーバイズ体制の整備や研修計画の策定などを通じて組織として若手を育成できる体制を構築することや、変化する問題に対応して必要となる人材を確保するなどの能力が必要である。

④市区町村職員等

子どもの福祉を確保するためには、基礎自治体である市区町村職員のソーシャルワークの能力を高めていく必要がある。市区町村には親子分離の

権限はないが、身近な場所で子どもや保護者に寄り添いながら、妊娠期から青年期に至るまで、また、早期から粘り強く継続的に支援・指導を行う役割や、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との調整などのマネジメントを行う役割が期待されている。このため、市区町村職員は研修等を通じて必要な支援・指導の能力を身に付ける必要がある。

その上で、子ども家庭福祉分野における行政の支援を総合的に学び、児童相談所と連携した支援を展開するため、援助方針会議の傍聴や児童相談所と市区町村の間でのケース検討会議等を活用して児童相談所の現場を理解しておくことも重要である。

市区町村で指導的役割を担う者についても、児童相談所だけで経験を積めば良いものではなく、本来の市区町村における子どもや家庭に対する支援に関する指導・教育ができる人材を育てる観点が重要である。そのため、子ども家庭総合支援拠点に指導的役割を担う者を配置することや、外部からそれに相当する者を派遣する仕組みについても検討していくべきである。

以上の観点から研修内容の充実を図っていく必要があるが、現行の法定研修は開始して間もなく、修了者が必ずしも到達目標を達成できていないとの指摘もある。また、座学偏重になっていて実践的な訓練の機会に乏しいとの指摘もある。

このため、まずは法定研修において、適切に到達目標を達成できるようにすることが重要であり、講師の質を高めるとともに、現行の枠組みのもとで、効果的に研修を行うための手法等を更に検討していくべきである。

また、実践的な研修の機会を拡充するためには、法定研修のほかにも、子どもの虹情報研修センターや西日本子ども研修センターあかしが担っている研修を充実させることが必要である。例えば、事例検討を中心とした研修の機会を拡充するなどの対策を講じるべきである。

さらに、職員が専門性を高める方策の一つとして、研修の受講履歴や到達度を記録でき、セルフチェックに役立てられるような仕組みも効果的であると考えられる。

加えて、個人的経験・ノウハウを組織で共有・継続させるために、対応ケースの記録を組織内で共有し、資料の蓄積と活用に取り組むことも重要である。

（３）有資格者等に対する研修制度

資格制度が創設された場合には、新任の児童福祉司やスーパーバイザー

については、現在と比較して一定以上の知識、技術や専門家としての態度を備えていることが見込まれる。このため、将来的にはそうした有資格者等に対して研修を行う観点から、研修カリキュラムや到達目標を見直していく必要があり、例えば資格取得後の実務経験システム（インターンシップ）なども含めて検討していくべきである。具体的には、創設される基礎資格の保有者やスーパーバイザーの身に付けている能力などを考慮して研修が補うべき点を精査していく必要があることから、資格制度の検討と併せて総合的に検討していくべきである。

（４）研修の実施体制

座学で行う知識や基本的な事項の学びなど、効率化できる研修等については、オンライン研修、ｅ-ラーニング等のＩＣＴの活用を進めていくべきである。このため、子どもの虹情報研修センターや西日本子ども研修センターあかしによる研修も含め、環境整備を図るべきである。一方、技術や理念等を伝えるためには、対面で実施することがより効果的な場合もあることにも留意すべきである。

実践的な研修を今後強化していくうえでは、研修講師を担える人材を養成していくことが必要であり、大学や大学院で実践的なトレーニングや研究ができるような学び直しの機会も確保していく必要がある。また、研修の実施に当たっては、民間の人材養成機関や大学、学会、専門職団体、福祉職退職者の活用も考えられる。さらには、スーパーバイザーが多忙であるために新人の現場経験のフォローができない状況もあることから、大学や民間団体、児童相談所ＯＢ・ＯＧをアドバイザーとして活用する取組も必要であり、そうしたアドバイザーの登録、派遣調整を研修施設が行うなどの仕組みを整備するべきである。

また、28 条申立てや親権停止等の法的な対応の経験等については、地方自治体によって経験できる件数に差があるため、そのような対応が多い地方自治体へ職員を派遣する仕組みも整備するべきである。

さらに、法定研修のみならず、職員が所属機関の内外で行う自主的な研修・研究活動も重要であり、児童相談所等は、職員がそうした活動を継続できるよう、支援していくべきである。

このほか、児童相談所等の現場において養成校等の実習生を受け入れることは、自らの業務の見直しを行うきっかけとなる意味もあり、業務量も勘案しつつ計画的・積極的な受け入れを進めていくべきである。

４．人事制度・キャリアパスの在り方

（1）基本的な考え方

児童相談所や市区町村の職員が、ソーシャルワークの専門職として専門性の積み上げができるような人事制度・キャリアパスとしていく必要がある。その際、自治体間や民間機関との間の人材交流なども取り入れていく必要がある。国としても、人口規模などの自治体の実情を踏まえつつ、採用や研修の在り方について一定のモデルを提示するなど、自治体の取組が促進されるような対策をとるべきである。

（2）採用

専門性を有する職員を確保していくうえでは、地方自治体の特性を踏まえつつ福祉専門職採用を定着させるとともに、その専門性を生かしていけるような人事システムとしていく必要がある。また、子ども家庭福祉の資格が創設された場合には、その資格を有する者の採用を促進していくべきである。

このことは、児童相談所はもちろんのこと、住民に最も身近な立場でサービスを提供する基礎自治体である市区町村においても同様であり、市区町村でも福祉専門職の採用を進めるべきである。

この点、福祉専門職採用については、

・小規模の自治体では福祉専門職採用が難しいのではないか

といった意見や、

・福祉専門職で採用されても一般行政事務を経験し公務員としての一般的な知識を持つことは意味があるのではないか

との意見もあった。

こうした地域の実情を踏まえる必要はあるものの、国においては、福祉専門職採用の好事例を周知するなど、自治体の取組が促進されるような対策を講じるべきである。

また、特に市区町村で相談業務を担う職員は非常勤が多く、継続的なキャリアアップのためには常勤化を推進する必要がある。

（3）人事・キャリアパス

①総論

職員の意欲を向上させるためにはキャリアパスが明確になっていることが必要であり、採用する自治体等において、職務に応じて必要となる能力や業務経験等の見える化を行っていくべきである。

専門性の向上のためには、自治体ごとに人材養成のためのビジョンを持つこと、それを踏まえて計画的に取り組むことが重要である。例えば、様々な場所や分野でのソーシャルワークの経験を積む機会を設けることが重要であり、児童相談所、都道府県、市区町村の間で人事交流等を行っていくべきである。特に、児童福祉司は実践経験が重要であり、地方の職員は様々なケースを扱う都市部で経験ができるなどの取組を行うべきである。

また、資格制度が創設された場合には、児童相談所等の現任者が資格を取得しやすい職場環境を整備するとともに、資格を保有する専門職としてのキャリアパスの構築も検討していくべきである。

さらに、児童養護施設や乳児院をはじめ他分野を含む民間の施設、児童家庭支援センター、フォスタリング機関、スクールソーシャルワーカー等とも人材の交流を進めていくべきであり、例えばケース検討会議の共同実施、民間機関での実地研修などを進めていくべきである。同時に、民間機関のソーシャルワーカーが児童相談所や市区町村でソーシャルワークの経験を積むことができる機会を確保していくことも重要である。なお、児童相談所において実地研修を行う場合には、児童福祉司として任用されている身分であるかどうかで実施できる業務に違いが生じることに留意が必要である。

その上で最終的には資格制度とも連動する形で、必ずしも公務員として定年まで勤めるだけではなく、専門職として他の自治体に移ったり民間機関に移ったりできる環境を整備していくべきである。

これらの取組を進めるうえで、人口規模の小さい自治体が専門性を備えた人材を確保・養成するのは難しい事情もあることから、自治体において広域の人事交流のルートを整備したり、研修機関が自治体等からの要請に応じて専門人材の確保を支援する仕組みを整備したりするなどの措置を講じるべきである。

②スーパーバイザー等

児童相談所や市区町村におけるスーパーバイザー等には、指導・教育を適切に行えるよう、アセスメント、ケースマネジメント、立入調査や職権一時保護、28 条申立て、親権停止等の権限行使、関係機関との連携、保護者との間の関係の修復や家族再統合に向けた支援等についての経験を十分に積んだ者が就く必要がある。このため、資質を客観的に評価し担保する仕組みを整備して透明性を高めたうえで、こうした児童相談所や市区町村の中核を担う人材が定着していくようなインセンティブについて検討していくべきである。併せて、公募制の導入についても検討すべきである。

また、スーパーバイザー等への任用と公務員の役職がリンクしていることが多いために、経験がある者が任用されない場合や経験がないのに役職によりスーパーバイザーに任用される場合もあることから、自治体としては任用と役職を切り離す運用も検討していくべきである。

③児童相談所長等

児童相談所長等の幹部は、十分な児童相談所の実務経験とともに、組織マネジメントやリスク管理、関係機関との連携や施策提言も含めた能力等が必要である。現在、児童相談所長の任用要件は、医師、大学で心理学を専攻した者、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の専門職のほか、児童福祉司として２年以上勤務した者等であるが、十分な能力を担保する観点から任用要件の在り方について検討していくべきである。この点については、例えば、

・弁護士や保健師などの専門職を任用できるようにすることが考えられるのではないか

との意見があった。

また、児童相談所長が１年や２年で頻繁に交代することにより十分な能力が担保されないといったこともあるため、任用にあたって留意すべきである。

なお、児童相談所長にその全てを求めるのは難しい場合もあるため、所長を支える立場の者に、実務経験や必要な能力等を持つ者を置くことも推進すべきである。

おわりに

虐待相談対応件数の増加に見られるように、子どもを取り巻く環境が厳しさを増す中で、子どもの権利を守り、地域で家族を支えていくためのソーシャルワークが展開されることは喫緊の課題である。本とりまとめはそうした認識のもと、子ども家庭福祉分野で支援を行う者の資質の向上策について、早期に取り組むべきこと、中長期を見据えて制度設計すべきことを整理し提言するものである。

今後、本とりまとめで検討が必要であるとした事項について政府において検討を進め、社会的養育専門委員会の場においてさらに議論を深めたうえで、制度的な対応も含めた必要な措置が講じられるよう望む。

子ども家庭福祉の資格について（粗いイメージ）

（参考資料）

社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格

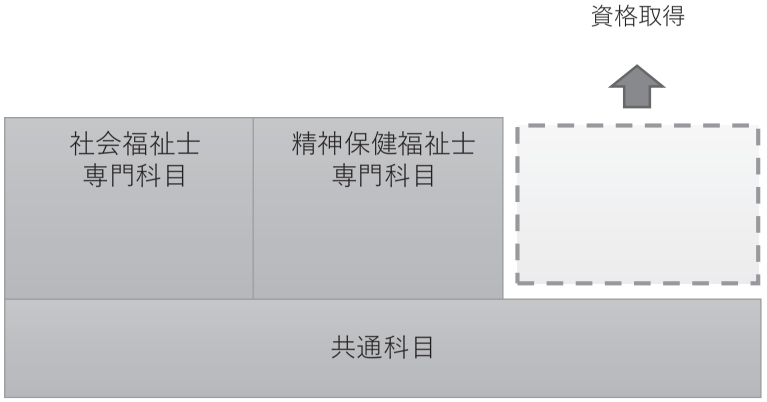

既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士等）を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程を修了した者に付与される資格

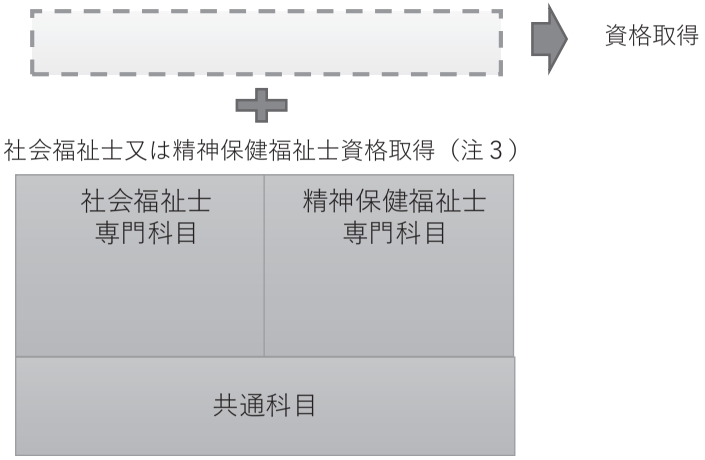

（注１）上図は４年制の福祉系大学等で指定の科目を履修するルートを表したもの。実際には、修業年限や大学等での履修科目の違いに応じて、卒業後に一定期間の実務経験を必須としたり、養成施設での就学を必須とするなど、様々なルートが考えられる。
（注２）資格取得の方法としては、試験に合格する、認定された教育課程を修了する、などが考えられる。
（注３）社会福祉士又は精神保健福祉士の養成課程を修了することを要件とし、それらの資格の国家試験合格までは要件としない形も考えられる。
（注４）このほか、大学等の養成課程を修了することに加え、採用された後に現場で長期の実習課程を修了することではじめて取得できる資格とすべきとの意見があった。

資料３：教職課程コアカリキュラム（一部抜粋）
文部科学省ＨＰ
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/houkoku/1398442.htm

教職課程コアカリキュラム

平成２９年１１月１７日

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会

教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

全体目標：

教育相談は、幼児、児童及び生徒が自己理解を深めたり好ましい人間関係を築いたりしながら、集団の中で適応的に生活する力を育み、個性の伸長や人格の成長を支援する教育活動である。
幼児、児童及び生徒の発達の状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎的知識（カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を含む）を身に付ける。

（1）教育相談の意義と理論

一般目標：

学校における教育相談の意義と理論を理解する。

到達目標：

1）学校における教育相談の意義と課題を理解している。

2）教育相談に関わる心理学の基礎的な理論・概念を理解している。

（2）教育相談の方法

一般目標：

教育相談を進める際に必要な基礎的知識（カウンセリングに関する基礎的事柄を含む）を理解する。

到達目標：

1）幼児、児童及び生徒の不適応や問題行動の意味並びに幼児、児童及び生徒の発するシグナルに気づき把握する方法を理解している。

2）学校教育におけるカウンセリングマインドの必要性を理解している。

3）受容・傾聴・共感的理解等のカウンセリングの基礎的な姿勢や技法を理解している。

（3）教育相談の展開

一般目標：

教育相談の具体的な進め方やそのポイント、組織的な取組みや連携の必要性を理解する。

到達目標：

1）職種や校務分掌に応じて、幼児、児童及び生徒並びに保護者に対する教育相談を行う際の目標の立て方や進め方を例示することができる。

2）いじめ、不登校・不登園、虐待、非行等の課題に対する、幼児、児童及び生徒の発達段階や発達課題に応じた教育相談の進め方を理解している。

3）教育相談の計画の作成や必要な校内体制の整備など、組織的な取組みの必要性を理解している。

4）地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性を理解している。

２．記事

（１）記事１：　「司法試験の「抜け道」鮮明に：予備試験通過者の合格率 89%」

法務省によれば 2020 年の司法試験では、法科大学院を修了せず例外的に受験資格を得られる「予備試験」通過者の合格率が 89.4%と過去最高で、法科大学院修了生の合格率 32.7%を大幅に上回った。経済的事情などで法科大学院に進学できない人向けに設けられた「予備試験」の制度が、学費や時間の負担が軽くなる「抜け道」になっている実態が鮮明になった。

（朝日デジタル 2021 年 1 月 21 日記事より内容略記）

（２）記事２：　「医学・歯学部生も医療行為 OK に：厚労省が法改正へ」

現在、医師・歯科医師の養成課程では、専門教育(5-6 年生)において見学中心のため実際に診療に参加して医療行為を学ぶ実習が十分に行われていないことが課題となっている。そのため厚生労働省は、医師や歯科医師の養成に向けた新たな仕組みを整える方針（具体的には免許をもたない医学部・歯学部の学生が患者に医療行為をできるようにする）を固めた。

（朝日デジタル 2020 年 5 月 27 日記事より内容略記）

（３）記事３：　「教員免職歴、閲覧 40 年に：3 年から延長、わいせつ被害の防止策」

文部科学省によると、2018 年度に公立小中高校などで懲戒免職された教員は 231 人、その理由がわいせつ行為などは 163 人でいずれも過去最高だった。このような児童生徒にわいせつ行為をした教員については、文部科学省が懲戒免職とするよう各教育委員会を指導してきた。また、こうした教員については名前や失効年月日などが官報に掲載される。ただし、懲戒免職で失った免許は 3 年後に再取得できるため、別な地域で再び教員になってわいせつ行為をするケースが問題になっていた。2018 年から文部科学省は、処分歴が閲覧できる「官報情報検索ツール」を作成して、都道府県教育委員会などに採用業務の参考資料として提供している。こうした問題を防ぐために、この度この閲覧期間を現行の 3 年から 40 年に延長することが発表された。

（朝日デジタル 2020 年 9 月 27 日記事より内容略記）

（４）記事４：　「会計士 45 人、研修不正か：あずさ監査法人、懲戒検討　オンライン、受講偽った疑い」

現在公認会計士は、「継続的専門研修」を直近 3 年で 120 単位以上、年 20 単位以上取得することが法律で義務付けられている。これについてあずさ監査法人は、所属する公認会計士 45 人が、2 つの講義を同時に受講するなどオンライン研修を不正に受講していた可能性があると発表した。あずさ監査法人は、理事長ら役員の報酬をカットする方針を決め、会計士については減給などの懲戒処分を検討中。

（朝日デジタル 2020 年 9 月 8 日記事より内容略記）

なお、後日続報として以下が報じられた。

「あずさ監査法人、会員権停止処分：不正受講問題で 1 ヶ月、会計士協会」

（朝日デジタル 2021 年 3 月 10 日記事）

（注記：討論会当日は上記の記事を回覧したが、ここでは内容略記に止める。）

参考資料１：医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について
医道審議会医道分科会
https://www.idoushin-support.jp/process/shingikai/shingikai3.html

平成１４年１２月１３日
医道審議会医道分科会

平成２４年３月　４日改正
平成２７年９月３０日改正
平成２９年９月２１日改正
平成３１年１月３０日改正

医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について

（はじめに）

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づいて行われるものであり、医師、歯科医師その他の医療の担い手は、医療を受ける者に対し良質かつ適切な医療を行うよう努めるべき責務がある。

また、医師、歯科医師は、医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務としている。

医師法第７条第２項及び歯科医師法第７条第２項に規定する行政処分については、医師、歯科医師が相対的欠格事由に該当する場合又は医師、歯科医師としての品位を損するような行為があった場合に、医道の観点からその適性等を問い、厚生労働大臣はその免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止、若しくは戒告を命ずるものである。

医師、歯科医師免許の取消又は業務の停止若しくは戒告の決定については、基本的には、その事案の重大性、医師、歯科医師として求められる倫理上の観点や国民に与える影響等に応じて個別に判断されるべきものであり、かつ、公正に行われなければならない。

また、より公正な規範を確立する要請に基づき、一定の考え方を基本としつつ処分内容を審議することが重要である。

このため、今後、当分科会が行政処分に関する意見を決定するにあたっては、次の「行政処分の考え方」を参考としつつ、医師、歯科医師として求められる品位や適格性、事案の重大性、国民に与える影響等を勘案して審議していくこととする。

この「行政処分の考え方」については、行政処分における処分内容が社会情勢・通念等により変化しうるべきものであると考えるため、必要に応じて、当分科会の議論を経ながら見直しを図っていくものとする。

なお、行政処分は、医師、歯科医師の職業倫理、医の倫理、医道の昂揚の一翼を担うものでもあり、国民の健康な生活の確保を図っていくためにも厳正なる対処が必要と考えている。

国民の医療に対する信頼確保に資するため、刑事事件とならなかった医療過誤についても、医療を提供する体制や行為時点における医療の水準などに照らして、明白な注意義務違反が認められる場合などについては、処分の対象として取り扱うものとし、具体的な運用方法やその改善方策について、今後早急に検討を加えることとする。

行政処分の考え方

（基本的考え方）

医師、歯科医師の行政処分は、公正、公平に行われなければならないことから、処分対象となるに至った行為の事実、経緯、過ちの軽重等を正確に判断する必要がある。そのため、処分内容の決定にあたっては、司法における刑事処分の量刑や刑の執行が猶予されたか否かといった判決内容を参考にすることを基本とし、その上で、医師、歯科医師に求められる倫理に反する行為と判断される場合は、これを考慮して厳しく判断することとする。

医師、歯科医師に求められる職業倫理に反する行為については、基本的には、以下のように考える。

① まず、医療提供上中心的な立場を担うべきことを期待される医師、歯科医師が、その業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為については、国民の医療に対する信用を失墜するものであり、厳正な対処が求められる。その義務には、応招義務や診療録に真実を記載する義務など、医師、歯科医師の職業倫理として遵守することが当然に求められている義務を含む。

② 次に、医師や歯科医師が、医療を提供する機会を利用したり、医師、歯科医師としての身分を利用して行った行為についても、同様の考え方から処分の対象となる。

③ また、医師、歯科医師は、患者の生命・身体を直接預かる資格であることから、業務以外の場面においても、他人の生命・身体を軽んずる行為をした場合には、厳正な処分の対象となる。

④ さらに、我が国において医業、歯科医業が非営利の事業と位置付けられていることにかんがみ、医業、歯科医業を行うに当たり自己の利潤を不正に追求する行為をなした場合については、厳正な処分の対象となるものである。また、医師、歯科医師の免許は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療を担い得る者として与えられるものであることから、経済的利益を求めて不正行為が行われたときには、業務との直接の関係を有しない場合であっても、当然に処分の対象となるものである。

⑤ なお、医事に関し犯罪を行った者については、罰金以上の刑に処せられ、その刑の言渡しが効力を失った後であっても、医師法第４条第４号又は歯科医師法第４条第４号に規定する事由に該当するものとして、当然に処分の対象となるものである。

（事案別考え方）

１）**医師法、歯科医師法違反**（無資格医業、無資格歯科医業の共犯、無診察治療等）

医療は国民の健康に直結する極めて重要なものであることから、医師法、歯科医師法において、医師、歯科医師の資格・業務を定め、医師、歯科医師以外の者が医業、歯科医業を行うことを禁止し、その罰則規定は、国民保健に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが国民の健康な生活を確保する任務を負うべき医師、歯科医師自らが、医師法又は歯科医師法に違反する行為は、その責務を怠った犯罪として、重い処分とする。

２）**保健師助産師看護師法等その他の身分法違反**（無資格者の関係業務の共犯等）

医療関係職種の身分法は、医師、歯科医師の補助者として医療に従事する者の資格・業務について規定した法律である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、医療において指導的な立場にある医師、歯科医師自らが、医療に関する基本的な法令に違反する行為は、医師、歯科医師が当然に果たすべき義務を怠った犯罪として、医師法、歯科医師法違反と同様に、重い処分とする。

３）**医療法違反**（無許可開設の共犯等）

医療法は、病院等の開設及び管理等に関し必要な事項を定めることにより、医療を受ける者の利益の保護を図り、国民の健康の保持に寄与することを目的としている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師自らが、同法令に違反することは、基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらす行為であることから、重い処分とする。

４）**薬事法違反**（医薬品の無許可販売又はその共犯等）

薬事法は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に必要な措置等を講じることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師自らが、同法令に違反することは、基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらす行為であることから、重い処分とする。

5）**麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反**（麻薬、向精神薬、覚せい剤及び大麻の不法譲渡、不法譲受、不法所持、自己施用等）

麻薬、覚醒剤等に関する犯罪に対する司法処分は、一般的には懲役刑となる場合が多く、その量刑は、不法譲渡した場合や不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定され、累犯者については、更に重い処分となっている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師として、麻薬等の薬効の知識を有し、その害の大きさを十分認識しているにも関わらず、自ら違反したということに対しては、重い処分とする。

6）**再生医療等の安全性の確保等に関する法律違反**（再生医療等提供計画を提出しないで再生医療等の提供を行った場合　等）

再生医療等は、これまで有効な治療法のなかった疾患の治療ができるようになるなど、国民の期待が高い一方、新しい医療であることから、安全性の確保等を図りつつ迅速に提供する必要があるため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下「再生医療等安全性確保法」という。）により、再生医療等を提供しようとする場合には、あらかじめ再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出することを義務付けるなど、再生医療等の安全性の確保に関する手続等を定めている。

再生医療等提供計画を提出しないで再生医療等の提供を行った場合など、国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師自らが、同法令に違反することは、再生医療等の安全な提供を阻害し、医療の質を低下させることにより、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、再生医療等安全性確保法に基づく行政処分とは別に医師法又は歯科医師法に基づく行政処分を行うこととする。

また、その行政処分の程度は、事案の悪質性や注意義務の程度等を考慮して判断する。

7）**殺人及び傷害**（殺人、殺人未遂、傷害（致死）、暴行等）

本来、人の命や身体の安全を守るべき立場にある医師、歯科医師が、殺人や傷害の罪を犯した場合には厳正な処分をすべきと考えるが、個々の事案では、その様態や原因が様々であることから、それらを考慮する必要がある。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、殺人、傷害致死といった悪質な事案は当然に重い処分とし、その他の暴行、傷害等は、医師、歯科医師としての立場や知識を利用した事案かどうか、事犯に及んだ情状などを考慮して判断する。

８）業務上過失致死（致傷）

①交通事犯（業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反等）

自動車等による業務上過失致死（傷害）等については、医師、歯科医師に限らず不慮に犯し得る行為であり、また、医師、歯科医師としての業務と直接の関連性はなく、その品位を損する程度も低いことから、基本的には戒告等の取り扱いとする。

ただし、救護義務を怠ったひき逃げ等の悪質な事案については、行政処分の対象とし、行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、人の命や身体の安全を守るべき立場にある医師、歯科医師としての倫理が欠けていると判断される場合には、重めの処分とする。

②医療過誤（業務上過失致死、業務上過失傷害等）

人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する医師、歯科医師は、その業務の性質に照し、危険防止の為に医師、歯科医師として要求される最善の注意義務を尽くすべきものであり、その義務を怠った時は医療過誤となる。

司法処分においては、当然、医師としての過失の度合い及び結果の大小を中心として処分が判断されることとなる。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、明らかな過失による医療過誤や繰り返し行われた過失など、医師、歯科医師として通常求められる注意義務が欠けているという事案については、重めの処分とする。

なお、病院の管理体制、医療体制、他の医療従事者における注意義務の程度や生涯学習に努めていたかなどの事項も考慮して、処分の程度を判断する。

９）猥せつ行為（強制猥せつ、売春防止法違反、児童福祉法違反、青少年育成条例違反等）

国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師は、倫理上も相応なものが求められるものであり、猥せつ行為は、医師、歯科医師としての社会的信用を失墜させる行為であり、また、人権を軽んじ他人の身体を軽視した行為である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、特に、診療の機会に医師、歯科医師としての立場を利用した猥せつ行為などは、国民の信頼を裏切る悪質な行為であり、重い処分とする。

10）贈収賄（収賄罪、贈賄罪等）

贈収賄は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に医師としての地位や立場を利用した事犯など悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

11）詐欺・窃盗（詐欺罪、詐欺幇助、同行使等）

詐欺・窃盗は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、医師、歯科医師としての立場を利用して、虚偽の診断書を作成、交付するなどの方法により詐欺罪に問われるような行為は、業務に関連した犯罪であり、医師、歯科医師の社会的信用を失墜させる悪質な行為であるため、重い処分とする。

12）文書偽造（虚偽診断書作成、同行使、虚偽有印公文書偽造等）

文書偽造は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、虚偽の診断書を作成、交付した場合など医師、歯科医師としての立場を利用した事犯等悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

13）税法違反（所得税法違反、法人税法違反、相続税法違反等）

脱税は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

また、医療は、非営利原則に基づいて提供されるべきものであることから、医業、歯科医業に係る脱税は、一般的な倫理はもとより、医師、歯科医師としての職業倫理を欠くものと認められる。このため、診療収入に係る脱税など医業、歯科医業に係る事案は、重めの処分とする。

14）診療報酬の不正請求等（診療報酬不正請求、検査拒否（保険医等登録取消））

診療報酬制度は、医療の提供の対価として受ける報酬であり、我が国の医療保険制度において重要な位置を占めており、これを適正に受領することは、医師、歯科医師に求められる職業倫理においても遵守しなければならない基本的なものである。

診療報酬不正請求は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療について、医師、歯科医師としての地位を利用し社会保険制度を欺いて私腹を肥やす行為であることから、診療報酬の不正請求等により保険医等の登録の取消処分を受けた医師、歯科医師については、当該健康保険法に基づく行政処分とは別に医師法又は歯科医師法による行政処分を行うこととする。

当該不正行為は、医師、歯科医師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようというものであり、我が国の国民皆保険制度の根本に抵触する重大な不正行為である。したがって、その行政処分の程度は、診療報酬の不正請求により保険医の取消を受けた事案については、当該不正請求を行ったという事実に着目し、不正の額の多寡に関わらず、一定の処分とする。ただし、特に悪質性の高い事案の場合には、それを考慮した処分の程度とする。

また、健康保険法等の検査を拒否して保険医の取消を受けた事案については、検査拒否という行為が、社会保険制度の下に医療を行う医師、歯科医師に求められる職業倫理から到底許されるべきでないことから、より重い処分を行うこととする。

15）各指定医の指定取消等の処分理由となった行為（精神保健指定医、難病患者医療法に基づく指定医、児童福祉法に基づく指定医　等）

各指定医については、それぞれの根拠法に基づき業務を定めており、当該指定医に指定された者以外が、その業務を行うことは禁止されている。

これら指定医については、その社会的責務の重さから、指定を受けた上で関係業務を行うことができる仕組みとされているものであり、当該業務の遂行に当たっては、医師又は歯科医師としてより一層の職業倫理の遵守が求められるものである。このため、指定医の指定取消又はこれに準ずる処分を受けることとなる行為については、当該社会的要請として求められる業務に対する国民の信頼を失墜させ、医師又は歯科医師としての品位に欠け、職業倫理に反する行為である場合があることから、そのような場合には、当該指定医制度に基づく行政処分とは別に医師法又は歯科医師法による行政処分を行うこととする。

また、その行政処分の程度は、事案の悪質性や注意義務の程度等を考慮して判断する。

参考資料２：各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大について
厚生労働省ＨＰ
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/committee/20190422/190422honkaigi04.pdf

資料3―1

各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大について

平成31年４月22日

厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために

1

保育士について

①　旧姓使用に関する現状の制度

○　保育士登録証については、現行では、氏名（戸籍名）だけを記載するものであり、旧姓併記を行うことはできない。

＜参考＞保育士登録の制度

○　保育士となる資格を有する者が保育士となるには、都道府県に備えつけられている、保育士登録簿に氏名等の事項の登録を受けなければならない。

　都道府県知事は、保育士の登録をしたときは、当該保育士に対して氏名を記載した保育士登録証を交付することとされている。

　また、保育士が結婚する等、氏名が変わった場合には、保育士登録証の書換え交付の申請をしなければならない。

②　旧姓使用の拡大に向けた取組

○　保育士登録申請書の様式等の改正（省令改正）を行うことにより、旧姓併記について、可能とする方向で検討。

　なお、施行時期については、保育士登録を行う保育士登録事務処理センターにおける保育士等のシステム改修の必要性等を考慮する必要。

介護福祉士について

①　旧姓使用に関する現状の制度

○　介護福祉士の資格を有することの証明書として、介護福祉士登録証があるが、現行制度においては、氏名（戸籍名）を記載するものであり、旧姓併記を行うことはできない。

＜参考１＞介護福祉士登録の制度（社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則）

- 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、厚生労働省に備えている介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等の事項の登録を受けなければならない。
- 厚生労働大臣は介護福祉士の登録をしたときは、上記事項を記載した介護福祉士登録証を交付する。
  また、介護福祉士は、登録を受けた事項に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

＜参考２＞介護福祉士の男女比率

介護福祉士として登録されている者（約162万人）のうち、男性は23.8%（約39万人）、女性は76.2%（約124万人）と女性が３／４が占めている。

②　旧姓使用の拡大に向けた取組

○　介護福祉士登録証や介護福祉士登録申請書の様式等の改正（省令改正）を行うことにより、旧姓併記について可能とする方向で検討。

なお、施行時期については、介護福祉士の登録を行う指定登録機関である社会福祉振興・試験センターにおける介護福祉士登録のシステム改修の必要性等を考慮する必要。

医師について

従来の取扱い

○　医師等の医療関係職種の旧姓使用については、婚姻によって姓を改めた場合、医師法等に基づき医籍等の訂正を申請する義務が生じるが、免許証については、氏名の変更に伴う免許証の書換が義務化されていないことから、旧姓の免許証を引き続き使用することが可能。
○　医籍等が新姓に訂正された後に免許証を滅失した者に再交付を行う場合や、医師免許等取得前に婚姻によって姓を改めた場合には、医籍等の登録及び免許証の交付は新姓のみで行う。

旧姓併記を可能とするに至った背景

○　「女性活躍加速のための重点方針２０１７」（平成２９年６月６日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、マイナンバーカードや旅券に旧姓を併記することが可能となるよう、必要な検討等を行うこととされた趣旨等を踏まえ、医師等の医療関係職種に係る免許証について、旧姓併記を可能とすることとした（平成３１年１月１日施行）。

改正内容の周知

○　免許申請等に係る申請書に、旧姓併記の希望の有無欄及び旧姓欄を設けるよう省令改正を行い、改正の内容を平成30年12月10日に各都道府県及び公益社団法人日本医師会等の各団体にも周知を行った。
○　医師については、平成３１年２月末現在で２１７件の旧姓併記がなされたところ。今後も各団体等の意見を伺いながら認知度の向上を検討してまいりたい。

医師について

参考

＜参考１＞医師法施行令 （昭和二十八年十二月八日政令第三百八十二号）（抄）
第四条（医籍の登録事項）
医籍には、次に掲げる事項を登録する。
一 （略）
二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
三～七　（略）
第五条（登録事項の変更）
医師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、医籍の訂正を申請しなければならない。
２　（略）
第八条（免許証の書換交付）
医師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を申請することができる。
２　前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

＜参考２＞
女性活躍加速のための重点方針２０１７（平成２９年６月６日　すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抄）
２．女性活躍の視点に立った制度等の整備
（２）旧姓の通称としての使用の拡大
①マイナンバーカード等への旧姓併記の推進
住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成３０年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。
②旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討
旅券について、平成３１年度を目処に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮に入れつつ、引き続き必要な検討を行う。

医師について

参考

＜参考３＞医師免許申請書

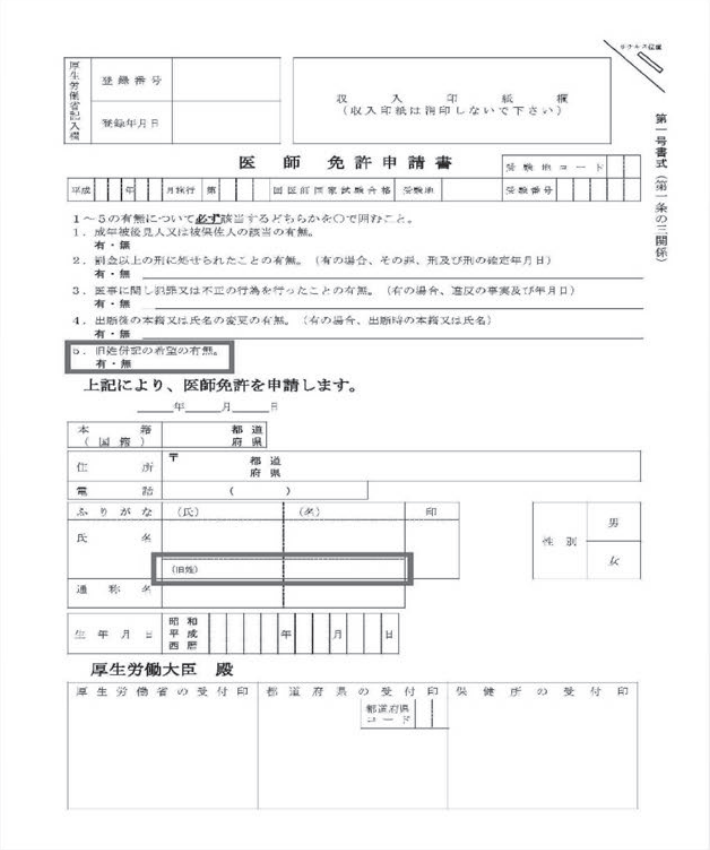

第一号書式（第一条の二関係）

厚生労働省記入欄	
登録番号	
登録年月日	

収入印紙欄
（収入印紙は消印しないで下さい）

医　師　免許申請書

登録地コード	
平成　年　月執行　第　回医師国家試験合格　受験地　受験番号	

1～5の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1．成年被後見人又は被保佐人の該当の有無。
有・無

2．罰金以上の刑に処せられたことの有無。（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）
有・無

3．医事に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。（有の場合、違反の事実及び年月日）
有・無

4．出願後の本籍又は氏名の変更の有無。（有の場合、出願時の本籍又は氏名）
有・無

5．旧姓併記の希望の有無。
有・無

上記により、医師免許を申請します。

＿＿年＿＿月＿＿日

本籍（国籍）	都道府県
住所	〒　都道府県
電話	（　）
ふりがな	（氏）　（名）　印
氏名	
	（旧姓）
通称名	
生年月日	昭和 平成 西暦　年　月　日
性別	男 / 女

厚生労働大臣　殿

厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印
	都道府県コード	

執筆者一覧

※【　】内は担当章

研究代表者

保坂　　亨（千葉大学教育学部附属教員養成開発センター）【I II-3 III IV】

共同研究者

林　　陽一（千葉大学大学院社会科学研究院）【II-2】

佐々木結花（独立行政法人国立病院機構東京病院　呼吸器センター　呼吸器内科臨床研究部）【II-1】

増沢　　高（子どもの虹情報研修センター）【Ⅲ】

研究協力者

髙橋　　温（新横浜法律事務所）

小林美智子（西日本こども研修センター　あかし）

2020 年（令和２年）度研究報告書

人材育成に関する調査研究：
―専門職の養成と任用後の育成に関する研究―

令和３年９月30日発行

発　行　社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
（日本虐待・思春期問題情報研修センター）
編　集　子どもの虹情報研修センター
〒 245-0062　横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045－871－8011　FAX. 045－871－8091
mail：info@crc-japan.net
URL：http://www.crc-japan.net
編　集　研究代表者　保坂　亨
共同研究者　林　陽一
佐々木結花
増沢　高
印　刷　㈱シーケン　TEL. 045－893 －5171